

# 令和 6（2024）年度 包括外部監査結果報告書

基金の管理及び運用に関する財務事務の執行について

令和 7（2025）年 2 月

川崎市包括外部監査人

公認会計士 小俣雅弘



# 目次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| <b>I. 包括外部監査の概要</b> .....           | 1  |
| (1) 外部監査の種類 .....                   | 1  |
| (2) 選定した特定の事件（監査テーマ） .....          | 1  |
| (3) 事件を選定した理由 .....                 | 1  |
| (4) 包括外部監査人及び補助者 .....              | 1  |
| (5) 包括外部監査の対象・実施期間 .....            | 2  |
| (6) 主な監査要点 .....                    | 3  |
| (7) 主な監査手続 .....                    | 3  |
| (8) 「監査の結果」と「意見」 .....              | 4  |
| (9) 利害関係 .....                      | 4  |
| <b>II. 地方自治体の基金の概要</b> .....        | 5  |
| (1) 地方自治体における基金 .....               | 5  |
| (2) 基金の設置及び処分 .....                 | 5  |
| (3) 基金の主な機能 .....                   | 5  |
| (4) 基金の分類 .....                     | 6  |
| (5) 基金残高の推移 .....                   | 6  |
| <b>III. 川崎市の基金について</b> .....        | 11 |
| (1) 川崎市の基金一覧 .....                  | 11 |
| (2) 川崎市の基金残高の推移 .....               | 13 |
| (3) 他の政令指定都市との比較 .....              | 16 |
| (4) 川崎市の基金に関する条例・規則等 .....          | 22 |
| (5) 川崎市の基金の積立目標額・積立方法・取崩方法 .....    | 22 |
| (6) 運用益金の処理について .....               | 27 |
| (7) 基金の活用状況 .....                   | 29 |
| <b>IV. 基金の実在性の検証</b> .....          | 35 |
| (1) 基金管理簿の作成状況 .....                | 36 |
| (2) 基金管理簿上の残高の実在性 .....             | 36 |
| <b>V. 基金の運用</b> .....               | 39 |
| (1) 川崎市の公金運用方針 .....                | 39 |
| (2) 基金運用の手法について .....               | 43 |
| (3) 過去5年間の基金の平均残高、運用収入、利回りの推移 ..... | 44 |
| (4) 基金運用実績について他団体との比較 .....         | 47 |
| (5) 基金の繰替運用 .....                   | 49 |
| <b>VI. 各基金の詳細内容</b> .....           | 55 |

|                                |            |
|--------------------------------|------------|
| 1. 財政調整基金 .....                | 55         |
| 2. 減債基金.....                   | 57         |
| 3. 土地開発基金 .....                | 61         |
| 4. スポーツ振興基金 .....              | 63         |
| 5. 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業基金 ..... | 65         |
| 6. 文化振興基金 .....                | 67         |
| 7. 国際交流基金 .....                | 70         |
| 8. 競輪施設等整備事業基金 .....           | 72         |
| 9. 競輪事業運営基金 .....              | 73         |
| 10. 勤労者福祉共済事業基金 .....          | 74         |
| 11. 地域環境保全基金 .....             | 76         |
| 12. 資源再生化基金.....               | 78         |
| 13. 国民健康保険財政調整基金 .....         | 80         |
| 14. 介護保険給付費準備基金 .....          | 82         |
| 15. 公害健康被害補償事業基金 .....         | 83         |
| 16. 心身障害者福祉事業基金 .....          | 85         |
| 17. 動物愛護基金 .....               | 87         |
| 18. 大規模災害被災者等支援基金.....         | 89         |
| 19. 長寿社会福祉振興基金.....            | 90         |
| 20. 民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金 ..... | 92         |
| 21. 子ども・若者応援基金.....            | 93         |
| 22. 災害遺児等援護事業基金 .....          | 95         |
| 23. 都市整備事業基金 .....             | 97         |
| 24. 鉄道整備事業基金 .....             | 99         |
| 25. 市営住宅等修繕基金 .....            | 101        |
| 26. 市営住宅等敷金基金 .....            | 103        |
| 27. 緑化基金.....                  | 104        |
| 28. 等々力陸上競技場整備基金 .....         | 108        |
| 29. 墓地整備事業基金 .....             | 110        |
| 30. 港湾整備事業基金 .....             | 112        |
| 31. 災害救助基金 .....               | 114        |
| 32. 奨学事業基金 .....               | 115        |
| 33. 学校給食運営基金 .....             | 117        |
| <b>VII. 監査の結果及び意見 .....</b>    | <b>119</b> |
| (1) 監査の結果について .....            | 119        |
| (2) 監査対象の基金、指摘及び意見 .....       | 121        |

|                                          |     |
|------------------------------------------|-----|
| （３） 指摘及び意見 .....                         | 122 |
| ① 【意見】 減債基金以外の基金の運用手法の検討について .....       | 122 |
| ② 【意見】 寄附金増額に向けた取組の検討について .....          | 123 |
| ③ 【意見】 減債基金からの借入の確実な返済について .....         | 125 |
| ④ 【意見】 基金収支状況集計表のシステム化について .....         | 127 |
| ⑤ 【意見】 基金の活用方針について.....                  | 127 |
| ⑥ 【意見】 寄附金増額に向けた取組の検討について .....          | 128 |
| ⑦ 【意見】 基金充当事業の検討について .....               | 130 |
| ⑧ 【意見】 中長期の積立計画の作成について .....             | 130 |
| ⑨ 【意見】 基金残高と市営住宅管理システムの敷金残高の照合について ..... | 131 |
| ⑩ 【指摘】 募金の回収手続について.....                  | 131 |
| ⑪ 【意見】 募金箱のあり方の検討について.....               | 132 |

(本報告書における記載内容等の注意事項)

#### 1. 端数処理

報告書の数値は、原則として、金額の単位未満の端数を切り捨て、比率の表示単位未満について切り捨てにより表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料や川崎市から入手した資料等については、千円単位等で端数処理がされているものは、原則としてその数値をそのまま使用している。

#### 2. 報告書の数値・表記等の出典

報告書の数値・表記等は、原則として川崎市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。

報告書の数値等のうち、川崎市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

## I. 包括外部監査の概要

### (1) 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく監査

### (2) 選定した特定の事件（監査テーマ）

基金の管理及び運用に関する財務事務の執行について

### (3) 事件を選定した理由

地方自治法第 241 条では基金について、条例の定めるところにより積立、管理が適切に実施されるとともに、確実かつ効率的な運用が求められている。また、特定の目的のために積み立てられた基金については、その目的に沿った事業が適切に遂行される必要がある。

川崎市の令和 6 年 5 月末における基金数は 33 であり、その残高総額は 3,388 億円である。これは、令和 5 年度の川崎市の一般会計予算規模 8,600 億円の 39%に当たり、その金額的重要性は高いと言える。さらに、令和 6 年度予算においては減債基金からの新規借入が 157 億円計上されており、借入総額は 674 億円に達している。減債基金からの借入金については、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行われているとのことであるが、毎年度の予算編成や決算の中で、借入額の圧縮と早期の返済に努めることが必要とされている。

そのため、各基金の積立について必要な額が積み立てられているか、取崩しについて設置目的に従って必要な事業に充当されているか、運用について確実性、効率性は確保されているか等を確認することは、市の財政の健全性という観点から有用であると考えた。

このような状況を踏まえ、基金の管理及び運用に関する財務事務の執行について合規性、事業の執行の有効性、運用の効率性等について監査することは意義があると考え、今回の包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

### (4) 包括外部監査人及び補助者

|         |        |       |
|---------|--------|-------|
| 包括外部監査人 | 小俣 雅弘  | 公認会計士 |
| 補助者     | 板垣 宏一郎 | 公認会計士 |
| 同       | 佐藤 秀忠  | 公認会計士 |
| 同       | 佐々木 智弘 | 公認会計士 |
| 同       | 山本 夏海  | 公認会計士 |

|   |       |       |
|---|-------|-------|
| 同 | 神戸 亮太 | 公認会計士 |
| 同 | 疋田 翔  | 公認会計士 |
| 同 | 小林 大輔 | 会計士補  |

(5) 包括外部監査の対象・実施期間

① 対象

令和5年度末に設置されている全ての基金を対象とした。

(監査対象の基金)

| No. | 基金名                   | 所管局   | 所管課              |
|-----|-----------------------|-------|------------------|
| 1   | 財政調整基金                | 財政局   | 財政課              |
| 2   | 減債基金                  | 財政局   | 資金課              |
| 3   | 土地開発基金                | 財政局   | 資産運用課            |
| 4   | スポーツ振興基金              | 市民文化局 | 市民スポーツ室          |
| 5   | 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業基金 | 市民文化局 | 市民文化振興室          |
| 6   | 文化振興基金                | 市民文化局 | 市民文化振興室          |
| 7   | 国際交流基金                | 市民文化局 | 多文化共生推進課         |
| 8   | 競輪施設等整備事業基金           | 経済労働局 | 公営事業部総務課         |
| 9   | 競輪事業運営基金              | 経済労働局 | 公営事業部総務課         |
| 10  | 勤労者福祉共済事業基金           | 経済労働局 | 労働雇用部            |
| 11  | 地域環境保全基金              | 環境局   | 企画課              |
| 12  | 資源再生化基金               | 環境局   | 減量推進課            |
| 13  | 国民健康保険財政調整基金          | 健康福祉局 | 医療保険課            |
| 14  | 介護保険給付費準備基金           | 健康福祉局 | 介護保険課            |
| 15  | 公害健康被害補償事業基金          | 健康福祉局 | 環境保健・アレルギー疾患対策担当 |
| 16  | 心身障害者福祉事業基金           | 健康福祉局 | 障害者社会参加・就労支援課    |
| 17  | 動物愛護基金                | 健康福祉局 | 生活衛生担当           |
| 18  | 大規模災害被災者等支援基金         | 健康福祉局 | 総務部危機管理担当        |
| 19  | 長寿社会福祉振興基金            | 健康福祉局 | 地域包括ケア推進室        |
| 20  | 民間社会福祉事業従事者福利厚        | 健康福祉局 | 地域包括ケア推進         |

| No. | 基金名          | 所管局      | 所管課                |
|-----|--------------|----------|--------------------|
|     | 生等事業基金       |          | 室                  |
| 21  | 子ども・若者応援基金   | こども未来局   | 企画課                |
| 22  | 災害遺児等援護事業基金  | こども未来局   | 児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 |
| 23  | 都市整備事業基金     | まちづくり局   | 企画課                |
| 24  | 鉄道整備事業基金     | まちづくり局   | 交通政策室              |
| 25  | 市営住宅等修繕基金    | まちづくり局   | 住宅整備推進課            |
| 26  | 市営住宅等敷金基金    | まちづくり局   | 住宅整備推進課            |
| 27  | 緑化基金         | 建設緑政局    | みどり・多摩川協働推進課       |
| 28  | 等々力陸上競技場整備基金 | 建設緑政局    | みどりの管理課            |
| 29  | 墓地整備事業基金     | 建設緑政局    | 霊園事務所              |
| 30  | 港湾整備事業基金     | 港湾局      | 庶務課                |
| 31  | 災害救助基金       | 危機管理本部   | 危機管理部              |
| 32  | 奨学事業基金       | 教育委員会事務局 | 学事課                |
| 33  | 学校給食運営基金     | 教育委員会事務局 | 健康給食推進室            |

## ② 実施期間

令和6年8月1日から令和7年1月26日まで

## (6) 主な監査要点

包括外部監査の主な監査要点は以下のとおりである。

- ・ 積立について、必要な額が積み立てられているか、又は過剰に積み立てられていないか。
- ・ 積立方法は適切に整備・運用されているか。
- ・ 取崩について、充当事業は設置目的に従って適切か。
- ・ 取崩方法は適切に整備・運用されているか。
- ・ 運用について、確実性、効率性は確保されているか。
- ・ 運用方法は適切に整備・運用されているか。

## (7) 主な監査手続

包括外部監査の主な監査手続は以下のとおりである。

- ・ 基金に係る条例等を査閲し、基金の概要を把握する。
- ・ 基金の直近推移、現在高を把握し、異常性の有無を把握する。

- ・ 各基金について所管課へヒアリング及び書面調査を実施する。

(8) 「監査の結果」と「意見」

本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」に分けて記載している。

「指摘」は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項（主に合规性に関する事項）に該当する。法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項となる。

「意見」は、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など（経済性、効率性及び有効性に関する事項）に該当する。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には「指摘」としている。

(9) 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## II. 地方自治体の基金の概要

### (1) 地方自治体における基金

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための資金又は財産である。

### (2) 基金の設置及び処分

基金は、各自治体の条例によって設置することが可能であるが、条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用することが求められており、条例で定めた特定の目的のためでなければ処分することができないという性質を有する。

#### ・地方自治法

##### (基金)

第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

### (3) 基金の主な機能

基金の主な機能としては以下の 2 点があげられる。

- ① 特定の事業の複数年度にわたる安定的な運営
- ② 歳入・歳出の変動に対する年度間の財源調整

(参考) 地方財政審議会「今後目指すべき地方財政の姿と令和 2 年度の地方財政への対応についての意見」第二 令和 2 年度の地方財政への対応より抜粋

#### 1. ③地方自治体の基金

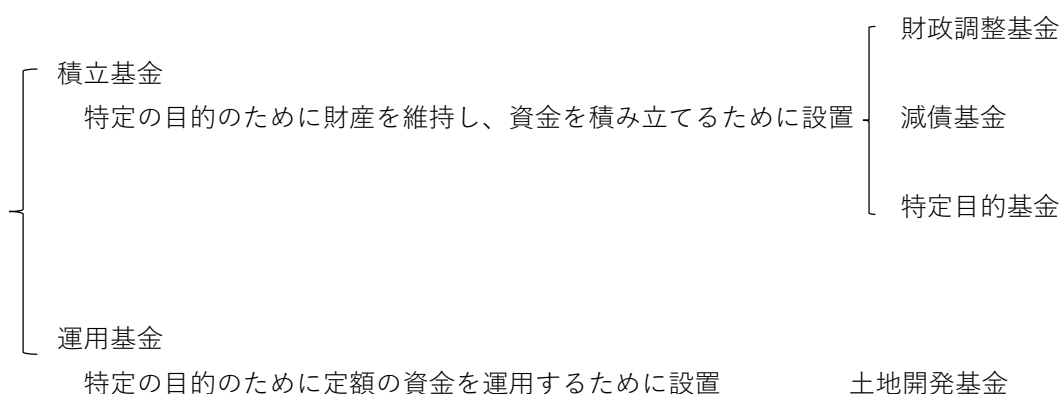
地方自治体の基金は、年度間の財源調整や、特定の事業の複数年度にわたる安定的な運営等のために設けられるものである。地方自治体は例外的に認められている範囲内でしか赤字地方債を発行することができないため、歳入・歳出の変動は、基金で対応することが地方財政上の前提であり、一定水準の基金の確保は、財政運営上当然に必要な

ものである。

#### (4) 基金の分類

基金は、地方自治法第 241 条第 1 項の規定により、積立基金と運用基金の 2 種類に分類される。

積立基金は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる基金であり、財政調整基金、減債基金、それ以外の特定目的基金が該当する。運用基金は特定の目的のために定額の資金を運用する基金であり、例示すると土地開発基金が該当する。



#### (5) 基金残高の推移

##### ① 近年の自治体全体の基金残高の推移

全国の自治体の基金残高の推移について、総務省の地方財政状況調査関係資料から監査人が集計した結果は以下のとおりである。(減債基金には満期一括償還地方債の元利償還に充てるための積立額は含まれていない。)

当該資料では都道府県、市区町村別に積立基金（財政調整基金、減債基金、特定目的基金）残高の調査結果が記載されている。基金全体では都道府県及び市区町村のどちらも近年は増加傾向にあり、増加の内訳では都道府県、市区町村ともに特定目的基金が増加している。

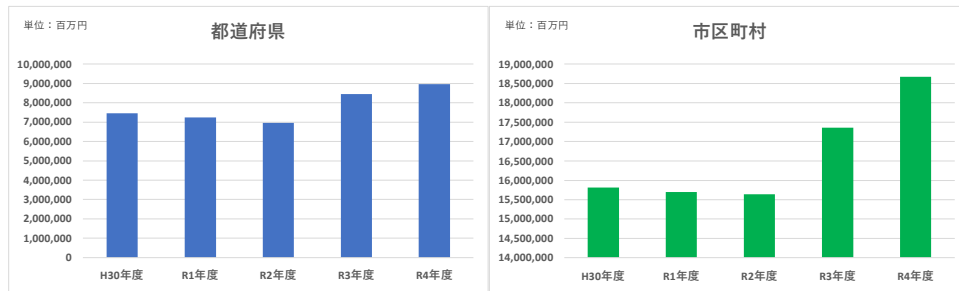
都道府県では特に令和 3 年度から令和 4 年度にかけて特定目的基金が増加しており、東京都、神奈川県といった団体においては、1,000 億円を超える増加が見受けられる。東京都においては、都市の強靱化など、首都東京が新たな価値を生み出す都市へと進化し続けるための財政基盤の強化に向け、新たな基金の創設や既存基金への積立を行っ

た結果、残高は増加している。神奈川県では基金の新設、公共用施設等基金、気候変動対策基金といった既存基金の積立による増加である。

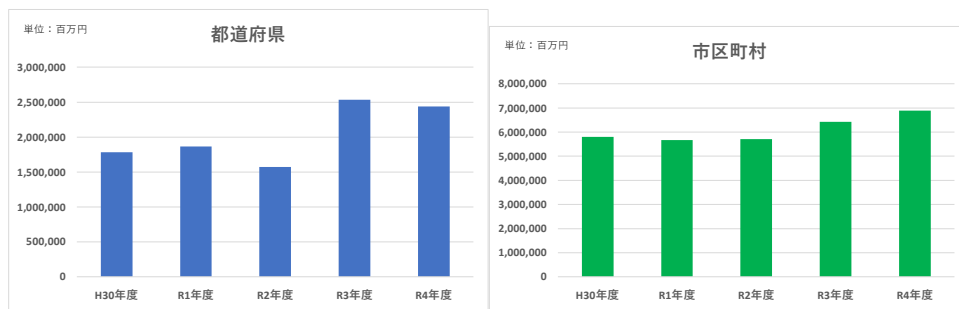
市区町村では令和2年度から令和4年度にかけて特定目的基金が年々増加している。令和2年度から令和3年度にかけては、札幌市、世田谷区、板橋区、名古屋市といった団体で特定目的基金が100億円以上増加しており、公共施設等整備基金、庁舎等建設等基金といった施設の改築・改修に備えた基金の積立が増加要因である。

令和3年度から令和4年度にかけては、札幌市、世田谷区、板橋区、葛飾区といった団体で特定目的基金が100億円以上増加しており、同様に公共施設等整備基金、庁舎等建設等基金といった施設の改築・改修に備えた基金の積立が増加要因である。

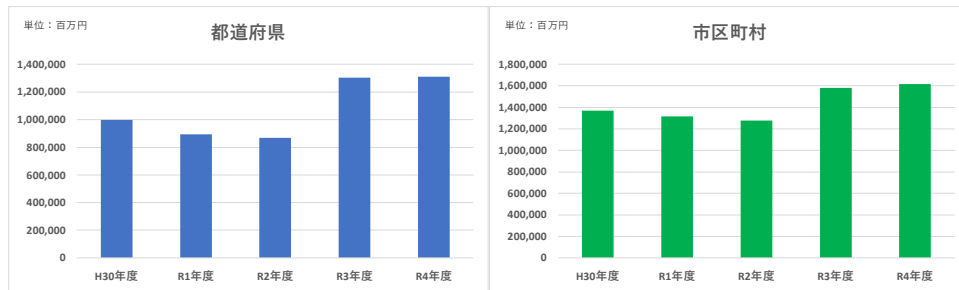
## 【基金全体】



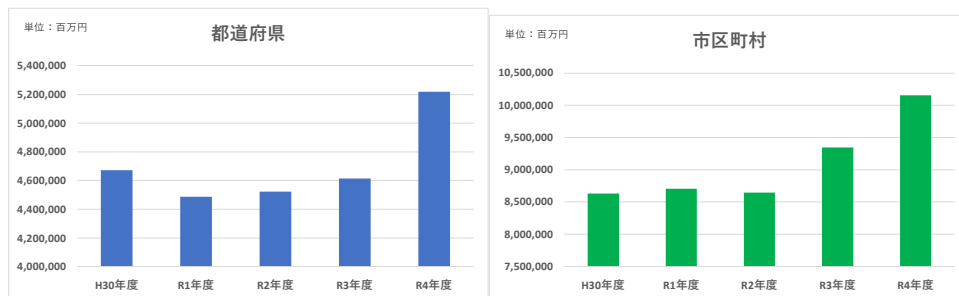
## 【財政調整基金】



## 【減債基金】



## 【特定目的基金】



## ② 基金の積立状況等に関する調査結果

総務省が毎年度実施している「地方財政状況調査」と合わせて、地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査を実施し、その結果を平成 29 年 11 月に公表している。

近年、自治体全体の基金残高は増加傾向にあるが、調査結果を見ると、都道府県と市町村の基金総額は平成 18 年度末は 13.6 兆円、平成 28 年度末は 21.5 兆円であり、10 年間で 7.9 兆円の増加があったことが分かる。

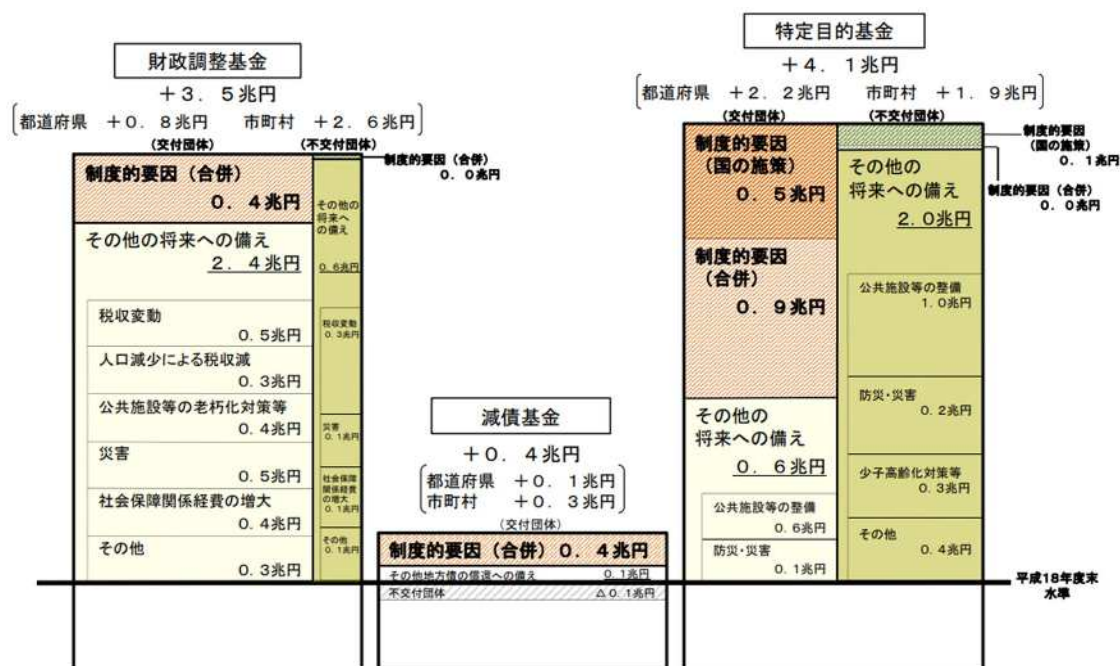
|      | 平成28年度末    | 平成18年度末    | 増加額       | 増加率   |
|------|------------|------------|-----------|-------|
| 基金総額 | 21兆5,461億円 | 13兆6,022億円 | 7兆9,439億円 | 58.4% |
| 都道府県 | 6兆9,772億円  | 3兆8,768億円  | 3兆1,004億円 | 80.0% |
| 市町村  | 14兆5,690億円 | 9兆7,254億円  | 4兆8,435億円 | 49.8% |

(内訳)

|        | 平成28年度末    | 平成18年度末   | 増加額       | 増加率    |
|--------|------------|-----------|-----------|--------|
| 財政調整基金 | 7兆5,241億円  | 4兆720億円   | 3兆4,521億円 | 84.8%  |
| 都道府県   | 1兆5,592億円  | 7,315億円   | 8,277億円   | 113.1% |
| 市町村    | 5兆9,649億円  | 3兆3,404億円 | 2兆6,245億円 | 78.6%  |
| 減債基金   | 2兆5,440億円  | 2兆1,398億円 | 4,042億円   | 18.9%  |
| 都道府県   | 1兆1,344億円  | 1兆713億円   | 631億円     | 5.9%   |
| 市町村    | 1兆4,096億円  | 1兆686億円   | 3,410億円   | 31.9%  |
| 特定目的基金 | 11兆4,781億円 | 7兆3,904億円 | 4兆876億円   | 55.3%  |
| 都道府県   | 4兆2,836億円  | 2兆740億円   | 2兆2,096億円 | 106.5% |
| 市町村    | 7兆1,945億円  | 5兆3,165億円 | 1兆8,780億円 | 35.3%  |

(出所：総務省 地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果のポイント及び分析)

7.9 兆円の増加の内訳は都道府県で 3.1 兆円、市町村で 4.8 兆円の増加となっており、基金の種類別では、財政調整基金が 3.4 兆円、減債基金が 0.4 兆円、特定目的基金が 4.8 兆円の増加となっている。



(出所：総務省 地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果のポイント及び分析)

財政調整基金の増加要因としては、税収変動、災害への対応、社会保障関係経費の増大といった将来への備えが3.0兆円と主な増加要因となっている。特定目的基金の増加要因も同様に公共施設等の整備、防災・災害等の将来への備えが2.6兆円と主な増加要因となっている。

<要因ごとの基金増加額の試算>

(単位：兆円)

| 増加要因                                   |                                          | 増加額 | 交付<br>団体 | うち<br>道府県 | うち<br>市町村 | 不交付<br>団体 | うち<br>東京都・特別区 |
|----------------------------------------|------------------------------------------|-----|----------|-----------|-----------|-----------|---------------|
| (1) 制度的な要因                             |                                          | 2.3 | 2.1      | 0.4       | 1.7       | 0.1       | 0.1           |
|                                        | ① 国の施策に基づく特定目的基金 <sup>※1</sup> の増加       | 0.6 | 0.5      | 0.4       | 0.1       | 0.1       | 0.1           |
|                                        | ② 合併に伴う特例措置の終了に備えているもの等の増加 <sup>※2</sup> | 1.7 | 1.7      | —         | 1.7       | 0.0       | —             |
| (2) その他の将来の歳入減少・歳出増加への備え <sup>※3</sup> |                                          | 5.7 | 3.1      | 0.8       | 2.3       | 2.5       | 2.4           |
| 歳入                                     | ① 景気の動向による法人関係税等の変動                      | 0.8 | 0.5      | 0.3       | 0.3       | 0.3       | 0.3           |
|                                        | ② 人口減少による税収減                             | 0.3 | 0.3      | 0.0       | 0.3       | 0.0       | 0.0           |
|                                        | ③ 公共施設等の老朽化対策等                           | 2.0 | 1.0      | 0.1       | 0.8       | 1.1       | 1.0           |
|                                        | ④ 災害                                     | 0.9 | 0.6      | 0.2       | 0.4       | 0.3       | 0.3           |
|                                        | ⑤ 社会保障関係経費の増大                            | 0.7 | 0.3      | 0.0       | 0.3       | 0.4       | 0.4           |
| 歳出                                     | ⑥ その他                                    | 0.8 | 0.4      | 0.2       | 0.2       | 0.4       | 0.5           |
| 合 計                                    |                                          | 7.9 | 5.3      | 1.2       | 4.0       | 2.7       | 2.5           |

(出所：総務省 地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果のポイント及び分析)

### Ⅲ. 川崎市の基金について

#### (1) 川崎市の基金一覧

令和 6 年 5 月末における川崎市の基金の一覧は以下のとおりであり、33 の基金を有しており、合計では 3,388 億円の基金残高となっている。

減債基金の残高が約 2,919 億円であり、基金全体に占める割合は約 86%となっている。

| No. | 基金名                   | 使途・目的                 | 令和 6 年 5 月末<br>現在高<br>(単位：千円) |
|-----|-----------------------|-----------------------|-------------------------------|
| 1   | 財政調整基金                | 財政の健全な運営              | 7,350,973                     |
| 2   | 減債基金                  | 市債の償還                 | 291,979,577                   |
| 3   | 土地開発基金                | 公共用地先行取得等事業           | 857,582                       |
| 4   | スポーツ振興基金              | スポーツ振興事業              | 100,401                       |
| 5   | 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業基金 | 藤子・F・不二雄ミュージアム事業      | 542,538                       |
| 6   | 文化振興基金                | 文化振興事業                | 540,464                       |
| 7   | 国際交流基金                | 国際交流事業                | 120,651                       |
| 8   | 競輪施設等整備事業基金           | 競輪施設等の整備事業            | 2,013,241                     |
| 9   | 競輪事業運営基金              | 競輪事業の円滑な運営            | 786,184                       |
| 10  | 勤労者福祉共済事業基金           | 勤労者福祉共済事業             | 82,483                        |
| 11  | 地域環境保全基金              | 地域環境保全に関する知識の普及等を図る事業 | 400,000                       |
| 12  | 資源再生化基金               | 資源再生化事業               | 1,038,489                     |
| 13  | 国民健康保険財政調整基金          | 国民健康保険事業の財政の健全な運営     | 830,770                       |
| 14  | 介護保険給付費準備基金           | 介護保険事業の保              | 5,447,474                     |

| No. | 基金名                  | 使途・目的                    | 令和6年5月末<br>現在高<br>(単位：千円) |
|-----|----------------------|--------------------------|---------------------------|
|     |                      | 険給付等                     |                           |
| 15  | 公害健康被害補償事業基金         | 公害健康被害者の健康回復促進事業         | 174,147                   |
| 16  | 心身障害者福祉事業基金          | 心身障害者の総合福祉事業             | 463,505                   |
| 17  | 動物愛護基金               | 動物愛護事業                   | 121,954                   |
| 18  | 大規模災害被災者等支援基金        | 大規模災害の被災者等の支援事業          | 57,980                    |
| 19  | 長寿社会福祉振興基金           | 地域福祉事業                   | 1,001,583                 |
| 20  | 民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金 | 民間社会福祉事業従事者の福利厚生事業及び研修事業 | 67,000                    |
| 21  | 子ども・若者応援基金           | 頑張る子ども・若者を応援する事業         | 328,660                   |
| 22  | 災害遺児等援護事業基金          | 災害遺児等援護事業                | 247,356                   |
| 23  | 都市整備事業基金             | 都市計画事業及び都市施設の整備事業        | 3,979,318                 |
| 24  | 鉄道整備事業基金             | 鉄道整備事業及び駅改良等             | 8,707,023                 |
| 25  | 市営住宅等修繕基金            | 市営住宅等の修繕                 | 994,096                   |
| 26  | 市営住宅等敷金基金            | 市営住宅等の敷金の返還              | 898,407                   |
| 27  | 緑化基金                 | 都市緑化推進事業                 | 2,141,083                 |
| 28  | 等々力陸上競技場整備基金         | 等々力陸上競技場整備               | 87,817                    |
| 29  | 墓地整備事業基金             | 墓地整備事業                   | 725,775                   |
| 30  | 港湾整備事業基金             | 港湾整備事業                   | 5,327,273                 |
| 31  | 災害救助基金               | 災害救助法に基づく救助              | 1,045,196                 |
| 32  | 奨学事業基金               | 奨学事業                     | 39,710                    |

| No. | 基金名      | 使途・目的           | 令和 6 年 5 月末<br>現在高<br>(単位：千円) |
|-----|----------|-----------------|-------------------------------|
| 33  | 学校給食運営基金 | 学校給食の安定的<br>な運営 | 366,444                       |
|     | 合計       |                 | 338,865,155                   |

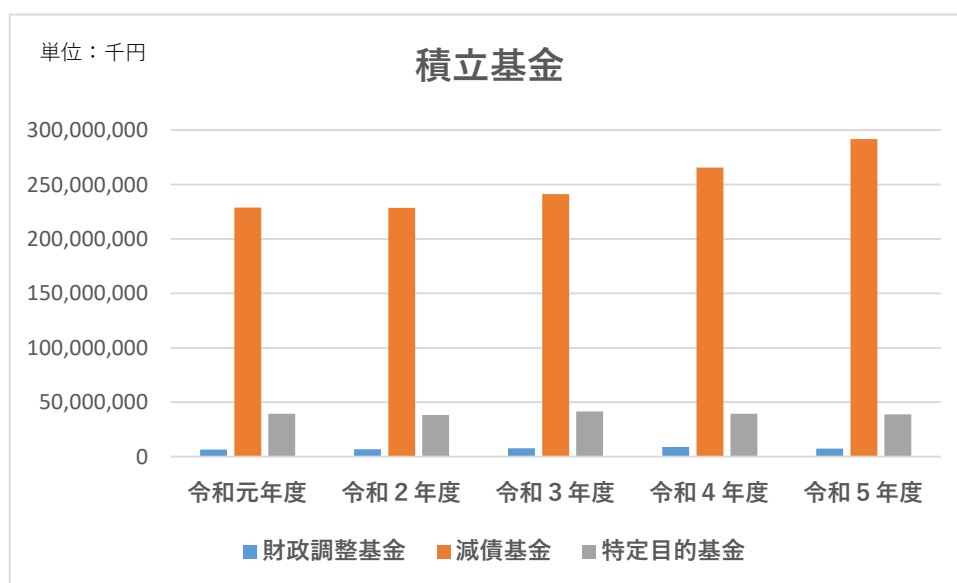
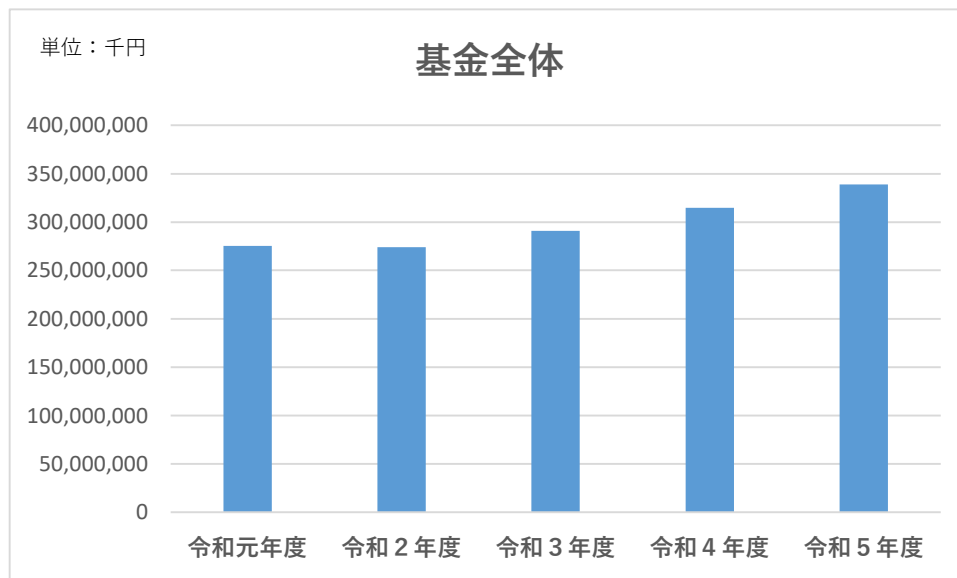
## (2) 川崎市の基金残高の推移

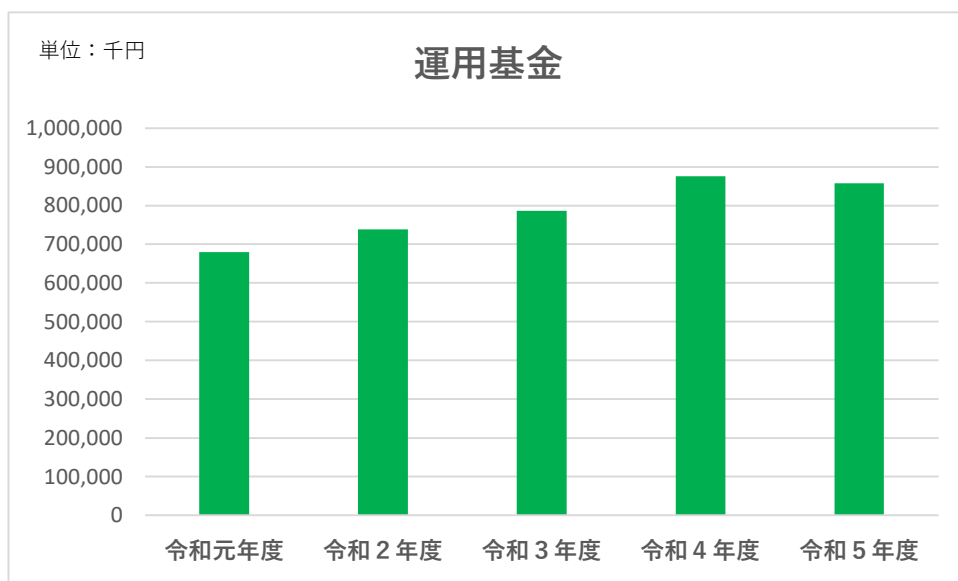
監査実施にあたり、川崎市の基金残高の推移を財政調整基金、減債基金、特定目的基金、運用基金（土地開発基金）ごとに把握した。推移を把握する期間は監査人の判断で5年程度が適当と考えた。川崎市の過去5年間の基金残高の推移は以下のとおりである。

過去5年間では基金全体の残高は増加している。増加要因は減債基金の残高の増加であり、特定目的基金は令和3年度に一時的に増加しているものの、その他の年度では減少傾向にある。減債基金については世代間の公平を図るために、市債の満期一括償還に備えて市債発行額の30分の1を計画的に積み立てていることによる増加であり、特定目的基金については、令和3年度の学校給食運営基金の新設、川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業基金への多額の寄附等により一時的に増加しているが、その後は港湾整備事業基金、国民健康保険財政調整基金等の取崩により減少傾向にある。

単位：千円

|        | 令和元年度       | 令和2年度       | 令和3年度       | 令和4年度       | 令和5年度       |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 財政調整基金 | 6,384,082   | 6,524,041   | 7,510,593   | 8,816,979   | 7,350,973   |
| 減債基金   | 228,965,212 | 228,718,337 | 241,225,741 | 265,784,257 | 291,979,577 |
| 特定目的基金 | 39,278,605  | 37,956,682  | 41,221,781  | 39,352,137  | 38,677,023  |
| 運用基金   | 679,685     | 738,785     | 787,109     | 875,919     | 857,582     |
| 合計     | 275,307,584 | 273,937,845 | 290,745,224 | 314,829,292 | 338,865,155 |



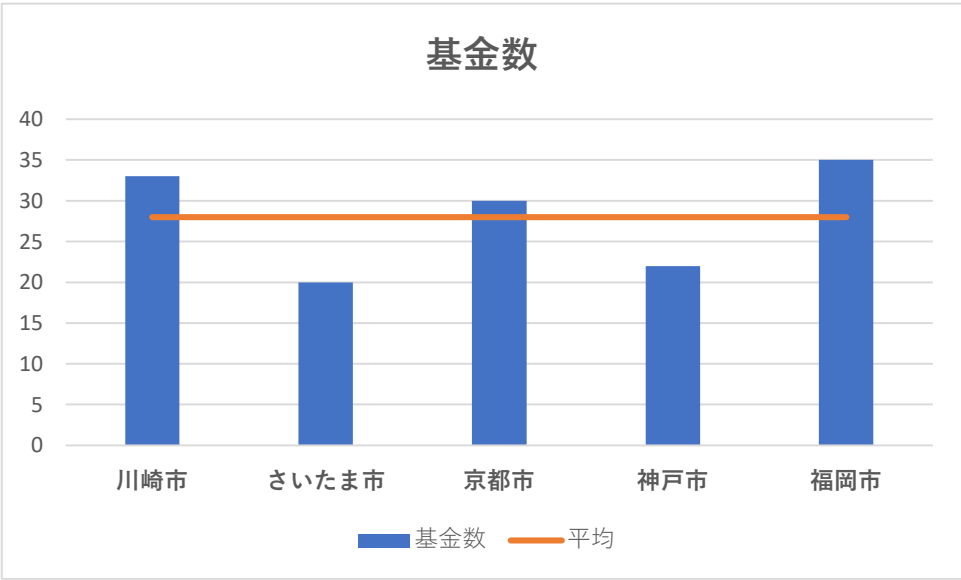


(3) 他の政令指定都市との比較

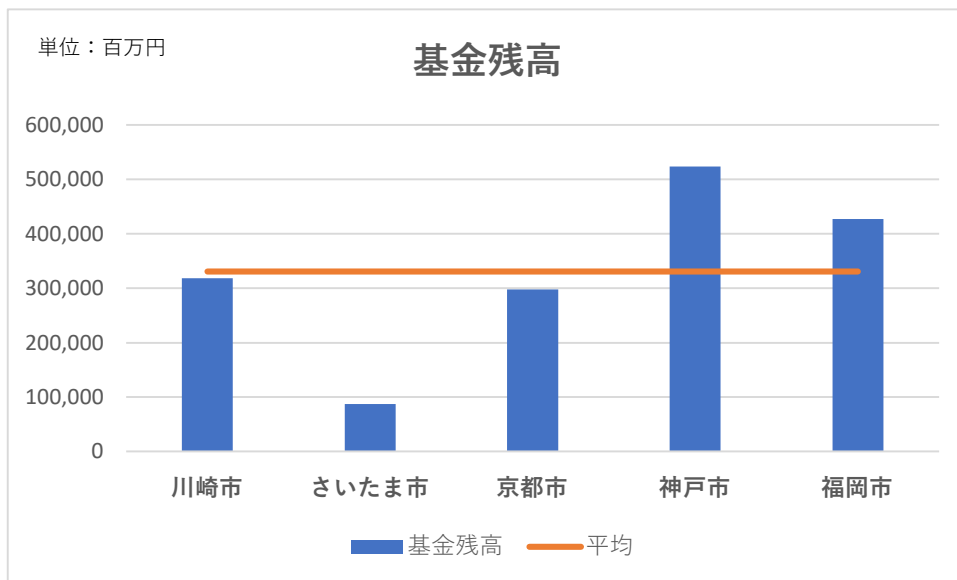
政令指定都市の中で人口規模が川崎市に近い、さいたま市、京都市、神戸市、福岡市の基金について、川崎市と比較した結果は以下のとおりである。

人口（令和４年７月５日現在）単位：人

| 川崎市       | さいたま市     | 京都市       | 神戸市       | 福岡市       |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1,538,262 | 1,324,025 | 1,463,723 | 1,525,152 | 1,612,392 |



|     | 川崎市 | さいたま市 | 京都市 | 神戸市 | 福岡市 | 平均 |
|-----|-----|-------|-----|-----|-----|----|
| 基金数 | 33  | 20    | 30  | 22  | 35  | 28 |

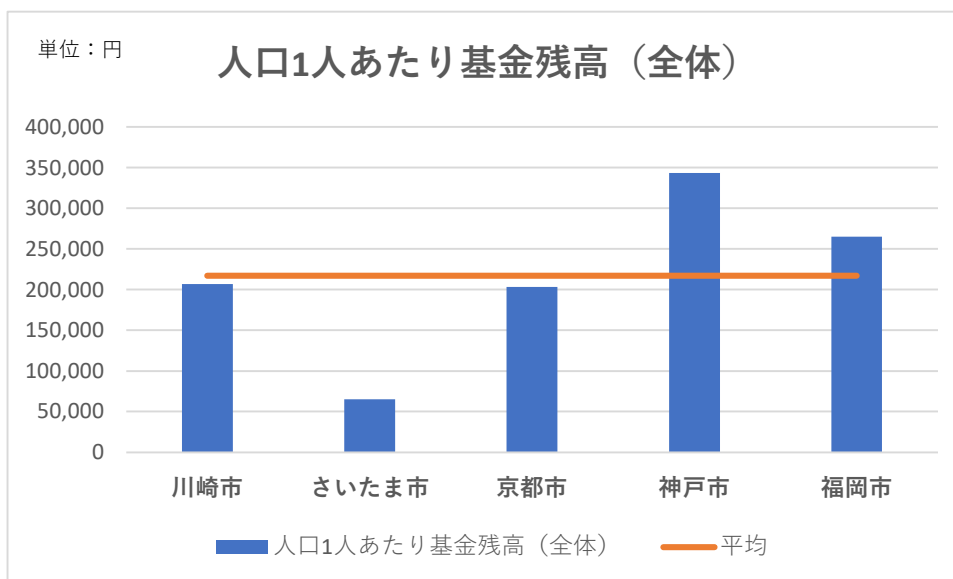


単位：百万円

|      | 川崎市     | さいたま市  | 京都市     | 神戸市     | 福岡市     | 平均      |
|------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 基金残高 | 318,324 | 86,571 | 297,864 | 523,515 | 427,244 | 330,704 |

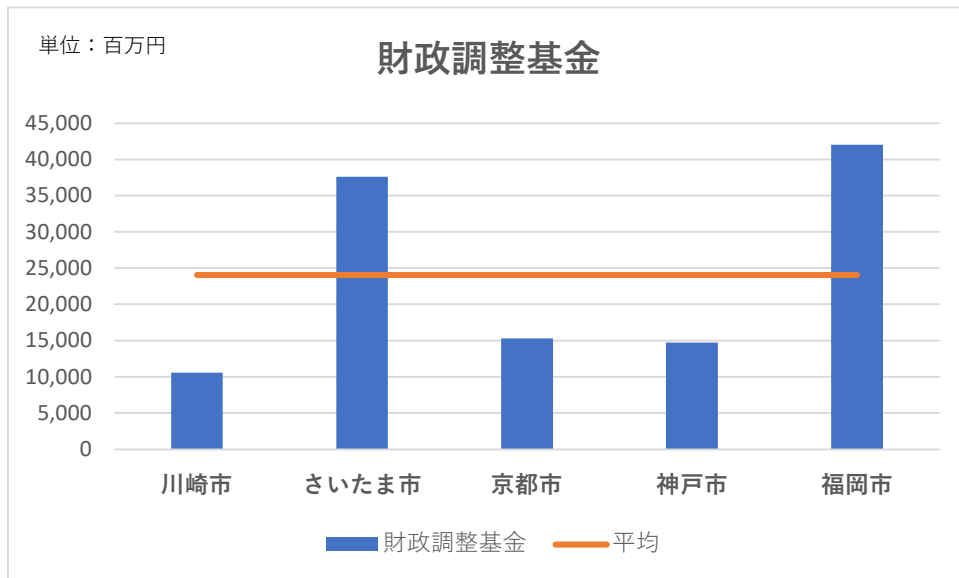
基金数の平均は 28 であり、川崎市の基金数は 33 であることから、比較した団体の平均を上回っている。一方で、基金残高の平均は約 3,307 億円であり、川崎市の基金残高は約 3,183 億円であることから比較した団体の平均を下回っている。

基金数は平均を上回るものの、残高については平均を下回っており、厳しい財政状況の中、基金への積立が難しいという事情はあると思われるが、基金は財政処理上のツールであり、他の財源との組み合わせで事業を行うという方針のもと、無駄に基金が積み上がっている状況ではないと考えられる。



単位：円

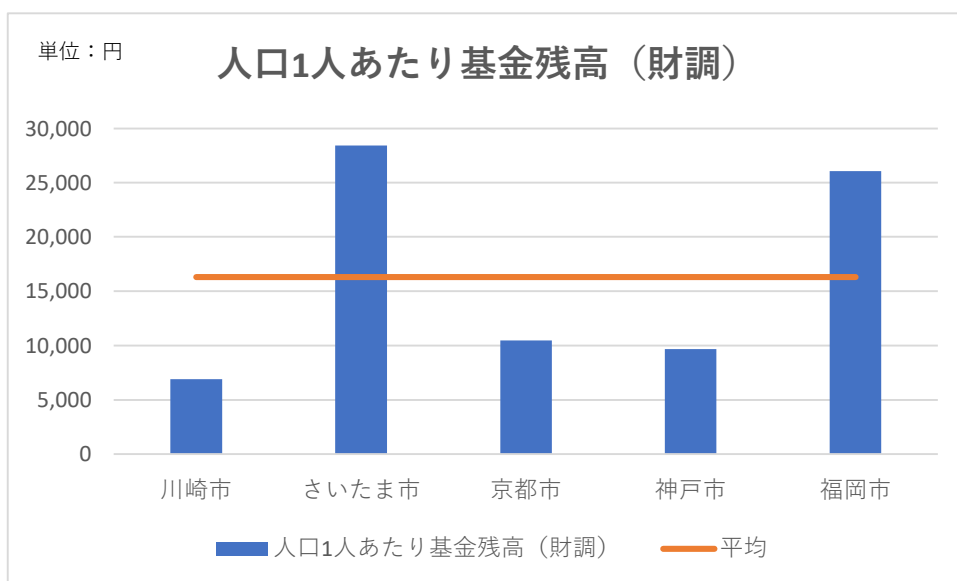
|                 | 川崎市     | さいたま市  | 京都市     | 神戸市     | 福岡市     | 平均      |
|-----------------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 人口1人あたり基金残高(全体) | 206,937 | 65,385 | 203,498 | 343,254 | 264,975 | 216,810 |



単位：百万円

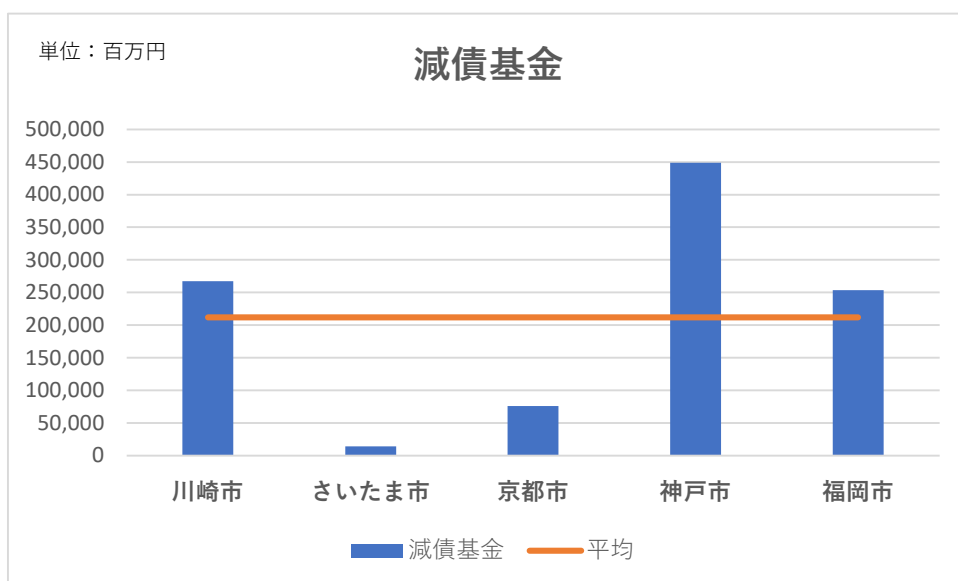
|        | 川崎市    | さいたま市  | 京都市    | 神戸市    | 福岡市    | 平均     |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 財政調整基金 | 10,595 | 37,617 | 15,298 | 14,726 | 42,022 | 24,052 |

財政調整基金残高の平均は約 240 億円であり、川崎市の財政調整基金残高は比較した団体の中では一番少ない金額となっている。厳しい財政状況の中、財政調整基金を積み増すことが難しいという事情が窺える。



単位：円

|                 | 川崎市   | さいたま市  | 京都市    | 神戸市   | 福岡市    | 平均     |
|-----------------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 人口1人あたり基金残高（財調） | 6,888 | 28,411 | 10,451 | 9,655 | 26,062 | 16,294 |

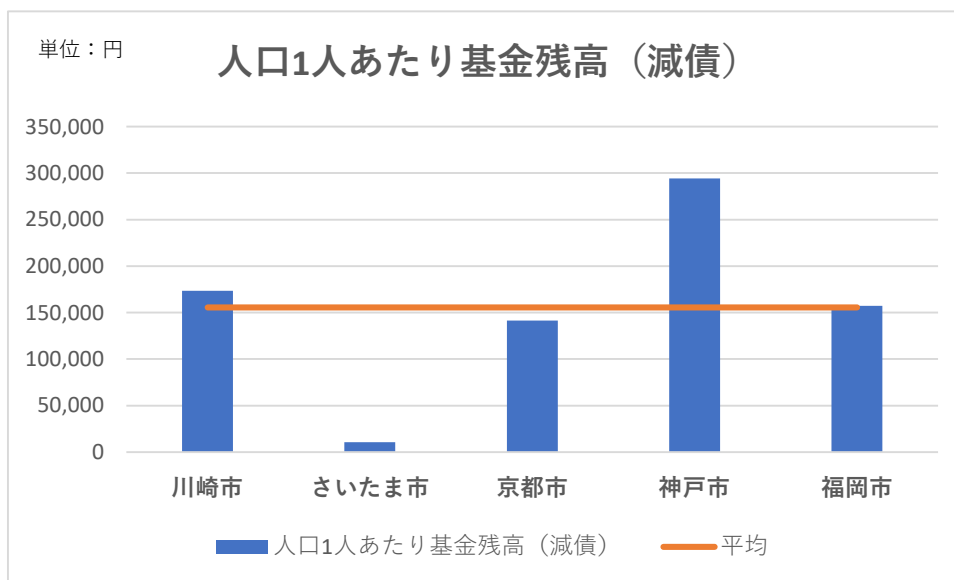


単位：百万円

|      | 川崎市     | さいたま市  | 京都市    | 神戸市     | 福岡市     | 平均      |
|------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 減債基金 | 266,977 | 14,069 | 75,809 | 448,983 | 253,450 | 211,858 |

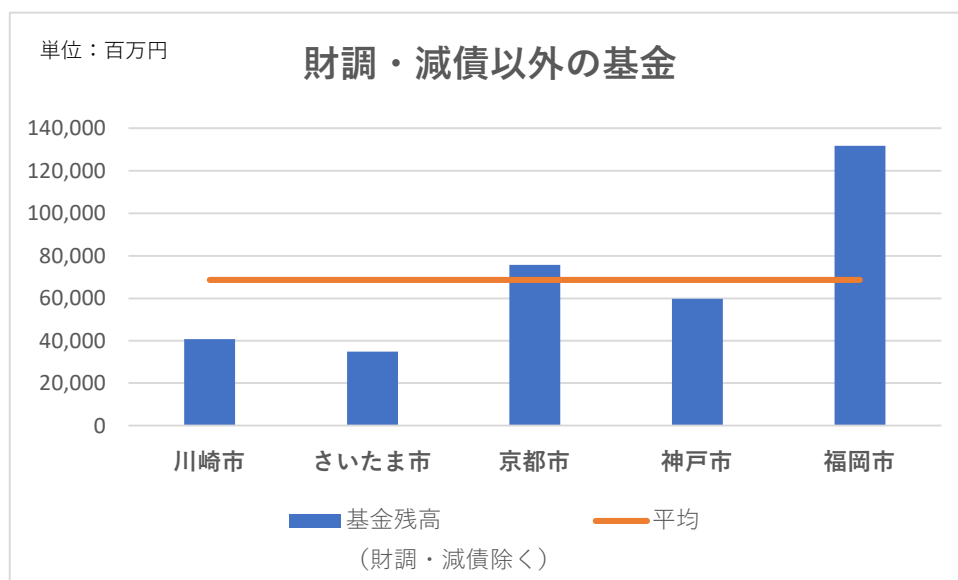
減債基金残高の平均は約 2,118 億円であり、川崎市の減債基金残高は比較した団体の平均を上回っており、神戸市に次ぐ残高となっている。基金全体の残高では平均を下回っているが、減債基金の残高は平均を上回っており、将来の市債償還の財源とし

て、総務省のルールに基づき積立を行っていることが窺える。



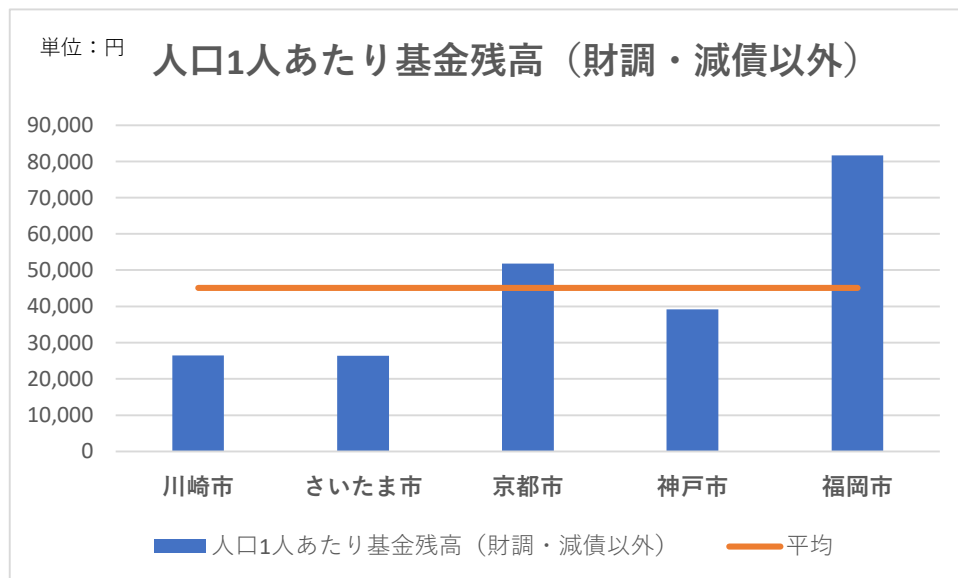
単位：円

|                 | 川崎市     | さいたま市  | 京都市     | 神戸市     | 福岡市     | 平均      |
|-----------------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 人口1人あたり基金残高（減債） | 173,558 | 10,626 | 141,254 | 294,386 | 157,189 | 155,402 |



単位：百万円

|                       | 川崎市    | さいたま市  | 京都市    | 神戸市    | 福岡市     | 平均     |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 基金残高<br>(財調・減債<br>以外) | 40,752 | 34,885 | 75,809 | 59,806 | 131,772 | 68,605 |



単位：円

|                              | 川崎市    | さいたま市  | 京都市    | 神戸市    | 福岡市    | 平均     |
|------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人口1人あたり基金残高<br>(財調・減債<br>以外) | 26,492 | 26,348 | 51,792 | 39,213 | 81,725 | 45,114 |

※上記のデータについては以下の資料から監査人が作成している。

基金残高については、京都市は出納整理期間を考慮した令和6年5月31日の残高であるが、他の都市は令和6年3月31日の残高となっている。

|       |                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------|
| 川崎市   | 基金収支状況集計表                                           |
| さいたま市 | 令和5年度さいたま市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書「第47表 基金の増減高及び現在高表」   |
| 京都市   | 基金状況                                                |
| 神戸市   | 神戸市の財務書類「4 基金の明細」                                   |
| 福岡市   | 令和5年度福岡市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書「第10表 基金現在高一覧表」 |

(4) 川崎市の基金に関する条例・規則等

川崎市の基金に関する条例・規則は以下のとおりである。

- ・川崎市基金条例
- ・川崎市基金条例施行規則
- ・川崎市基金管理要綱

(5) 川崎市の基金の積立目標額・積立方法・取崩方法

川崎市の基金の積立目標額・積立方法・取崩方法は以下のとおりである。

基金はあくまでも市の財政処理上のツールであり、一般財源等の他の財源との組み合わせで事業を実施していくことから、積立目標額を設定する必要性に乏しいため、積立目標額は定めていない基金が多い。

積立方法については、法で積立額が定められている場合や、特別会計の余剰金を積み立てる基金以外は寄附金を積み立てるケースが多い。また、取崩方法については、条例で定められている基金の設置目的に従った事業を行うときに取り崩すケースが多い。

| No. | 基金名    | 積立目標額      | 積立方法                                       | 取崩方法            |
|-----|--------|------------|--------------------------------------------|-----------------|
| 1   | 財政調整基金 | 定めていない。    | 一般会計の決算において剰余金が生じた場合に市長が定めた金額を積み立てる。       | 財政上の必要に応じて取り崩す。 |
| 2   | 減債基金   | 定めていない。    | 将来の市債償還にかかる原資を積み立てる。                       | 満期償還時に取り崩す。     |
| 3   | 土地開発基金 | 条例上は2億7千万円 | 基金に属する現金の運用から生じた利子や基金用地に係る貸付収入のほか、一般会計等におけ | 財政上の必要に応じて取り崩す。 |

| No. | 基金名                   | 積立目標額                                       | 積立方法                        | 取崩方法                            |
|-----|-----------------------|---------------------------------------------|-----------------------------|---------------------------------|
|     |                       |                                             | る土地から生じた収入を積み立てる。           |                                 |
| 4   | スポーツ振興基金              | 定めていない。                                     | 寄附金を積み立てる。                  | 基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。        |
| 5   | 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業基金 | 定めていない。                                     | 寄附金を積み立てる。                  | 基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。        |
| 6   | 文化振興基金                | 基金設置後5年間で5億円を目標としたが、その後の目標額については特に設定されていない。 | 寄附金を積み立てる。                  | 基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。        |
| 7   | 国際交流基金                | 3億円                                         | 寄附金を積み立てる。                  | 基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。        |
| 8   | 競輪施設等整備事業基金           | 定めていない。                                     | 余剰金が生じた場合に各会計年度予算に基づき積み立てる。 | 基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。        |
| 9   | 競輪事業運営基金              | 定めていない。                                     | 収支状況を勘案し、積立を行う。             | 収支状況において競輪開催に係る経費が不足した場合に充当を行う。 |
| 10  | 勤労者福祉共済事業基金           | 定めていない。                                     | 決算剰余金及び基金運用利子収入等を積          | 中小企業従業員の福利厚生のための資金              |

| No. | 基金名          | 積立目標額   | 積立方法                                        | 取崩方法                                               |
|-----|--------------|---------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------|
|     |              |         | み立てる。                                       | を取り崩す。                                             |
| 11  | 地域環境保全基金     | 定めていない。 | 原則積立は行わない。                                  | 原則取崩を行わないが、運用益での事業の継続が難しくなった場合は検討する。               |
| 12  | 資源再生化基金      | 10 億円   | 寄附金を積み立てる。                                  | 原則取崩は行わない。                                         |
| 13  | 国民健康保険財政調整基金 | 定めていない。 | 前年度に余剰金が生じた場合、当該余剰金を翌年度に積み立てる。              | 決算見込みにおいて財源不足が生じたとき及び保険料水準が前年度と比較して大幅に上昇する場合に取り崩す。 |
| 14  | 介護保険給付費準備基金  | 定めていない。 | 前年度の第 1 号被保険者の保険料に余剰が生じた場合、当該余剰金を翌年度に積み立てる。 | 保険料収納必要額に不足が生じたときに取り崩す。                            |
| 15  | 公害健康被害補償事業基金 | 定めていない。 | 川崎市と横浜市で協議のうえ積立を行う。                         | 公益財団法人川崎・横浜公害保健センターの運営費補助金への充当額を取り崩す。              |
| 16  | 心身障害者福祉事業基金  | 定めていない。 | 市民や企業・団体からの寄附金を積み立                          | 基金の目的である事業が実施されるとき                                 |

| No. | 基金名                  | 積立目標額   | 積立方法                              | 取崩方法                           |
|-----|----------------------|---------|-----------------------------------|--------------------------------|
|     |                      |         | てる。                               | に取り崩す。                         |
| 17  | 動物愛護基金               | 定めていない。 | 寄附金を積み立てる。                        | 基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。       |
| 18  | 大規模災害被災者等支援基金        | 定めていない。 | 寄附金を積み立てる。                        | 基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。       |
| 19  | 長寿社会福祉振興基金           | 20 億円   | 寄附金および介護老人福祉施設等運営費貸付金償還金により積立を行う。 | 介護老人福祉施設等運営費貸付金の財源として活用する。     |
| 20  | 民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金 | 定めていない。 | 積立は行なわない。                         | 原資の取崩は行なわない。                   |
| 21  | 子ども・若者応援基金           | 定めていない。 | 寄附金等を積み立てる。                       | 頑張る子ども・若者を応援する事業の財源として取り崩していく。 |
| 22  | 災害遺児等援護事業基金          | 定めていない。 | 寄附金を積み立てる。                        | 基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。       |
| 23  | 都市整備事業基金             | 定めていない。 | 転出補償金、事業協力金、寄附金等を積み立てる。           | 基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。       |
| 24  | 鉄道整備事業基金             | 定めていない。 | 一般財源及び寄附金を積み立てる。                  | 基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。       |

| No. | 基金名          | 積立目標額                                                                              | 積立方法                                   | 取崩方法                                            |
|-----|--------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 25  | 市営住宅等修繕基金    | 定めていない。                                                                            | 住宅使用料・駐車場使用料・基金利子収入等を積み立てる。            | 市営住宅及び特定公共賃貸住宅の大規模修繕等の資金に充当する。                  |
| 26  | 市営住宅等敷金基金    | 定めていない。                                                                            | 敷金収入額を積み立てる。                           | 敷金返金額を取り崩す。                                     |
| 27  | 緑化基金         | 定めていない。                                                                            | 寄附金を積み立てる。                             | 対象事業を実施したときに取り崩す。                               |
| 28  | 等々力陸上競技場整備基金 | 定めていない。                                                                            | 寄附金を積み立てる。                             | 対象事業を実施したときに取り崩す。                               |
| 29  | 墓地整備事業基金     | 定めていない。                                                                            | 墓地整備事業特別会計の剰余金を積み立てる。                  | 墓地整備事業の事業費に充当するために取り崩す。                         |
| 30  | 港湾整備事業基金     | 定めていない。                                                                            | 港湾整備事業特別会計に剰余金が生じた場合に各会計年度予算に基づき積み立てる。 | 港湾施設の整備等により資金が必要になったとき及び東扇島土地造成事業の実施をするときに取り崩す。 |
| 31  | 災害救助基金       | 当該救助実施市を包括する都道府県の当該年度の前年度の前3年間の収入額の決算額の平均年額の5/1000に相当する額に、当該救助実施市に係る救助実施市人口割合を乗じて得 | 法で定められた基準を満たす額を積み立てる。                  | 救助に要した費用や給与品の事前購入に必要な費用を支出する場合は取崩を行う。           |

| No. | 基金名      | 積立目標額   | 積立方法                                       | 取崩方法                                                   |
|-----|----------|---------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
|     |          | た額      |                                            |                                                        |
| 32  | 奨学事業基金   | 定めていない。 | 寄附金を積み立てる。                                 | 原則取崩を行わない                                              |
| 33  | 学校給食運営基金 | 定めていない。 | 前年度の学校給食費徴収金に剰余金が生じた場合、当該剰余金相当額を翌年度に積み立てる。 | 食材料費に係る支出の財源として、当該年度の学校給食費徴収金だけでは不足する場合に、基金を取り崩し、充当する。 |

#### (6) 運用益金の処理について

基金の運用によって生じる運用益金（基金利子収入）の処理については、川崎市基金条例施行規則第4条において以下の表のとおり規定されている。

運用益金については「運用益金の処理」に記載のとおり、基金に編入する場合と事業の財源に充当する場合の2つの処理方法がある。

基金に編入する場合は、利子積立として基金に編入され基金残高が増額されることになる。他方、事業の財源に充当する場合は基金に編入されることなく、直接事業の財源に充当されることになる。

運用益金が、直接事業の財源に充当される基金については、基本的には事業の財源として基金の取崩は行わず、運用益金と一般財源等の他の財源との組み合わせで事業を実施しているケースが多い。

川崎市基金条例施行規則第4条の表

| 基金の種類       | 運用益金の処理                                       |
|-------------|-----------------------------------------------|
| 市営住宅等敷金基金   | 市営住宅の使用者の共同の利便を図るための事業及び特定公共賃貸住宅管理事業の財源に充当する。 |
| 奨学事業基金      | 奨学金の財源に充当する。                                  |
| 財政調整基金      | 当該基金に編入する。                                    |
| 勤労者福祉共済事業基金 | 当該基金に編入する。                                    |
| 民間社会福祉事業従事者 | 民間社会福祉事業従事者の福利厚生事業及び研修事業                      |

| 基金の種類                 | 運用益金の処理                                     |
|-----------------------|---------------------------------------------|
| 福利厚生等事業基金             | の財源に充当する。                                   |
| 公害健康被害補償事業基金          | 公害健康被害者の健康回復促進事業の財源に充当する。                   |
| 港湾整備事業基金              | 当該基金に編入する。                                  |
| 減債基金                  | 当該基金に編入する。                                  |
| 文化振興基金                | 文化振興事業の財源に充当する。                             |
| 緑化基金                  | 都市緑化推進事業の財源に充当する。                           |
| 市営住宅等修繕基金             | 当該基金に編入する。                                  |
| 心身障害者福祉事業基金           | 心身障害者福祉事業の財源に充当する。                          |
| 災害遺児等援護事業基金           | 災害遺児等援護事業の財源に充当する。                          |
| 国際交流基金                | 国際交流事業の財源に充当する。                             |
| 地域環境保全基金              | 地域環境保全に関する知識の普及その他地域環境保全活動の推進を図る事業の財源に充当する。 |
| 長寿社会福祉振興基金            | 地域福祉事業の財源に充当する。                             |
| 都市整備事業基金              | 当該基金に編入する。                                  |
| 資源再生化基金               | 資源再生化事業の財源に充当する。                            |
| 鉄道整備事業基金              | 当該基金に編入する。                                  |
| 競輪施設等整備事業基金           | 当該基金に編入する。                                  |
| 介護保険給付費準備基金           | 当該基金に編入する。                                  |
| 競輪事業運営基金              | 当該基金に編入する。                                  |
| 等々力陸上競技場整備基金          | 当該基金に編入する。                                  |
| 大規模災害被災者等支援基金         | 当該基金に編入する。                                  |
| 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業基金 | 当該基金に編入する。                                  |
| 動物愛護基金                | 動物愛護事業の財源に充当する。                             |
| 子ども・若者応援基金            | 当該基金に編入する。                                  |
| 国民健康保険財政調整基金          | 当該基金に編入する。                                  |
| スポーツ振興基金              | スポーツ振興事業の財源に充当する。                           |
| 災害救助基金                | 当該基金に編入する。                                  |
| 墓地整備事業基金              | 当該基金に編入する。                                  |
| 学校給食運営基金              | 当該基金に編入する。                                  |

| 基金の種類  | 運用益金の処理    |
|--------|------------|
| 土地開発基金 | 当該基金に編入する。 |

## (7) 基金の活用状況

基金は財政処理上のツールという考えのもと、一般財源等の他の財源との組み合わせで基金の設置目的に従った事業を実施している。そのため、基金残高のうち事業に充当される金額は事業実施年度の予算編成によって決まることになる。

川崎市の各基金について、前年度の基金残高のうち、事業の財源に充当されている金額を確認した結果は以下のとおりである。

年度によって取崩率の増減が大きい基金があるが、これは事業自体が実施されなかった、または事業の財源として基金が使用されず、一般財源等の他の財源を使用していることによるものである。

単位：千円

| No. | 基金名       |       | 令和3年度       | 令和4年度       | 令和5年度       |
|-----|-----------|-------|-------------|-------------|-------------|
| 1   | 財政調整基金    | 前年度残高 | 6,513,541   | 6,652,255   | 10,555,023  |
|     |           | 新規積立額 | 102,964     | 3,910,378   | 1,742,000   |
|     |           | 利子積立額 | 35,750      | 42,487      | 46,476      |
|     |           | 取崩額   | 0           | 50,099      | 1,748,044   |
|     |           | 取崩率   | 0.0%        | 0.7%        | 16.6%       |
| 2   | 減債基金      | 前年度残高 | 230,326,061 | 229,961,009 | 242,308,358 |
|     |           | 新規積立額 | 45,949,014  | 47,534,828  | 47,869,694  |
|     |           | 利子積立額 | 1,242,673   | 1,082,617   | 1,193,374   |
|     |           | 取崩額   | 47,556,738  | 36,270,098  | 24,393,796  |
|     |           | 取崩率   | 20.6%       | 15.7%       | 10.0%       |
| 3   | 土地開発基金    | 前年度残高 | 505,003     | 564,077     | 612,408     |
|     |           | 新規積立額 | 233,786     | 223,041     | 263,521     |
|     |           | 利子積立額 | 13          | 15          | 25          |
|     |           | 取崩額   | 174,725     | 174,725     | 174,725     |
|     |           | 取崩率   | 34.5%       | 30.9%       | 28.5%       |
| 4   | スポーツ振興基金  | 前年度残高 | 100,225     | 101,013     | 100,400     |
|     |           | 新規積立額 | 788         | 400         | 200         |
|     |           | 利子積立額 | 0           | 0           | 0           |
|     |           | 取崩額   | 0           | 1,013       | 200         |
|     |           | 取崩率   | 0.0%        | 1.0%        | 0.1%        |
| 5   | 川崎市藤子・F・不 | 前年度残高 | 63,427      | 537,168     | 530,135     |

| No. | 基金名              |       | 令和 3 年度 | 令和 4 年度   | 令和 5 年度   |
|-----|------------------|-------|---------|-----------|-----------|
|     | 二雄ミュージアム<br>事業基金 | 新規積立額 | 500,788 | 10,000    | 10,000    |
|     |                  | 利子積立額 | 347     | 2,436     | 2,402     |
|     |                  | 取崩額   | 27,395  | 19,470    | 0         |
|     |                  | 取崩率   | 43.1%   | 3.6%      | 0.0%      |
| 6   | 文化振興基金           | 前年度残高 | 566,040 | 559,852   | 550,791   |
|     |                  | 新規積立額 | 3,392   | 3,139     | 1,446     |
|     |                  | 利子積立額 | 0       | 0         | 0         |
|     |                  | 取崩額   | 9,581   | 12,200    | 11,777    |
|     |                  | 取崩率   | 1.6%    | 2.1%      | 2.1%      |
| 7   | 国際交流基金           | 前年度残高 | 120,651 | 120,651   | 120,651   |
|     |                  | 新規積立額 | 0       | 0         | 0         |
|     |                  | 利子積立額 | 0       | 0         | 0         |
|     |                  | 取崩額   | 0       | 0         | 0         |
|     |                  | 取崩率   | 0.0%    | 0.0%      | 0.0%      |
| 8   | 競輪施設等整備事<br>業基金  | 前年度残高 | 994,672 | 1,311,497 | 1,642,164 |
|     |                  | 新規積立額 | 310,000 | 340,000   | 250,000   |
|     |                  | 利子積立額 | 6,825   | 7,166     | 8,195     |
|     |                  | 取崩額   | 0       | 16,500    | 49,741    |
|     |                  | 取崩率   | 0.0%    | 1.2%      | 3.0%      |
| 9   | 競輪事業運営基金         | 前年度残高 | 684,454 | 708,329   | 751,692   |
|     |                  | 新規積立額 | 20,067  | 40,000    | 24,710    |
|     |                  | 利子積立額 | 3,807   | 3,362     | 3,499     |
|     |                  | 取崩額   | 0       | 0         | 0         |
|     |                  | 取崩率   | 0.0%    | 0.0%      | 0.0%      |
| 10  | 勤労者福祉共済事<br>業基金  | 前年度残高 | 84,522  | 87,485    | 87,076    |
|     |                  | 新規積立額 | 2,492   | 0         | 1,663     |
|     |                  | 利子積立額 | 470     | 393       | 400       |
|     |                  | 取崩額   | 0       | 803       | 0         |
|     |                  | 取崩率   | 0.0%    | 0.9%      | 0.0%      |
| 11  | 地域環境保全基金         | 前年度残高 | 400,000 | 400,000   | 400,000   |
|     |                  | 新規積立額 | 0       | 0         | 0         |
|     |                  | 利子積立額 | 0       | 0         | 0         |
|     |                  | 取崩額   | 0       | 0         | 0         |
|     |                  | 取崩率   | 0.0%    | 0.0%      | 0.0%      |

| No. | 基金名           |       | 令和 3 年度   | 令和 4 年度   | 令和 5 年度   |
|-----|---------------|-------|-----------|-----------|-----------|
| 12  | 資源再生化基金       | 前年度残高 | 1,038,017 | 1,038,167 | 1,038,489 |
|     |               | 新規積立額 | 150       | 322       | 0         |
|     |               | 利子積立額 | 0         | 0         | 0         |
|     |               | 取崩額   | 0         | 0         | 0         |
|     |               | 取崩率   | 0.0%      | 0.0%      | 0.0%      |
| 13  | 国民健康保険財政調整基金  | 前年度残高 | 1,910,218 | 3,245,459 | 2,613,616 |
|     |               | 新規積立額 | 1,324,874 | 376,479   | 330,559   |
|     |               | 利子積立額 | 10,367    | 14,718    | 11,845    |
|     |               | 取崩額   | 0         | 1,023,041 | 1,195,013 |
|     |               | 取崩率   | 0.0%      | 31.5%     | 45.7%     |
| 14  | 介護保険給付費準備基金   | 前年度残高 | 5,273,209 | 4,971,554 | 5,510,571 |
|     |               | 新規積立額 | 1,130,356 | 1,359,545 | 1,688,004 |
|     |               | 利子積立額 | 24,937    | 22,545    | 23,095    |
|     |               | 取崩額   | 1,456,949 | 843,073   | 1,274,197 |
|     |               | 取崩率   | 27.6%     | 16.9%     | 23.1%     |
| 15  | 公害健康被害補償事業基金  | 前年度残高 | 238,824   | 221,680   | 202,864   |
|     |               | 新規積立額 | 0         | 0         | 0         |
|     |               | 利子積立額 | 0         | 0         | 0         |
|     |               | 取崩額   | 17,143    | 18,816    | 14,784    |
|     |               | 取崩率   | 7.1%      | 8.4%      | 7.2%      |
| 16  | 心身障害者福祉事業基金   | 前年度残高 | 496,585   | 497,137   | 476,333   |
|     |               | 新規積立額 | 552       | 1,196     | 4,532     |
|     |               | 利子積立額 | 0         | 0         | 0         |
|     |               | 取崩額   | 0         | 22,000    | 17,461    |
|     |               | 取崩率   | 0.0%      | 4.4%      | 3.6%      |
| 17  | 動物愛護基金        | 前年度残高 | 50,031    | 84,148    | 104,148   |
|     |               | 新規積立額 | 37,714    | 20,000    | 12,906    |
|     |               | 利子積立額 | 0         | 0         | 0         |
|     |               | 取崩額   | 3,597     | 0         | 0         |
|     |               | 取崩率   | 7.1%      | 0.0%      | 0.0%      |
| 18  | 大規模災害被災者等支援基金 | 前年度残高 | 17,843    | 15,810    | 14,980    |
|     |               | 新規積立額 | 2,301     | 0         | 0         |
|     |               | 利子積立額 | 98        | 70        | 67        |
|     |               | 取崩額   | 4,432     | 900       | 267       |

| No. | 基金名                          |       | 令和 3 年度   | 令和 4 年度   | 令和 5 年度   |
|-----|------------------------------|-------|-----------|-----------|-----------|
|     |                              | 取崩率   | 24.8%     | 5.6%      | 1.7%      |
| 19  | 長寿社会福祉振興基金                   | 前年度残高 | 864,901   | 935,100   | 962,576   |
|     |                              | 新規積立額 | 86,148    | 186,242   | 60,108    |
|     |                              | 利子積立額 | 0         | 0         | 0         |
|     |                              | 取崩額   | 15,949    | 158,767   | 21,774    |
|     |                              | 取崩率   | 1.8%      | 16.9%     | 2.2%      |
| 20  | 民間社会福祉事業<br>従事者福利厚生等<br>事業基金 | 前年度残高 | 67,000    | 67,000    | 67,000    |
|     |                              | 新規積立額 | 0         | 0         | 0         |
|     |                              | 利子積立額 | 0         | 0         | 0         |
|     |                              | 取崩額   | 0         | 0         | 0         |
|     |                              | 取崩率   | 0.0%      | 0.0%      | 0.0%      |
| 21  | 子ども・若者応援<br>基金               | 前年度残高 | 162,525   | 190,595   | 315,335   |
|     |                              | 新規積立額 | 62,826    | 171,238   | 73,004    |
|     |                              | 利子積立額 | 901       | 829       | 1,398     |
|     |                              | 取崩額   | 35,658    | 47,327    | 52,376    |
|     |                              | 取崩率   | 21.9%     | 24.8%     | 16.6%     |
| 22  | 災害遺児等援護事<br>業基金              | 前年度残高 | 241,408   | 243,175   | 243,722   |
|     |                              | 新規積立額 | 1,766     | 547       | 700       |
|     |                              | 利子積立額 | 0         | 0         | 0         |
|     |                              | 取崩額   | 0         | 0         | 0         |
|     |                              | 取崩率   | 0.0%      | 0.0%      | 0.0%      |
| 23  | 都市整備事業基金                     | 前年度残高 | 5,168,353 | 4,966,351 | 4,829,391 |
|     |                              | 新規積立額 | 177,018   | 95,532    | 95,532    |
|     |                              | 利子積立額 | 26,185    | 21,565    | 18,272    |
|     |                              | 取崩額   | 405,206   | 254,056   | 961,893   |
|     |                              | 取崩率   | 7.8%      | 5.1%      | 19.9%     |
| 24  | 鉄道整備事業基金                     | 前年度残高 | 8,741,226 | 8,776,370 | 8,773,990 |
|     |                              | 新規積立額 | 0         | 0         | 0         |
|     |                              | 利子積立額 | 47,385    | 39,642    | 39,366    |
|     |                              | 取崩額   | 12,242    | 42,022    | 106,332   |
|     |                              | 取崩率   | 0.1%      | 0.4%      | 1.2%      |
| 25  | 市営住宅等修繕基<br>金                | 前年度残高 | 902,343   | 1,022,645 | 1,027,283 |
|     |                              | 新規積立額 | 127,926   | 0         | 78,636    |
|     |                              | 利子積立額 | 5,426     | 4,637     | 4,199     |

| No. | 基金名          |       | 令和 3 年度   | 令和 4 年度   | 令和 5 年度   |
|-----|--------------|-------|-----------|-----------|-----------|
|     |              | 取崩額   | 13,050    | 0         | 200,000   |
|     |              | 取崩率   | 1.4%      | 0.0%      | 19.4%     |
| 26  | 市営住宅等敷金基金    | 前年度残高 | 837,396   | 850,999   | 874,869   |
|     |              | 新規積立額 | 43,969    | 59,445    | 54,727    |
|     |              | 利子積立額 | 0         | 0         | 0         |
|     |              | 取崩額   | 30,366    | 35,574    | 39,812    |
|     |              | 取崩率   | 3.6%      | 4.1%      | 4.5%      |
|     |              |       |           |           |           |
| 27  | 緑化基金         | 前年度残高 | 2,197,585 | 2,148,651 | 2,389,254 |
|     |              | 新規積立額 | 124,000   | 471,000   | 167,000   |
|     |              | 利子積立額 | 0         | 0         | 0         |
|     |              | 取崩額   | 172,933   | 230,397   | 201,588   |
|     |              | 取崩率   | 7.8%      | 10.7%     | 8.4%      |
|     |              |       |           |           |           |
| 28  | 等々力陸上競技場整備基金 | 前年度残高 | 41,506    | 56,492    | 75,624    |
|     |              | 新規積立額 | 14,740    | 18,871    | 11,229    |
|     |              | 利子積立額 | 246       | 259       | 349       |
|     |              | 取崩額   | 0         | 0         | 0         |
|     |              | 取崩率   | 0.0%      | 0.0%      | 0.0%      |
|     |              |       |           |           |           |
| 29  | 墓地整備事業基金     | 前年度残高 | 304,831   | 519,598   | 646,218   |
|     |              | 新規積立額 | 213,112   | 124,263   | 76,628    |
|     |              | 利子積立額 | 1,654     | 2,356     | 2,928     |
|     |              | 取崩額   | 0         | 0         | 0         |
|     |              | 取崩率   | 0.0%      | 0.0%      | 0.0%      |
|     |              |       |           |           |           |
| 30  | 港湾整備事業基金     | 前年度残高 | 7,865,408 | 6,606,493 | 6,567,597 |
|     |              | 新規積立額 | 327,240   | 72,663    | 67,286    |
|     |              | 利子積立額 | 35,225    | 29,429    | 24,871    |
|     |              | 取崩額   | 1,621,380 | 140,988   | 1,302,085 |
|     |              | 取崩率   | 20.6%     | 2.1%      | 19.8%     |
|     |              |       |           |           |           |
| 31  | 災害救助基金       | 前年度残高 | 1,030,192 | 1,035,783 | 1,040,480 |
|     |              | 新規積立額 | 0         | 0         | 0         |
|     |              | 利子積立額 | 5,591     | 4,697     | 4,715     |
|     |              | 取崩額   | 0         | 0         | 0         |
|     |              | 取崩率   | 0.0%      | 0.0%      | 0.0%      |
|     |              |       |           |           |           |
| 32  | 奨学事業基金       | 前年度残高 | 39,710    | 39,710    | 39,710    |
|     |              | 新規積立額 | 0         | 0         | 0         |

| No. | 基金名      |       | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-----|----------|-------|---------|---------|---------|
|     |          | 利子積立額 | 0       | 0       | 0       |
|     |          | 取崩額   | 0       | 0       | 0       |
|     |          | 取崩率   | 0.0%    | 0.0%    | 0.0%    |
| 33  | 学校給食運営基金 | 前年度残高 | 0       | 168,880 | 311,558 |
|     |          | 新規積立額 | 168,880 | 141,912 | 35,004  |
|     |          | 利子積立額 | 0       | 765     | 1,458   |
|     |          | 取崩額   | 0       | 0       | 0       |
|     |          | 取崩率   | 0.0%    | 0.0%    | 0.0%    |

※ 1：基金収支状況集計表から作成している。

※ 2：前年度残高は前会計年度の 3 月 31 日における基金残高である。

※ 3：新規積立額、利子積立額、取崩額は各会計年度における金額であり、出納整理期間における金額は翌会計年度の新規積立額、利子積立額、取崩額に含まれている。

※ 4：取崩率は、取崩額÷前年度残高で算定している。

#### IV. 基金の実在性の検証

歳入と歳出は一定期間のフロー情報であるのに対し、基金は一定時点のストック情報である。また、企業会計的手法による川崎市の財政状況を示す財務書類の貸借対照表においても、市の資産の一つとして基金は計上されており、一定時点における残高の実在性は重要であると考えられる。よって、令和6年3月末時点における基金残高の実在性について検証を行った。

具体的には市が作成している基金管理簿の令和6年3月末時点の残高について、残高証明書等との照合を行った。基金については有価証券、現金預金、繰替運用という3つの保有形態があることから、有価証券と現金預金については、証券会社、金融機関の残高証明書等との照合を行い、繰替運用については、地方自治体内部での資金融通であることから実在性の検証については省略した。

(参考)

フロー情報とストック情報

自治体の予算は、当該年度の歳出は当該年度の歳入をもって充てるという会計年度独立の原則に基づいており、そのため会計手法も現金収支に着目した「現金主義・単式簿記」を基本としています。

しかし、資金の流れ（フロー情報）やその用途を明らかにすることを主眼とする現在の公会計では、現金以外の資産や負債などの状況（ストック情報）及び行政サービスに要した全体コスト等が把握しづらいため、多くの自治体が「発生主義・複式簿記」を基本とする企業会計的手法を導入してきました。

(出所：企業会計的手法による川崎市の財政状況（令和5年度決算版）)

貸借対照表と資産

貸借対照表は、会計年度末（基準日）時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのか（資産保有状況）、その資産がどのような財源でまかなわれているのか（財源調達状況）を表示した財務書類です。基準日時点における地方公共団体の財政状態（資産・負債・純資産といったストック項目の残高）が明らかになります。

資産

- ・将来の資金流入をもたらすもの
- ・将来の行政サービス提供能力を有するもの

(出所：企業会計的手法による川崎市の財政状況（令和5年度決算版）)

## (1) 基金管理簿の作成状況

基金の増減、残高の管理簿として「基金収支状況集計表」が作成されている。

当該集計表は基金名称、所管局、増減高、増減内訳（積立額、処分額）、会計年度末の現在高、保管方法が記載されており、市が保有する基金の状況を一覧できる資料となっている。

具体的には前会計年度末現在高を基礎に会計年度期間中の増加額については、各基金所管からの報告及び財務会計システムにおける積立の伝票から把握した新規積立、利子積立の計数を Excel に手入力し、減少額についても同様に、各基金所管からの報告及び財務会計システムにおける取崩の伝票から把握した処分額の計数を Excel に手入力することで、当該会計年度末の現在高が算定されている。

## (2) 基金管理簿上の残高の実在性

### ① 実施した手続

令和 6 年 3 月 31 日時点の「基金収支状況集計表」における基金残高について、証券会社が発行した債券に係る残高証明書及び金融機関が発行した預金に係る残高証明書等と照合し、実在性を検証した。

基金収支状況集計表

単位：円

| 基金名称                               | 令和 6 年<br>3 月 31 日<br>現在高 | 保管方法            |                |                |
|------------------------------------|---------------------------|-----------------|----------------|----------------|
|                                    |                           | 有価証券            | 現金預金           | 繰替運用           |
| 災害救助基金                             | 1,045,196,512             | 0               | 1,045,196,512  | 0              |
| 財政調整基金                             | 10,595,456,408            | 0               | 10,595,456,408 | 0              |
| 減債基金                               | 266,977,631,790           | 156,501,923,766 | 85,475,708,024 | 25,000,000,000 |
| 国際交流基金                             | 120,651,600               | 0               | 120,651,600    | 0              |
| 文化振興基金                             | 540,460,594               | 0               | 540,460,594    | 0              |
| 川崎市藤子・<br>F・不二雄ミュー<br>ージアム事業<br>基金 | 542,537,744               | 0               | 542,537,744    | 0              |
| スポーツ振興<br>基金                       | 100,400,855               | 0               | 100,400,855    | 0              |
| 勤労者福祉共<br>済事業基金                    | 89,140,251                | 0               | 89,140,251     | 0              |
| 競輪施設等整                             | 1,850,618,659             | 0               | 1,850,618,659  | 0              |

| 基金名称                             | 令和 6 年<br>3 月 31 日<br>現在高 | 保管方法 |               |      |
|----------------------------------|---------------------------|------|---------------|------|
|                                  |                           | 有価証券 | 現金預金          | 繰替運用 |
| 備事業基金                            |                           |      |               |      |
| 競輪事業運営<br>基金                     | 779,902,769               | 0    | 779,902,769   | 0    |
| 地域環境保全<br>基金                     | 400,000,000               | 0    | 400,000,000   | 0    |
| 資源再生化基<br>金                      | 1,038,489,348             | 0    | 1,038,489,348 | 0    |
| 公害健康被害<br>補償事業基金                 | 188,080,171               | 0    | 188,080,171   | 0    |
| 民間社会福祉<br>事業従事者福<br>利厚生等事業<br>基金 | 67,000,000                | 0    | 67,000,000    | 0    |
| 心身障害者福<br>祉事業基金                  | 463,405,097               | 0    | 463,405,097   | 0    |
| 長寿社会福祉<br>振興基金                   | 1,000,910,900             | 0    | 1,000,910,900 | 0    |
| 介護保険給付<br>費準備基金                  | 5,947,474,243             | 0    | 5,947,474,243 | 0    |
| 大規模災害被<br>災者等支援基<br>金            | 14,781,463                | 0    | 14,781,463    | 0    |
| 動物愛護基金                           | 117,054,916               | 0    | 117,054,916   | 0    |
| 国民健康保険<br>財政調整基金                 | 1,761,008,191             | 0    | 1,761,008,191 | 0    |
| 災害遺児等援<br>護事業基金                  | 244,422,832               | 0    | 244,422,832   | 0    |
| 子ども・若者応<br>援基金                   | 337,361,948               | 0    | 337,361,948   | 0    |
| 都市整備事業<br>基金                     | 3,981,302,921             | 0    | 3,981,302,921 | 0    |
| 鉄道整備事業<br>基金                     | 8,707,024,251             | 0    | 8,707,024,251 | 0    |

| 基金名称         | 令和 6 年<br>3 月 31 日<br>現在高 | 保管方法            |                 |                |
|--------------|---------------------------|-----------------|-----------------|----------------|
|              |                           | 有価証券            | 現金預金            | 繰替運用           |
| 市営住宅等敷金基金    | 889,784,686               | 0               | 889,784,686     | 0              |
| 市営住宅等修繕基金    | 910,119,742               | 0               | 910,119,742     | 0              |
| 緑化基金         | 2,354,665,876             | 0               | 2,354,665,876   | 0              |
| 等々力陸上競技場整備基金 | 87,202,675                | 0               | 87,202,675      | 0              |
| 墓地整備事業基金     | 725,775,280               | 0               | 725,775,280     | 0              |
| 港湾整備事業基金     | 5,357,670,469             | 0               | 5,357,670,469   | 0              |
| 奨学事業基金       | 39,710,000                | 0               | 39,710,000      | 0              |
| 学校給食運営基金     | 348,021,398               | 0               | 348,021,398     | 0              |
| 土地開発基金       | 701,229,384               | 0               | 685,542,052     | 15,687,332※    |
| 合計           | 318,324,492,973           | 156,501,923,766 | 136,806,881,875 | 25,015,687,332 |

※土地開発基金の繰替運用に記載されている金額は土地保有額である。

## ② 手続の実施結果

実在性の検証結果は以下のとおりである。

なお、有価証券については、証券会社が発行した債券に係る残高証明書の金額が有価証券整理簿に記載の額面金額と一致していることを確認した。

| 保管方法 | 令和 6 年 3 月 31 日現在高 | 検証結果     |
|------|--------------------|----------|
| 有価証券 | 156,501,923,766 円  | 一致を確認した。 |
| 現金預金 | 136,806,881,875 円  | 一致を確認した。 |

## V. 基金の運用

基金の運用について、地方自治法第 241 条第 2 項では「条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。」旨が規定されている。

さらに地方財政法第 4 条の 3 第 3 項では「積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の確実な方法により運用しなければならない。」旨が規定されている。

川崎市では、基金を含む市の公金の運用に関する必要事項について「川崎市公金の保管及び運用に関する方針（以下、公金運用方針とする。）」で定めている。

### （１） 川崎市の公金運用方針

#### ① 公金運用方針について

公金運用方針とは、市の自己責任に基づく公金(企業会計で取り扱う資金を含む。)の保護を図るため、その保管及び運用に関して必要な事項を定めるものである。

公金運用方針が対象とする公金の範囲は以下となり、基金に属する現金も適用範囲に含まれている。

- (1) 歳計現金及び歳入歳出外現金(資金前渡した現金を含む。)
- (2) 基金に属する現金
- (3) 制度融資預託金
- (4) 一時借入金

そして公金は、(1) 安全性の確保、(2) 流動性の確保、(3) 効率性の追求という 3 つの基本原則に基づき保管運用を行うことが規定されている。

一般的には、ここでの安全性は元本の安全性の確保を最重要視し、元本が損なわれることを避けるため、安全な金融商品により保管及び運用を行うとともに、預貯金については金融機関の経営の健全性に十分留意することを意味する。

また、流動性の確保は支払い等に支障をきたさないよう、必要となる資金を確保するとともに、想定外の資金ニーズに備え、資金の流動性を常に確保することを意味する。

最後に効率性の確保とは安全性及び流動性を十分確保した上で、効率性を追求し、運用収益の最大化を図ることを意味する。

(出所：静岡市資金管理方針を参考に監査人が文章を作成)

・川崎市公金の保管及び運用に関する方針

(適用範囲) 第 2 条 この方針の対象となる公金は以下のものとする。

- (1) 歳計現金及び歳入歳出外現金(資金前渡した現金を含む。)
- (2) 基金に属する現金
- (3) 制度融資預託金
- (4) 一時借入金

(保管運用の基本原則)

第 3 条 公金は、以下の基本原則に基づき保管運用を行う。

- (1) 安全性の確保
- (2) 流動性の確保
- (3) 効率性の追求

このような(1) 安全性の確保、(2) 流動性の確保、(3) 効率性の追求という3つの基本原則のもと、実際の公金の運用については指定金融機関等への預貯金、国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債及び財投機関債のうち一定以上の格付のもの、歳計現金への繰替運用、債券現先(※)等とされている。

(※) 債券を満期日前に売り戻すことを条件に、売買する取引(金融商品会計に関する実務指針参考)

・川崎市公金の保管及び運用に関する方針

(保管運用の方法)

第 4 条 公金の保管運用にあたっては、資金計画をもとに運用額、期間を決定する。

2 保管運用の方法は以下のとおりとする。

- (1) 指定金融機関等(地方自治法施行令第 168 条に規定する金融機関)及び出納取扱金融機関等(地方公営企業法施行令第 22 条の 2 に規定する金融機関)(以下「公金取扱金融機関」という。)並びに川崎市中小企業融資制度要綱別表第 1 に掲げる金融機関(以下「制度融資取扱金融機関」という。))への預貯金。ただし元本保証のないものを除く。
- (2) 国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債及び財投機関債(財務省が財投機関債の発行予定額に計上している債券のうち、金融庁が登録した信用格付業者の 1 社以上から格付符号 AA(Moody's による格付については格付符号 Aa2)以上を取得した財投機関が発行する債券に限る。)の取得
- (3) 歳計現金への繰替運用
- (4) 債券現先

## (5) その他前条各号に適合する方法

### ② 基金に属する現金の運用方針について

基金に属する現金の運用については、別途、川崎市基金条例、川崎市基金条例施行規則及び川崎市基金管理要綱で規定されており、当該条例等に準拠して行われる。

公金運用方針と同様に基本原則として、安全性の確保、流動性の確保、効率性の追求が定められており、運用についても債券現先の記載はないが、指定金融機関等への預貯金、国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債及び財投機関債のうち一定以上の格付のもの、歳計現金への繰替運用とされている。

#### ・川崎市基金条例

##### (管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### ・川崎市基金条例施行規則

##### (現金の管理)

第3条 条例第7条の規定による基金に属する現金は、次の種別により管理するものとする。

(1) 金融機関への預金

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が認める最も確実かつ有利な方法

(3) 国債、地方債並びに市長が確実と認める社債及びその他の有価証券

・ 川崎市基金管理要綱

(現金の管理の基本原則)

第4条 基金に属する現金は、以下の基本原則に基づき管理する。

- (1) 安全性の確保
- (2) 流動性の確保
- (3) 効率性の追求

(現金の管理方法)

第5条 現金の管理方法は、以下のとおりとする。

(1) 指定金融機関等(地方自治法施行令第168条に規定する金融機関)への預貯金。ただし、元本保証のないものを除く。

(2) 国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債及び財投機関債(財務省が財投機関債の発行予定額に計上している債券のうち、金融庁が登録した信用格付業者の1社以上から格付符号AA(Moody'sによる格付については格付符号Aa2)以上を取得した財投機関が発行する債券に限る。)の取得

(3) 歳計現金への繰替運用

(4) その他前条各号に適合する方法

## (2) 基金運用の手法について

基金運用の一般的な手法として個別運用と一括運用の2つの手法がある。個別運用は自治体が有する複数の基金をそれぞれの基金ごとに管理し運用を行う手法である。個別運用の場合、基金と運用商品は1対1の関係を有し、例えば、A基金は定期預金でB基金は国債で運用するといった手法である。

これに対し一括運用は複数の基金を一体のものと捉え、基金を一元的に管理し、運用する手法である。

個別運用と一括運用のメリット、デメリットを整理すると以下のとおりである。

| 手法   | メリット                                                                                                                    | デメリット                                                                                                                              |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 個別運用 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 運用手法に基金所管部署の意向を反映しやすい。</li><li>・ 基金と運用商品が紐づいているため、運用収入の各基金への帰属が明確である。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 基金全体で見ると過剰な流動性を有する結果になりやすい。</li><li>・ 基金ごとに運用立案するため、基金全体で見ると過度に保守的な運用になりやすい。</li></ul>     |
| 一括運用 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 基金全体で流動性を確保することで、全体の運用効率性を高めることが可能である。</li><li>・ 運用事務の集約化が可能である。</li></ul>      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 基金と運用商品が紐づいていないため、運用収入の帰属が不明確である。</li><li>・ 運用収入の配分方法等、全庁にまたがる運営ルール・体制整備が不可欠である。</li></ul> |

(出所：経営戦略研究 vol.9 わが国地方自治体の基金運用に関する考察)

川崎市は基金運用の手法として一括運用を採用することを「川崎市基金管理要綱」で規定している。

・川崎市基金管理要綱

(積立基金の現金の管理手続)

第6条 基金に属する現金の管理手続は、条例第7条及び規則第3条並びに条例第9条及び規則第5条に定めるほか、第4条の基本原則に従い、積立基金を一括運用とし、市長は金額、期間、金融商品等を定め、会計管理者に通知する。ただし、債券運用については、条例に定める基金の設置の目的に支障のない範囲で資金計画に基づき、会計管理者と協議のうえ取得する。

(3) 過去5年間の基金の平均残高、運用収入、利回りの推移

川崎市の基金の令和元年度から令和5年度までの運用実績をまとめると以下の表のとおりである。

基金全体の平均残高は令和元年度 2,839 億円から令和5年度 3,117 億円へ5年間で 278 億円増加している。他方で運用収入は令和元年度 1,556 百万円から令和5年度 1,420 百万円で 136 百万円の減少となっている。

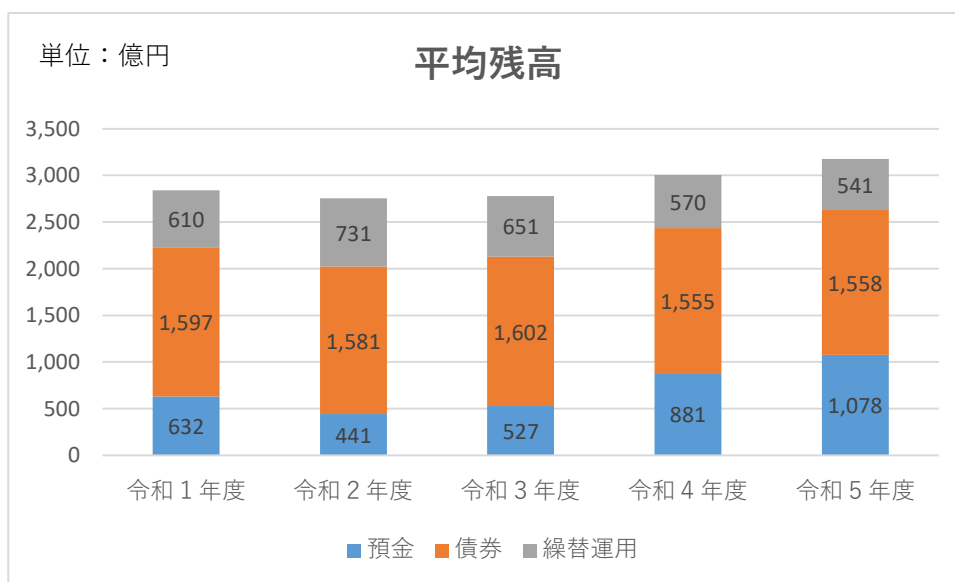
これは運用収入の98%以上を占める債券について、主な運用先である国債の金利低下の影響により、債券の利回りも令和元年度 1.039%から令和5年度 0.908%へ低下していることが原因と考えられる。

基金の運用実績

|       |      | 平均残高<br>(億円) | 運用収入<br>(千円) | 利回り<br>(%) |
|-------|------|--------------|--------------|------------|
| 令和元年度 | 計    | 2,839        | 1,556,442    | 0.548      |
|       | 預金   | 632          | 11,956       | 0.020      |
|       | 債券   | 1,597        | 1,536,460    | 1.039      |
|       | 繰替運用 | 610          | 8,026        | 0.014      |
| 令和2年度 | 計    | 2,753        | 1,634,611    | 0.594      |
|       | 預金   | 441          | 2,188        | 0.005      |
|       | 債券   | 1,581        | 1,625,038    | 1.028      |
|       | 繰替運用 | 731          | 7,385        | 0.010      |
| 令和3年度 | 計    | 2,779        | 1,486,490    | 0.535      |
|       | 預金   | 527          | 1,060        | 0.002      |
|       | 債券   | 1,602        | 1,482,417    | 0.925      |

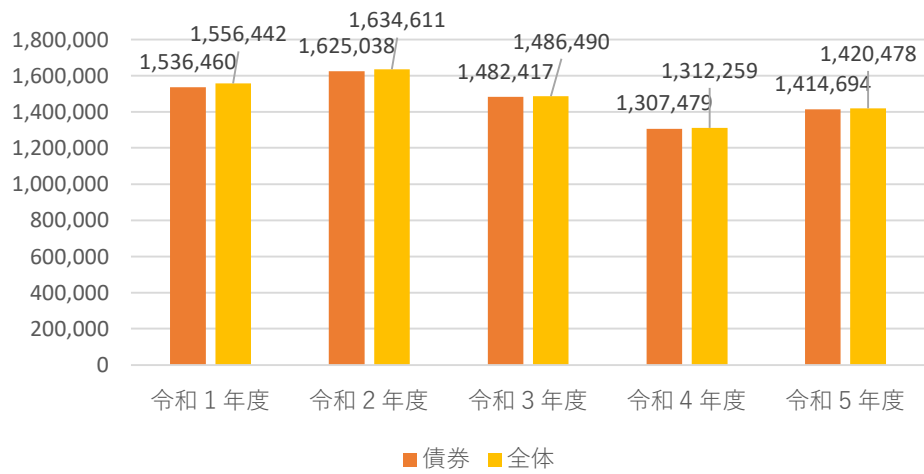
|       |      | 平均残高<br>(億円) | 運用収入<br>(千円) | 利回り<br>(%) |
|-------|------|--------------|--------------|------------|
| 令和4年度 | 繰替運用 | 651          | 3,013        | 0.005      |
|       | 計    | 3,007        | 1,312,259    | 0.436      |
|       | 預金   | 881          | 1,752        | 0.002      |
|       | 債券   | 1,555        | 1,307,479    | 0.841      |
|       | 繰替運用 | 570          | 3,028        | 0.005      |
| 令和5年度 | 計    | 3,177        | 1,420,478    | 0.447      |
|       | 預金   | 1,078        | 2,854        | 0.003      |
|       | 債券   | 1,558        | 1,414,694    | 0.908      |
|       | 繰替運用 | 541          | 2,930        | 0.005      |

(出所：川崎市 公金運用実績について)



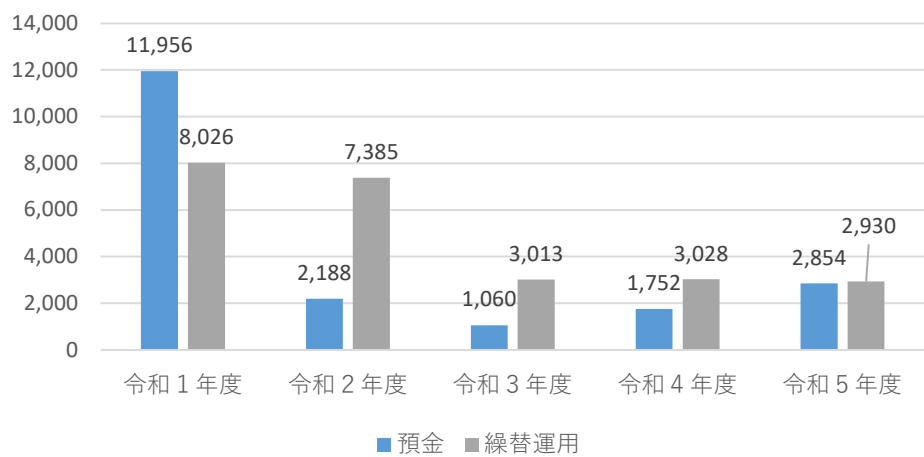
単位：千円

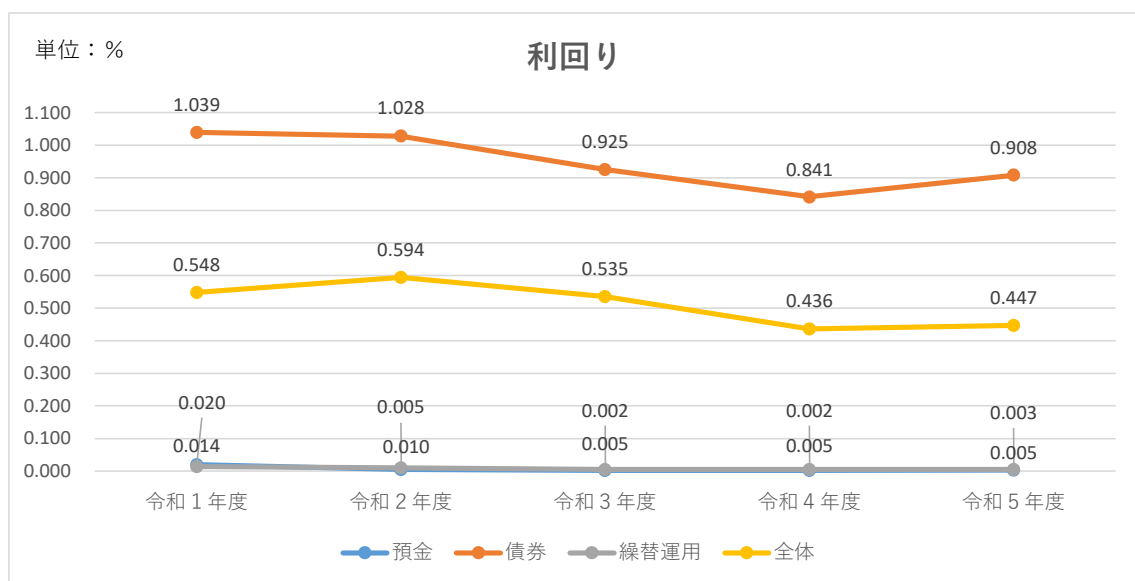
### 運用収入（全体・債券）



単位：千円

### 運用収入（預金・繰替運用）





#### (4) 基金運用実績について他団体との比較

基金の運用実績を公表している政令指定都市について、川崎市における基金の運用実績との比較を行った。その結果、令和 5 年度の利回りは、福岡市が 1.163%と最も高く、川崎市は 0.447%で福岡市に次いで高い利回りとなっている。これは基金全体の平均残高に占める有価証券（債券等）での運用割合が高く、かつ、有価証券（債券等）の運用利回りが高い自治体ほど、基金全体の運用利回りが高い傾向にあるためである。

| 政令指定都市  | 人口<br>(※1) | 令和 3 年度      |              |            | 令和 4 年度      |              |            | 令和 5 年度      |              |            |
|---------|------------|--------------|--------------|------------|--------------|--------------|------------|--------------|--------------|------------|
|         |            | 平均残高<br>(億円) | 運用収入<br>(千円) | 利回り<br>(%) | 平均残高<br>(億円) | 運用収入<br>(千円) | 利回り<br>(%) | 平均残高<br>(億円) | 運用収入<br>(千円) | 利回り<br>(%) |
| 川崎市     | 1,538 千人   | 2,779        | 1,486,490    | 0.535      | 3,007        | 1,312,259    | 0.436      | 3,177        | 1,420,478    | 0.447      |
| 横浜市     | 3,777 千人   | (※3)         | (※3)         | (※3)       | 2,583        | 48,988       | 0.019      | 3,068        | 83,418       | 0.027      |
| 大阪市     | 2,752 千人   | 8,375        | 654,815      | 0.078      | 8,606        | 745,820      | 0.087      | 9,068        | 991,865      | 0.109      |
| 名古屋市    | 2,332 千人   | 2,708        | 489,979      | 0.181      | 3,057        | 500,853      | 0.164      | 3,620        | 550,306      | 0.152      |
| 福岡市(※2) | 1,612 千人   | (※3)         | (※3)         | (※3)       | 4,458        | 4,336,944    | 1.209      | 4,741        | 4,733,310    | 1.163      |
| 仙台市     | 1,097 千人   | (※3)         | (※3)         | (※3)       | (※3)         | (※3)         | (※3)       | 2,530        | 372,992      | 0.147      |
| 北九州市    | 939 千人     | (※3)         | (※3)         | (※3)       | (※3)         | (※3)         | (※3)       | 2,501        | 778,870      | 0.311      |
| 静岡市     | 693 千人     | 713          | 179,270      | 0.250      | 866          | 176,884      | 0.200      | 936          | 264,496      | 0.280      |

(※1) 人口 令和 2 年国勢調査（確定値）

(※2) 福岡市の公表資料では平均残高ではなく期末残高を使用しているため、表中の福岡市の平均残高は期末残高の数字である。

(※3) 公表データなし

【利回り比較（令和5年度）】

| 政令指定都市 | 全体    | 有価証券（債券等） |      | 預金・繰替運用等 |      |
|--------|-------|-----------|------|----------|------|
|        | 利回り   | 利回り       | 残高割合 | 利回り      | 残高割合 |
|        | (%)   | (%)       |      | (%)      |      |
| 福岡市    | 1.163 | 1.349     | 79%  | 0.002    | 21%  |
| 川崎市    | 0.447 | 0.908     | 49%  | 0.003    | 51%  |
| 北九州市   | 0.311 | 0.446     | 62%  | 0.091    | 38%  |
| 名古屋市   | 0.152 | 0.438     | 34%  | 0.003    | 66%  |
| 仙台市    | 0.147 | 0.517     | 22%  | 0.044    | 78%  |
| 大阪市    | 0.109 | 0.422     | 24%  | 0.009    | 76%  |
| 横浜市    | 0.027 | 0.000     | 0%   | 0.027    | 100% |

(注)静岡市は基金運用の内訳が不明のため、上表に含めていない。

## (5) 基金の繰替運用

### ① 基金の繰替運用とは

川崎市基金管理要綱では基金の管理方法として「歳計現金への繰替運用」を規定している。基金の「歳計現金への繰替運用」とは、資金不足に対応するために、基金残高の一部を一時的に貸し付ける形で地方公共団体内での資金融通に活用することである。具体的には、基金に属する現金を歳計現金等や企業会計へ一時的に繰替えて使用し、使用期間に応じた利息が基金に支払われることになる。

### ② 繰替運用の手続

基金の繰替運用については、川崎市基金条例及び川崎市基金条例施行規則に準拠して行われる。

#### ・川崎市基金条例

##### (繰替運用)

第9条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### ・川崎市基金条例施行規則

##### (繰替運用)

第5条 条例第9条に規定する基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用しようとするときは、運用金額、償還方法、その他必要な事項について財政局長があらかじめ会計管理者と協議し、市長の決裁を受けなければならない。

また、具体的な基金の繰替運用手続は「基金の属する現金の繰替運用に関する取扱要領」に準拠して行われる。

具体的には各会計所管局長は、毎年度予算が確定したときに繰替運用予定額及び期間を定めた繰替運用計画書(第1号様式)を資金計画書とともに財政局長に提出する。

実際に繰替運用を申請する場合は、各会計所管局長が繰替運用申請書(第2号様式)を財政局長に提出することになる。

財政局長は、繰替運用の申請があったときは、その内容を審査し、会計管理者と協議のうえ決定し、繰替運用決定通知書(第3号様式)により各会計所管局長あてに通知する。そして繰替運用を受けた各会計所管局長は、直ちに借用証書に代わる確認書(第4号様式)を財政局長あてに提出する必要がある。

・ 基金の属する現金の繰替運用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市基金条例（昭和46年川崎市条例第2号）第9条及び川崎市基金条例施行規則（昭和46年川崎市規則第12号）第5条に定める基金に属する現金の繰替運用について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 繰替運用を行う対象は、一般会計及び特別会計の歳計現金並びに企業会計の歳計現金とする。

(運用額)

第3条 繰替運用額は、毎年度予算に定める範囲内とする。ただし、一時的な資金手当に係る場合は、この限りではない。

(利率等)

第4条 繰替運用に係る利率は、貸付期間に応じた大口定期預金相当とする。ただし、企業会計への繰替運用の場合は、別に定めることができる。

2 利息の計算は、運用開始の日から償還の前日までの日数とし、償還日に利息を受け取るものとする。

(期間等)

第5条 繰替運用を行う期間は、原則として、1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めたときは、この限りではない。

3 償還日は、繰替運用期間の満了日とする。ただし、繰上償還を妨げない。

(繰替運用計画書)

第6条 各会計所管局長は、毎年度予算が確定したときに繰替運用予定額及び期間を定めた繰替運用計画書（第1号様式）を資金計画書とともに財政局長に提出しなければならない。ただし、会計管理者所管の資金については、この限りではない。

(申請)

第7条 繰替運用を申請する場合は、各会計所管局長が繰替運用申請書（第2号様式）を財政局長に提出しなければならない。ただし、会計管理者所管の資金については、この限りではない。

(決定通知)

第8条 財政局長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、会計管理者と協議のうえ決定し、繰替運用決定通知書（第3号様式）により各会計所管局長あて通知する。

(確認書の提出)

第9条 繰替運用を受けた各会計所管局長は、直ちに借用証書に代わる確認書（第4号様式）を財政局長あて提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

### ③ 繰替運用期間について

繰替運用を行う期間は、基金の属する現金の繰替運用に関する取扱要領第5条で規定しているように、原則として1年以内とされている。ただし、同条第2項において「市長が必要があると認めたときは、この限りではない。」旨が規定されており、期間が1年を超える繰替運用も可能となっている。

この点、会計年度を超える繰替運用について、総務省の「平成26年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等」では、以下のように記載されている。

#### ・平成26年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等

基金から一般会計に会計年度を超える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、「地方自治法」第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、必要なものについてはその適正化を図ること

会計年度を超える繰替運用については、「地方自治法施行規則」（昭和22年内務省令第29号）第16条の2に規定する財産に関する調書等により、実態を反映した情報開示を行うこと

### ④ 繰替運用の状況

川崎市における各年度の繰替運用の平均残高は以下のとおりである。

単位：億円

|                | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 繰替運用<br>(平均残高) | 610   | 731   | 651   | 570   | 541   |

(出所：川崎市 公金運用実績について)

また、各年度末の基金の繰替運用残高の状況は以下のとおりである。直近 5 年間では令和元年度を除き、減債基金の繰替運用残高が多額となっている。

(単位：千円)

| 基金                    | 令和元年度 | 令和 2 年度    | 令和 3 年度    | 令和 4 年度    | 令和 5 年度    |
|-----------------------|-------|------------|------------|------------|------------|
| 庁舎整備基金                | 0     | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 災害救助基金                | 0     | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 財政調整基金                | 0     | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 減債基金                  | 0     | 25,000,000 | 15,000,000 | 35,000,000 | 25,000,000 |
| 国際交流基金                | 0     | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 文化振興基金                | 0     | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業基金 | 0     | 0          | 0          | 0          | 0          |
| スポーツ振興基金              | 0     | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 勤労者福祉共済事業基金           | 0     | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 競輪施設等整備事業基金           | 0     | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 競輪事業運営基金              | 0     | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 地域環境保全基金              | 0     | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 資源再生化基金               | 0     | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 地球環境保全基金              | 0     | 0          | 0          | 0          | 0          |

| 基金                   | 令和元年度     | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|----------------------|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 公害健康被害補償事業基金         | 0         | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金 | 0         | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 心身障害者福祉事業基金          | 0         | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 長寿社会福祉振興基金           | 0         | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 介護保険給付費準備基金          | 710,585   | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 大規模災害被災者等支援基金        | 27,240    | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 動物愛護基金               | 30,320    | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 国民健康保険財政調整基金         | 1,541,160 | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 災害遺児等援護事業基金          | 240,612   | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 子ども・若者応援基金           | 164,733   | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 都市整備事業基金             | 5,289,688 | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 鉄道整備事業基金             | 8,782,686 | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 市営住宅等敷金基金            | 831,611   | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 市営住宅等                | 1,021,873 | 0       | 0       | 0       | 0       |

| 基金                   | 令和元年度      | 令和 2 年度    | 令和 3 年度    | 令和 4 年度    | 令和 5 年度    |
|----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 修繕基金                 |            |            |            |            |            |
| 緑化基金                 | 2,339,553  | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 等々力陸上<br>競技場整備<br>基金 | 39,104     | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 墓地整備事<br>業基金         | 182,094    | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 港湾整備事<br>業基金         | 11,683,942 | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 奨学事業基<br>金           | 38,710     | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 学校施設整<br>備基金         | 76,082     | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 学校給食運<br>営基金         | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 土地開発基<br>金           | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 合計                   | 33,000,000 | 25,000,000 | 15,000,000 | 35,000,000 | 25,000,000 |

#### ⑤ 減債基金の繰替運用について

繰替運用の目的は一般会計及び特別会計における一時的な資金不足に対応するためであるが、減債基金の繰替運用については、年度末に一度、繰戻を行うものの、再度、翌年度に繰替運用を予算計上し実行することで、繰替運用額が累積し、実質的に減債基金から長期借入を行うことと同様の状況になっている。そして、この減債基金の繰替運用の累積額（以下、減債基金からの借入金とする。）については、令和 5 年度末で 517 億円と多額になっている。

減債基金からの借入金の返済額については、市の「今後の財政運営の基本的な考え方（令和 4 年 3 月改定）」において、「減債基金借入金については、当面の措置として、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行っているが、早期の解消が必要であることから、市民サービスの安定的な提供と、財政状況のバランスに配慮しながら、毎年度の予算編成や決算の中で、借入額の圧縮と早期の返済に努める」旨が記載されている。そして、収支フレームにおいては、財政状況を踏まえ、令和 10 年度以降に毎年の返済額を 20 億円として仮計上している。

## VI. 各基金の詳細内容

今回は、市民にとってはあまりなじみがないものと思われる基金の全体像を明らかにし、厳しい財政状況の中で基金をより有効に活用するための意見を行うことを主眼にして監査を行った。そのため、本章では基金の詳細内容について記載している。

### 1. 財政調整基金

#### (1) 基金の概要

|           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| 基金の名称     | 財政調整基金                               |
| 所管課       | 財政局財政部資金課                            |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                              |
| 設置年月日     | 昭和46年4月1日                            |
| 設置目的      | 財政の健全な運営に資するための資金に充てる。               |
| 設置期間      | 無期限                                  |
| 基金の種別     | 積立基金                                 |
| 基金当初設置額   | 不明（記録なし）                             |
| 基金当初設置時財源 | 決算剰余金（一般会計）、その他年度間調整が必要な財政運営のための原資   |
| 基金設置後積立財源 | 決算剰余金（一般会計）、その他年度間調整が必要な財政運営のための原資   |
| 積立目標額     | 定めていない                               |
| 積立方法      | 一般会計の決算において剰余金が生じた場合に市長が定めた金額を積み立てる。 |
| 取崩方法      | 財政上の必要に応じて取り崩す。                      |

#### (2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度     | 令和4年度     | 令和5年度     |
|-----|---------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 積立額 | 277,663 | 139,959 | 1,036,651 | 3,050,430 | 1,853,894 |
| 取崩額 | 15,000  | 0       | 50,099    | 1,748,044 | 3,319,900 |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### （３）基金の対象事業

財政調整基金は地方公共団体が年度間の財源の変動に備えて積み立てる基金である。つまり、財源不足や突発的な財政需要の増加といった財政リスクに対応するために積み立てられる基金である。そのため、あらかじめ基金の対象事業が決まっているわけではなく、年度の予算編成において基金を取り崩し、財源として充当する事業は決まってくる。

また、財政調整基金に積立額については地方財政法で決算上剰余金が生じた場合、その二分の一を下らない額を積み立てることが要求されている。

#### 地方財政法

##### （剰余金）

第七条 地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。

財政調整基金の適正規模については、法、条例等で明確な基準が定められているわけではないが、自治体によっては、基金残高が大きすぎるのではないかという議会等からの指摘に基づき、適正規模の考え方を示し、財源不足や突発的な財政需要の増加といった財政リスクへの対応ができる残高を確保しつつ、過大な積立とはならないよう適正規模の考え方を示している自治体もある。

##### （他事例：飛騨市）

財政調整基金の考え方としては、標準財政規模の20%相当額（約22億円）は不測の事態に対処できるよう堅持するものとし、これに過去5年間における財政調整基金の取り崩し実績額（約8億円）をあわせた額（おおむね30億円～33億円）を保有高の目安とする。（地方財政法により決算剰余金の2分の1は積み立てする必要があるため、基金が増えすぎないように当初予算においてあらかじめ取り崩すよう予算措置しておき、30億円程度をキープしていく。）

※標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常一般財源の規模を示す指標で、財政分析や財政運営の指標算出などに利用される。

標準財政規模（標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債）

### （４）令和5年度の事業費

令和5年度においては、過去の寄附金を原資とした取崩しにより、20,000千円を殿町国際戦略拠点整備事業に、35,039千円を本庁舎等建替事業にそれぞれ充当している。また、

新型コロナウイルス感染症対策事業に係る補助金の返還対応で 3,264,861 千円を取崩している。

(5) 令和 5 年度の財政調整基金の取崩額

単位：千円

| 充当事業          | 金額        |
|---------------|-----------|
| 殿町国際戦略拠点整備事業費 | 20,000    |
| 国庫負担金等返還金     | 3,264,861 |
| 本庁舎等建替事業費     | 35,039    |
| 合計            | 3,319,900 |

## 2. 減債基金

(1) 基金の概要

|           |                                        |
|-----------|----------------------------------------|
| 基金の名称     | 減債基金                                   |
| 所管課       | 財政局財政部資金課                              |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                                |
| 設置年月日     | 昭和 58 年 7 月 19 日                       |
| 設置目的      | 市債償還の資金に充てる。                           |
| 設置期間      | 無期限                                    |
| 基金の種別     | 積立基金                                   |
| 基金当初設置額   | 10 億円程度                                |
| 基金当初設置時財源 | 一般財源                                   |
| 基金設置後積立財源 | 原則一般財源だが、起債の事業区分により、住宅使用料や貸付金収入を財源とする。 |
| 積立目標額     | 定めていない                                 |
| 積立方法      | 将来の市債償還にかかる原資を積み立てる。                   |
| 取崩方法      | 満期償還時に取り崩す。                            |

(2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度      | 令和 2 年度    | 令和 3 年度    | 令和 4 年度    | 令和 5 年度    |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 積立額 | 48,428,784 | 47,309,863 | 48,777,502 | 48,952,313 | 49,640,868 |
| 取崩額 | 55,006,412 | 47,556,739 | 36,270,098 | 24,393,796 | 23,445,548 |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

#### ① 市債償還

市債の償還のための資金積立が減債基金設置の目的である。世代間の負担が不公平にならないよう、次世代に負担を先送りにしないよう満期一括償還のための資金を減債基金に積み立てている。

すなわち、市債は最終返済日に金額を返す満期一括償還という方法を採用することがあり、その場合は、毎年度一定額を減債基金に貯めて、最終返済日に備えることが必要となる。返済のために計画的にお金を貯めないと、世代間の負担が不公平になったり、次の世代に負担を先送りすることになったりしてしまう。そのため、計画に基づき、減債基金に償還資金を積み上げていくことが重要となっている。

#### ② 減債基金からの借入

一般会計の収支不足の補填として、減債基金からの借入が行われている。令和5年度は8年ぶりに借入分の一部を返済したことにより、借入の累積額は令和4年度から10億円減少し、令和5年度末で517億円となっている。

第20表 減債基金借入金の推移

| (単位:百万円)      |        |        |        |        |        |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区 分           | 元 年度末  | 2 年度末  | 3 年度末  | 4 年度末  | 5 年度末  |
| 減 債 基 金 借 入 金 | 52,700 | 52,700 | 52,700 | 52,700 | 51,700 |
| 前 年 度 増 △ 減 額 | 9,500  | —      | —      | —      | △1,000 |

(出所:令和5年度川崎市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用審査意見書)

減債基金への返済額については、市の「今後の財政運営の基本的な考え方(令和4年3月改定)」において、「減債基金借入金については、当面の措置として、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行っているが、早期の解消が必要であることから、市民サービスの安定的な提供と、財政状況のバランスに配慮しながら、毎年度の予算編成や決算の中で、借入額の圧縮と早期の返済に努める」旨が記載されている。そして、収支フレームにおいては、財政状況を踏まえ、令和10年度以降に毎年の返済額を20億円として仮計上している。

(収支フレーム)

(単位 億円)

|                         | 収 支 フ レ ム 期 間 |              |              |              |              |              | 収 支 見 通 し 期 間 |               |               |               |               |
|-------------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|                         | R3<br>(2021)  | R4<br>(2022) | R5<br>(2023) | R6<br>(2024) | R7<br>(2025) | R8<br>(2026) | R9<br>(2027)  | R10<br>(2028) | R11<br>(2029) | R12<br>(2030) | R13<br>(2031) |
| 国庫支出金                   | 1,467         | 1,621        | 1,487        | 1,516        | 1,507        | 1,544        | 1,544         | 1,522         | 1,559         | 1,542         | 1,530         |
| 市債                      | 628           | 861          | 636          | 578          | 489          | 538          | 583           | 543           | 697           | 505           | 421           |
| その他特定財源                 | 1,020         | 1,087        | 1,103        | 1,086        | 1,079        | 1,098        | 1,081         | 1,083         | 1,084         | 1,081         | 1,079         |
| 一般財源合計                  | 4,155         | 4,321        | 4,382        | 4,393        | 4,460        | 4,504        | 4,514         | 4,547         | 4,579         | 4,590         | 4,582         |
| 歳 入 合 計                 | 7,270         | 7,890        | 7,608        | 7,573        | 7,535        | 7,684        | 7,722         | 7,695         | 7,919         | 7,718         | 7,612         |
| 減債基金借入金 返済              | 0             | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            | 0             | 20            | 20            | 20            | 20            |
| 投資的経費                   | 959           | 1,324        | 1,097        | 1,008        | 875          | 988          | 1,019         | 943           | 1,166         | 946           | 819           |
| 未定枠                     | 0             | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            | 0             | 0             | 180           | 145           | 135           |
| 大規模な投資的経費(新規分)          | 1             | 2            | 6            | 45           | 55           | 128          | 150           | 139           | 267           | 127           | 101           |
| 大規模な投資的経費(継続分)          | 411           | 805          | 467          | 272          | 153          | 188          | 225           | 192           | 172           | 188           | 123           |
| 基礎的な投資的経費               | 547           | 517          | 624          | 691          | 667          | 672          | 644           | 612           | 547           | 486           | 460           |
| 一部の社会保障関連経費             | 2,277         | 2,374        | 2,445        | 2,465        | 2,520        | 2,549        | 2,561         | 2,574         | 2,589         | 2,604         | 2,615         |
| 高齢者福祉                   | 401           | 425          | 428          | 427          | 429          | 440          | 446           | 453           | 462           | 471           | 476           |
| 障害者福祉                   | 513           | 541          | 568          | 567          | 585          | 579          | 585           | 591           | 597           | 603           | 609           |
| 生活保護                    | 578           | 578          | 578          | 578          | 578          | 578          | 578           | 578           | 578           | 578           | 578           |
| 保育事業(待機児童対策)            | 739           | 784          | 825          | 847          | 882          | 906          | 906           | 906           | 906           | 906           | 906           |
| 小児医療費助成                 | 46            | 46           | 46           | 46           | 46           | 46           | 46            | 46            | 46            | 46            | 46            |
| 公債費(諸費を除く)              | 707           | 725          | 734          | 730          | 720          | 701          | 695           | 695           | 675           | 691           | 688           |
| 管理的経費・政策的経費             | 3,613         | 3,706        | 3,538        | 3,490        | 3,469        | 3,436        | 3,439         | 3,445         | 3,454         | 3,440         | 3,453         |
| 職員給与費                   | 1,468         | 1,476        | 1,476        | 1,476        | 1,476        | 1,476        | 1,476         | 1,476         | 1,476         | 1,476         | 1,476         |
| 管理的経費                   | 684           | 694          | 694          | 669          | 667          | 667          | 665           | 663           | 662           | 662           | 665           |
| 政策的経費(中学校給食(IPF分)含む)    | 1,461         | 1,536        | 1,368        | 1,345        | 1,326        | 1,293        | 1,298         | 1,306         | 1,316         | 1,302         | 1,312         |
| 歳 出 合 計                 | 7,556         | 8,129        | 7,814        | 7,693        | 7,584        | 7,674        | 7,714         | 7,677         | 7,904         | 7,701         | 7,595         |
| 収 支                     | ▲ 286         | ▲ 239        | ▲ 206        | ▲ 120        | ▲ 49         | 10           | 8             | 18            | 15            | 17            | 17            |
| 減債基金からの借入残高             | 813           | 1,052        | 1,258        | 1,378        | 1,427        | 1,427        | 1,427         | 1,407         | 1,387         | 1,367         | 1,347         |
| <b>決算見込ベース</b>          |               |              |              |              |              |              |               |               |               |               |               |
| 減債基金からの新規借入<br>(返済は△表記) | 129           | 194          | 161          | 75           | 4            | △ 55         | △ 53          | △ 83          | △ 80          | △ 82          | △ 82          |
| 減債基金からの借入残高             | 656           | 850          | 1,011        | 1,086        | 1,090        | 1,035        | 982           | 899           | 819           | 737           | 655           |

※決算における収支改善を見込む(年45億円H24-R2平均・R3はR4.3月補正後の現計予算)

※退職手当債・行政改革推進債を一般財源として扱っています。

(出所：今後の財政運営の基本的な考え方(令和4年3月改定))

(4) 令和5年度の事業費

5月末の出納整理期間に、当該年度の所要額を算出し、各会計から繰入金として受け入れた後、公債管理特別会計を経由して積立・取崩を行っている。

① 積立

・調定伺書

| 会計           | 款   | 項      | 目                             | 金額(千円)     | 摘要                                           |
|--------------|-----|--------|-------------------------------|------------|----------------------------------------------|
| 公債管理<br>特別会計 | 繰入金 | 他会計繰入金 | 卸売市場<br>事業特別<br>会計繰入金         | 396,372    | 令和5年度公債費繰入金<br>(市場会計・積立金分) 令和6年5月20日         |
| 公債管理<br>特別会計 | 繰入金 | 他会計繰入金 | 墓地整備<br>事業特別<br>会計繰入金         | 16,392     | 令和5年度公債費繰入金<br>(墓地会計・積立金分) 令和6年5月20日         |
| 公債管理<br>特別会計 | 繰入金 | 他会計繰入金 | 生田緑地<br>ゴルフ場<br>事業特別<br>会計繰入金 | 41,500     | 令和5年度公債費繰入金<br>(ゴルフ会計・積立金分)<br>令和6年5月20日     |
| 公債管理<br>特別会計 | 繰入金 | 他会計繰入金 | 港湾整備<br>事業特別<br>会計繰入金         | 53,712     | 令和5年度公債費繰入金<br>(港湾会計・積立金分) 令和6年5月20日         |
| 公債管理<br>特別会計 | 繰入金 | 他会計繰入金 | 下水道事業<br>会計繰入金                | 3,040,905  | 令和5年度公債費繰入金<br>(積立金分・下水道事業会計)<br>令和6年5月31日   |
| 公債管理<br>特別会計 | 繰入金 | 他会計繰入金 | 自動車運<br>送事業会計繰入金              | 364,539    | 令和5年度公債費繰入金<br>(積立金分・自動車運送事業会計)<br>令和6年5月31日 |
| 公債管理<br>特別会計 | 繰入金 | 他会計繰入金 | 一般会計<br>繰入金                   | 44,534,070 | 令和5年度年度減債基金新規積立繰入金(一般会計・満期一括分) 令和6年5月31日     |

② 取崩

・ 調定伺書

| 会計           | 款   | 項     | 目           | 金額（千円）     | 摘要            |
|--------------|-----|-------|-------------|------------|---------------|
| 公債管理<br>特別会計 | 繰入金 | 基金繰入金 | 減債基金<br>繰入金 | 23,445,548 | 令和 5 年度減債基金取崩 |

### 3. 土地開発基金

（１）基金の概要

|           |                                                                                                                                                                  |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基金の名称     | 土地開発基金                                                                                                                                                           |
| 所管課       | 財政局資産管理部資産運用課                                                                                                                                                    |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                                                                                                                                                          |
| 設置年月日     | 昭和 44 年 12 月                                                                                                                                                     |
| 設置目的      | 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得する資金に充てる。                                                                                                           |
| 設置期間      | 無期限                                                                                                                                                              |
| 基金の種別     | 定額運用基金                                                                                                                                                           |
| 基金当初設置額   | 270,000,000 円                                                                                                                                                    |
| 基金当初設置時財源 | 該当なし                                                                                                                                                             |
| 基金設置後積立財源 | 基金現金の運用から生じた利子や基金用地に係る貸付料のほか、事業用地の貸付料収入や市有地の売払収入を対象としている。歳入の基準は明確に決まっていないものの、土地から生じた様々な収入は、市の土地施策の推進に還元するという考え方にに基づき、過去に基金を活用して取得した経過のある事業用地の貸付料を現在は主な積立財源としている。 |
| 積立目標額     | 270,000,000 円（条例に規定された基金の額）                                                                                                                                      |
| 積立方法      | 基金に属する現金の運用から生じた利子や基金用地に係る貸付収入のほか、一般会計等における土地から生じた様々な収入を積み立てる。                                                                                                   |
| 取崩方法      | 財政上の必要に応じて取り崩す。                                                                                                                                                  |

(2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 積立額 | 164,284 | 233,825 | 223,049 | 263,536 | 156,388 |
| 取崩額 | 174,725 | 174,725 | 174,725 | 174,725 | 174,725 |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

(3) 基金の対象事業

事業課から要請に基づき緊急的な土地の取得を行うための財源を積み立てている基金である。当初は事業前の土地に先行取得を目的としていたが、厳しい財政状況の中で、平成12年に基金条例が改正され、先行取得のみならず、一般会計における新たな土地取得等の財源としても活用できるようになった。

(4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

事業課から土地の先行取得に関する相談を受け、必要額や買戻し時期等の状況に応じて、基金財源活用が適切かを判断している。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

| 事業名                        | 事業費     | 財源      |
|----------------------------|---------|---------|
|                            | 合計      | 土地開発基金  |
| ナノ医療イノベーションセンター<br>用地の割賦払い | 174,725 | 174,725 |
| 公共用地の先行取得                  | 36,416  | 36,416  |

#### 4. スポーツ振興基金

##### (1) 基金の概要

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 基金の名称     | スポーツ振興基金                 |
| 所管課       | 市民文化局市民スポーツ室             |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                  |
| 設置年月日     | 平成 31 年 3 月              |
| 設置目的      | スポーツ振興事業の資金に充てる。         |
| 設置期間      | 無期限                      |
| 基金の種別     | 積立基金                     |
| 基金当初設置額   | 100,000,000 円            |
| 基金当初設置時財源 | 株式会社川崎フロンターレからの寄附金       |
| 基金設置後積立財源 | 団体からの寄附、ふるさと納税           |
| 積立目標額     | 定めていない                   |
| 積立方法      | 寄附金を積み立てる。               |
| 取崩方法      | 基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。 |

##### (2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-----|-------|---------|---------|---------|---------|
| 積立額 | 224   | 789     | 200     | 200     | 200     |
| 取崩額 | 0     | 0       | 0       | 1,013   | 200     |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

##### (3) 基金の対象事業

基金を充当して実施している事業は、障害者スポーツ普及促進事業全般であり、以下の事業となる。

| 事業名                        | 事業内容                                                                                                                                                                      |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市内小学校等におけるパラスポーツ体験講座実施支援業務 | パラスポーツの体験を希望する市内小学校や市内施設等を対象に、参加型のパラスポーツ体験講座を実施し、障害者理解について学習する機会を設けるとともに、幅広い世代がパラスポーツに触れる機会を設ける。平成 28 年から市内小学校で順次実施し、令和 3 年度に全校の実施を完了している。<br>令和 4 年度より市内小学校での実施と並行し、体験実施 |

| 事業名                           | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                               | の要望の多いボッチャの体験会を市内施設で実施しており、老人福祉施設やこども文化センター等で開催している。                                                                                                                                                                                    |
| スポーツセンター等における<br>パラスポーツ普及支援業務 | かわさきパラムーブメントにおけるレガシーのひとつとして、「誰もがスポーツ・運動に親しんでいるまち」を掲げており、この実現に向けた取組として、障害のある方が身近な地域でスポーツに親しめる環境づくりを進めていくため、各区スポーツセンター等において障害者や介助者等にパラスポーツを楽しんでもらう「障害者スポーツプログラム」を開催する。<br>令和4年度よりさらに参加者層の裾野を広げるため、中部地域支援室と連携し、既存施設を活用し、パラスポーツの体験会を実施している。 |
| 川崎市長杯ボッチャ大会に係る大会運営等業務委託       | 障害者がスポーツをする機会を創出するとともに、スポーツを楽しみながら障害に対する理解を高めることのできる機会の提供を図るため、川崎市長杯ボッチャ大会を開催する。                                                                                                                                                        |

(4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

充当する事業については、現在はパラスポーツ普及促進事業全般に充当している。充当額については、寄附の実績等に基づき決定している。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

| 事業名                   | 事業費    | 財源              |                      |                              |        |
|-----------------------|--------|-----------------|----------------------|------------------------------|--------|
|                       | 合計     | スポーツ振興<br>基金繰入金 | スポーツ振<br>興基金利子<br>収入 | ふるさと<br>納税（ポ<br>ータルサ<br>イト分） | 一般財源   |
| 障害者ス<br>ポーツ普及促進事<br>業 | 18,794 | 200             | 454                  | 1,506                        | 16,634 |

## 5. 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業基金

### (1) 基金の概要

|           |                                            |
|-----------|--------------------------------------------|
| 基金の名称     | 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業基金                      |
| 所管課       | 市民文化局市民文化振興室                               |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                                    |
| 設置年月日     | 平成24年3月19日（改定施行日）                          |
| 設置目的      | 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業の資金に充て<br>ることを目的とする     |
| 設置期間      | 無期限                                        |
| 基金の種別     | 積立基金                                       |
| 基金当初設置額   | 15,000,000 円                               |
| 基金当初設置時財源 | 株式会社藤子・F・不二雄プロ等からの寄附金                      |
| 基金設置後積立財源 | 株式会社藤子・F・不二雄プロ等からの寄附金、川崎市ふ<br>るさと応援寄附金（個人） |
| 積立目標額     | 定めていない                                     |
| 積立方法      | 寄附金を積み立てる。                                 |
| 取崩方法      | 基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。                   |

### (2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度   | 令和4年度  | 令和5年度  |
|-----|--------|--------|---------|--------|--------|
| 積立額 | 10,020 | 11,101 | 500,000 | 10,000 | 10,000 |
| 取崩額 | 5,587  | 0      | 27,395  | 19,470 | 0      |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

藤子・F・不二雄氏の作品の展示等を通じて、作品のメッセージを幅広い世代に伝えることにより、市民の文化芸術活動の振興及び本市の魅力の増進に寄与することを目的に設置された川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムに関する事業を実施する。

#### (事業概要)

- ・ミュージアムの持続的な運営に向けた取組
- ・ミュージアムの個性と魅力を活用したまちづくりの推進
- ・その他ミュージアムに関する取組

具体的な事業内容としては、施設機能の拡充や魅力の向上等が行われており、今後大規模修繕及び開館20周年記念事業（令和13年度）の実施にて多額の取崩しが想定されている。

## 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設概要 | <p>長年多摩区に住み、「ドラえもん」「パーマン」「新オバケのQ太郎」など多くの名作を生み出した児童まんが家、藤子・F・不二雄氏の作品を展示・公開する文化施設として、川崎市と株式会社藤子・F・不二雄プロが協力して整備し、川崎市の施設として、多摩区の生田緑地内に平成 23（2011）年 9 月 3 日に開館した。</p> <p>子どもたちの夢と希望を育み、藤子・F・不二雄氏の「夢」「希望」「友情」「勇気」「大いなる好奇心」そして「人を愛する優しい気持ち」などの大切なメッセージを、全国へそして世界の人々に、また後世の人々に対して発信している。</p> <p>また、川崎市の今後のまちづくりに向けた魅力の発信や地域の活性化の新たな拠点になるよう取り組んでいる。</p>  |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### （４）基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

緊急性の高い施設維持補修やミュージアム側の要望（新規事業の実施等）を踏まえて充当する事業・充当額を決定する。

### （５）令和 5 年度の事業費

令和 5 年度において、音響設備の入替が行われているが、当該事業に係る支出は全額が一般財源によって賄われているため、基金の事業費への充当はない。基金からの充当が行われなかった理由は、今後の建物の劣化調査の結果によっては修繕費が発生する可能性があり、当該支出に備えるため、財源として基金を使用しなかったことによるものである。

## 6. 文化振興基金

### (1) 基金の概要

|           |                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------|
| 基金の名称     | 文化振興基金                                          |
| 所管課       | 市民文化局市民文化振興室                                    |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                                         |
| 設置年月日     | 昭和 59 年 4 月 1 日                                 |
| 設置目的      | 文化振興事業の資金に充てる。                                  |
| 設置期間      | 無期限                                             |
| 基金の種別     | 積立基金                                            |
| 基金当初設置額   | 65,000,000 円                                    |
| 基金当初設置時財源 | 寄附金                                             |
| 基金設置後積立財源 | 寄附金                                             |
| 積立目標額     | 基金設置後 5 年間で 5 億円を目標としたが、その後の目標額については特に設定されていない。 |
| 積立方法      | 寄附金を積み立てる。                                      |
| 取崩方法      | 基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。                        |

### (2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-----|-------|---------|---------|---------|---------|
| 積立額 | 6,948 | 2,797   | 3,349   | 3,191   | 1,124   |
| 取崩額 | 6,579 | 12,231  | 9,581   | 12,200  | 11,777  |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

公益財団法人川崎市文化財団が創設（昭和 60 年 3 月）されるに当たり、財団が実施する事業に必要な補助財源の一部にその果実を運用し、市民による多様で豊かな文化活動を推進するための、長期的・安定的な財政の基盤づくりを目指して設置された基金である。

そのため、市民の文化活動の振興を図り、市民生活と新しい市民文化の創造に寄与することを目的として設立された公益財団法人川崎市文化財団の運営費の一部や、小黒恵子氏から遺贈を受けた童謡記念館の整備事業費・運営事業費、芸術のまちイベント事業費等の文化振興事業の資金に充当している。

## 小黒恵子童謡記念館

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>施設概要</p> | <p>川崎市出身の詩人で童謡作家の故小黒恵子氏が、平成 3（1991）年に自宅を改築して開館した記念館である。「この美しい地球に生きる悦びと幸せを、その緑の自然と生き物への愛の心を童謡を通して伝えていきたい」という願いが込められている。</p> <p>木造 2 階建ての自宅は、明治 12（1879）年に建造されたもので、大黒柱や梁などはそのままいかされている。庭には、樹齢 400 年にもなるケヤキなどの大樹が何本もそびえ立ち、豊かな自然に取り囲まれている。</p> <p>一階の展示物で目を引くものは、高さ 2 メートルほどの 3 台の大型オルゴールである。100 年以上も前に製造されたものであるが、今でも重厚で繊細な音色を楽しむ事ができる。</p> <p>童謡文化体験と地域の憩い、交流の場としても活用されている。</p> <div data-bbox="450 896 813 1254">  </div> |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### （４）基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

小黒恵子氏からの寄附及びイオンリテール(株)と締結した覚書に基づいた寄附金以外の積立金は特に決まりがないため、市の政策的調整、判断を経て充当する事業・充当額を決定する。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

| 充当事業名                | 事業費     | 財源           | 金額      |
|----------------------|---------|--------------|---------|
| 公益財団法人川崎市<br>文化財団補助金 | 368,032 | 文化振興基金利子収入   | 1,522   |
|                      |         | 一般財源         | 310,589 |
|                      |         | アートガーデンかわさき分 | 42,556  |
|                      |         | 川崎能楽堂分       | 8,612   |
|                      |         | 文化芸術振興費補助金   | 3,045   |
|                      |         | ふるさと納税寄附金    | 1,706   |
| 童話記念館整備事業<br>費       | 2,453   | 文化振興基金繰入金    | 2,453   |
| 童話記念館運営事業<br>費       | 29,241  | 文化振興基金利子収入   | 972     |
|                      |         | 文化振興基金繰入金    | 8,499   |
|                      |         | 童謡記念館等財産貸付収入 | 18,223  |
|                      |         | 著作権収入        | 1,544   |
|                      |         | 有償刊行物販売収入    | 1       |
| 芸術のまちイベント<br>事業費     | 16,200  | 文化振興基金繰入金    | 821     |
|                      |         | 一般財源         | 15,378  |

## 7. 国際交流基金

### (1) 基金の概要

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 基金の名称     | 国際交流基金                   |
| 所管課       | 市民文化局市民生活部多文化共生推進課       |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                  |
| 設置年月日     | 平成2年3月1日                 |
| 設置目的      | 国際交流事業の資金に充てる。           |
| 設置期間      | 無期限                      |
| 基金の種別     | 積立基金                     |
| 基金当初設置額   | 3億円                      |
| 基金当初設置時財源 | 寄附金                      |
| 基金設置後積立財源 | 寄附金                      |
| 積立目標額     | 3億円                      |
| 積立方法      | 寄附金を積み立てる。               |
| 取崩方法      | 基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。 |

### (2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 積立額 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 取崩額 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

### (3) 基金の対象事業

当該基金は、市民からの寄附金を積み立て、その基金から生ずる利息を国際交流のために役立てている。そのため、基金の対象事業は以下のとおりである。

- ・国際交流事業
- ・国際交流に関する企画、調査、研究、研修、情報の収集・提供及び各種行事の開催等
- ・川崎市国際交流協会への運営助成

川崎市国際交流協会の概要は以下のとおりである。

|    |                                                                                                                          |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的 | 川崎市内の外国人や市民に対する内外の情報の提供及び川崎市の特性を生かした市民レベルでの国際交流活動を推進することにより、川崎市の一層の国際化を図り、国際相互理解の増進と国際友好親善に寄与し、多文化共生社会の実現をめざすことを目的としている。 |
| 設立 | 1989年（平成元年）8月25日                                                                                                         |

|      |                                                                                                                                                                                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本資産 | 3 億円                                                                                                                                                                                 |
| 決算期  | 毎年 3 月 31 日                                                                                                                                                                          |
| 主務官庁 | 神奈川県                                                                                                                                                                                 |
| 市出資額 | 3 億円 100%                                                                                                                                                                            |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸外国の情報及び資料の収集並びに提供</li> <li>・ 市民レベルでの国際交流に関する事業</li> <li>・ 国際交流事業の調査及び研究</li> <li>・ 民間国際交流団体及びボランティアの育成</li> <li>・ 川崎市国際交流センター事業</li> </ul> |

(4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

明確な決まりはないため、市の政策的調整、判断を経て充当する事業・充当額を決定する。

(5) 令和 5 年度の事業費

単位：千円

| 事業名                      | 事業費    | 財源     |        |
|--------------------------|--------|--------|--------|
|                          | 合計     | 基金利子収入 | 一般財源   |
| 公益財団法人川崎市国際交流協会<br>補助金事業 | 22,715 | 546    | 22,169 |

## 8. 競輪施設等整備事業基金

### (1) 基金の概要

|           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| 基金の名称     | 競輪施設等整備事業基金                 |
| 所管課       | 経済労働局公営事業部総務課               |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                     |
| 設置年月日     | 平成9年4月1日                    |
| 設置目的      | 競輪施設等の整備事業の資金に充てる。          |
| 設置期間      | 無期限                         |
| 基金の種別     | 積立基金                        |
| 基金当初設置額   | 300,000,000 円               |
| 基金当初設置時財源 | 競輪事業特別会計の余剰金                |
| 基金設置後積立財源 | 競輪事業特別会計の余剰金                |
| 積立目標額     | 定めていない                      |
| 積立方法      | 余剰金が生じた場合に各会計年度予算に基づき積み立てる。 |
| 取崩方法      | 基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。    |

### (2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 積立額 | 204,506 | 315,650 | 346,825 | 257,166 | 331,250 |
| 取崩額 | 0       | 0       | 16,500  | 49,741  | 160,431 |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

川崎競輪場及び小向会館（選手宿舎）に対する競輪場再整備の推進、および老朽化する各施設の安全対策のための改修に係る事業を行っている。

### (4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

基金を充当する事業は、競輪場再整備事業や施設の老朽化に対する維持補修に関する事業である。基金からの充当額については基金残高を考慮しながら、今後の整備計画等に基づき実施される事業費等を考慮し、予算編成時に決定する。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

|          |         |
|----------|---------|
| 競輪場整備営繕費 | 160,431 |
|----------|---------|

9. 競輪事業運営基金

(1) 基金の概要

|           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| 基金の名称     | 競輪事業運営基金                        |
| 所管課       | 経済労働局公営事業部総務課                   |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                         |
| 設置年月日     | 平成13年12月28日                     |
| 設置目的      | 競輪事業の円滑な運営のための資金に充てる            |
| 設置期間      | 無期限                             |
| 基金の種別     | 積立基金                            |
| 基金当初設置額   | 1,313,139,319円                  |
| 基金当初設置時財源 | 競輪事業特別会計の余剰金                    |
| 基金設置後積立財源 | 競輪事業特別会計の余剰金                    |
| 積立目標額     | 定めていない                          |
| 積立方法      | 収支状況を勘案し、積立を行う。                 |
| 取崩方法      | 収支状況において競輪開催に係る経費が不足した場合に充当を行う。 |

(2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 積立額 | 17,322 | 24,066 | 43,807 | 28,073 | 9,780 |
| 取崩額 | 0      | 0      | 0      | 0      | 0     |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

(3) 基金の対象事業

競輪開催の中止など不測の事態が生じ、競輪事業特別会計の収支状況において競輪開催に係る経費が不足した場合に競輪事業特別会計への充当を行っている。

(4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

競輪事業特別会計の収支状況において競輪開催に係る経費が不足した場合にのみ基金を取り崩し、競輪事業特別会計への充当を行っている。

(5) 令和5年度の事業費

競輪事業運営基金は競輪事業特別会計の収支状況において競輪開催に係る経費が不足した場合にのみ充当を行っており、令和5年度は経費不足が発生していないため、競輪事業特別会計への充当をおこなっていない。

## 10. 勤労者福祉共済事業基金

(1) 基金の概要

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 基金の名称     | 勤労者福祉共済事業基金              |
| 所管課       | 経済労働局労働雇用部               |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                  |
| 設置年月日     | 昭和49年4月1日                |
| 設置目的      | 勤労者福祉共済事業の資金に充てる。        |
| 設置期間      | 無期限                      |
| 基金の種別     | 積立基金                     |
| 基金当初設置額   | 5,000,000円               |
| 基金当初設置時財源 | 共済事業掛金                   |
| 基金設置後積立財源 | 決算余剰金を積立                 |
| 積立目標額     | 定めていない                   |
| 積立方法      | 決算剰余金及び基金運用利子収入等を積み立てる。  |
| 取崩方法      | 中小企業従業員の福利厚生のための資金を取り崩す。 |

(2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 積立額 | 2,559 | 2,492 | 0     | 1,662 | 0     |
| 取崩額 | 0     | 0     | 803   | 0     | 6,657 |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

勤労者福祉共済事業特別会計の勤労者福祉共済事業費への充当財源として基金が利用されている。勤労者福祉共済事業費で実施されている事業は川崎市勤労者福祉共済である。

川崎市勤労者福祉共済は任意加入制の会員掛金を原資として、市内中小企業従業員へ福利厚生を提供する福利厚生サービスである。



(出所：川崎市勤労者福祉共済ホームページ)

#### 川崎市勤労者福祉共済

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要    | <p>【名称】<br/>川崎市勤労者福祉共済（愛称：かわさきハッピーライフ）</p> <p>【運営団体】<br/>川崎市経済労働局労働雇用部</p> <p>【設立】<br/>昭和 49 年 7 月</p> <p>【事業目的】<br/>市内中小企業に従事する勤労者の福祉の増進を図り、併せて中小企業の振興に寄与すること</p> <p>【加入状況】 2024 年 11 月 1 日現在<br/>会員数：12,019 人 事業所数：1,339 事業所</p>                                                                                                                                                            |
| 事業の内容 | <p>【給付事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 祝金（20 歳祝金・結婚祝金・出産祝金・入学祝金）</li> <li>・ 永年勤続報奨金</li> <li>・ 見舞金（傷病見舞金・災害見舞金）</li> <li>・ 弔慰金</li> <li>・ 結婚 15 年・25 年記念品</li> </ul> <p>【厚生事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 余暇支援</li> <li>・ 生活支援</li> <li>・ 健康支援</li> <li>・ 学ぶ：資格取得</li> </ul> <p>【貸付事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活資金・福祉資金の貸付</li> </ul> |

(4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針  
 給付事業費（会員へ慶弔に関する給付金を支給する事業）へ決算上の不足額のみ充当している。基金を取り崩し、競輪事業特別会計への充当を行っている。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

| 事業名       | 給付事業費  | 財源     |       |
|-----------|--------|--------|-------|
|           | 合計     | 掛金収入   | 基金繰入金 |
| 勤労者福祉共済事業 | 22,707 | 16,049 | 6,657 |

共済システムの置換のため、基金を6,657千円取り崩し、事業に充当している。

## 11. 地域環境保全基金

(1) 基金の概要

|           |                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------|
| 基金の名称     | 地域環境保全基金                                         |
| 所管課       | 環境局総務部企画課                                        |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                                          |
| 設置年月日     | 平成2年3月30日                                        |
| 設置目的      | 地域環境保全に関する知識の普及その他地域環境保全活動の推進を図る事業の資金に充てる。       |
| 設置期間      | 事業の目標達成時まで                                       |
| 基金の種別     | 積立基金                                             |
| 基金当初設置額   | 400,000,000 円                                    |
| 基金当初設置時財源 | 地域環境保全対策費補助金 200,000,000 円<br>一般財源 200,000,000 円 |
| 基金設置後積立財源 | 積立なし                                             |
| 積立目標額     | 定めていない                                           |
| 積立方法      | 原則積立は行わない。                                       |
| 取崩方法      | 原則取崩を行わないが、運用益での事業の継続が難しくなった場合は取崩を検討する。          |

(2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 積立額 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 取崩額 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

(3) 基金の対象事業

地域環境保全に関する知識の普及その他地球環境保全活動の推進を図るため以下の事業を実施している。

① 幼児環境教育プログラムの作成・配布

幼児環境教育プログラム「つながり楽しむあそび集」を作成し、幼稚園に加え公立保育園および民間保育園に配布することで、幼児環境教育の実施を促す。

② デジタル環境副読本の作成

電子版環境副読本（小学生向け及び中学生向け）および教諭向け指導用手引きを更新し、学校の授業（総合的な学習の時間等）での活用を図り、環境教育・学習の促進を促す。

③ 地域環境リーダー育成講座の開催

市内在住・在勤・在学の市民等を対象とした講座を開催し、地域や職場、学校等での環境教育・学習や環境保全活動を率先して行う人材の育成を図る。

④ その他、市民活動団体、事業者等との協働・連携による環境教育の推進

「川崎市環境教育・学習アクションプログラム」に基づく環境教育の総合的な推進を図る。

(4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

当該基金は設立目的から地域環境保全に関する知識の普及その他地球環境保全活動の推進を図る事業の資金に充てることとしている。また、基金の運用益の全額を該当事業の事業費に充当し、不足が生じた場合は一般財源等の基金以外の財源を充当している。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

| 事業名               | 事業費   |       |        |
|-------------------|-------|-------|--------|
|                   | 合計    | 一般財源等 | 基金利子収入 |
| 幼児環境教育プログラムの作成・配布 | 588   | 264   | 323    |
| デジタル環境副読本の作成      | 999   | 449   | 550    |
| 地域環境リーダー育成講座の開催   | 1,536 | 691   | 845    |
| その他の環境教育の推進       | 166   | 74    | 91     |

| 事業名 | 事業費   |       |        |
|-----|-------|-------|--------|
|     | 合計    | 一般財源等 | 基金利子収入 |
| 合計  | 3,290 | 1,480 | 1,810  |

## 12. 資源再生化基金

### (1) 基金の概要

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 基金の名称     | 資源再生化基金         |
| 所管課       | 環境局生活環境部減量推進課   |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例         |
| 設置年月日     | 平成5年1月1日        |
| 設置目的      | 資源再生化事業の資金に充てる。 |
| 設置期間      | 事業の目標達成時まで      |
| 基金の種別     | 積立基金            |
| 基金当初設置額   | 100,000,000 円   |
| 基金当初設置時財源 | 一般財源            |
| 基金設置後積立財源 | 一般財源及び特定財源      |
| 積立目標額     | 10 億円           |
| 積立方法      | 寄附金を積み立てる。      |
| 取崩方法      | 原則取崩は行わない。      |

### (2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 積立額 | 172   | 150   | 190   | 132   | 0     |
| 取崩額 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金設置の経緯

当該基金は平成4年度において以下に記載の趣旨及び目的、積立目標額、事業が議会において議決され設置されている。積立目標額についても議会決議で定められている。

|        |                                                                                   |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 趣旨及び目的 | 地球規模的な環境問題が取り上げられている中、市民生活に密着した廃棄物問題が大きくクローズアップされ、その処理のために国、地方自治体、事業者そして住民の4者が経済活 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | <p>動における生産、流通、消費の各段階においてそれぞれ応分の社会的責任を分担し、ごみの減量化と資源の再生化のための行動を行なうことが求められている。また、近年、都市化の進展、市民生活の向上そして生活様式の多様化等が進む中で使い捨てる風潮が続いてきたが、これを見直し、快適で潤いのあるリサイクル型社会の形成を求める市民の声が高まっている。</p> <p>このような環境を考えた市民生活最優先の廃棄物処理を確立するためには、市民及び事業者の参画と協力を得ながら従来あまり手がつけられなかった再生資源の有効利用の分野を推進していく必要がある。</p> <p>本市においても、これまでごみの減量化・再資源化のための分別収集の推進やリサイクルに関する普及啓発等様々な事業を実施してきているところであるが、「ごみ非常事態」を宣言している状況等を踏まえれば、こうした取組を一層強化することが必要となっている。</p> <p>資源再生化基金は、このような状況を背景として、廃棄物処理の段階における資源の再生化方策に関する事業を継続的かつ強力に展開するための財源を安定的に確保するために設置するものである。</p> |
| 積立目標額         | 10 億円（不要物品売り払い収入等一般財源及び特定財源）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 事業（令和 5 年度予定） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近なリサイクル活動への支援</li> <li>・資源再生化活動への援助</li> <li>・リサイクル情報誌の発行</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

#### （４）基金の対象事業

基金の対象事業として以下の事業を実施している。

##### ・資源集団回収事業

資源集団回収とは町内会・自治会、学校 PTA 等の市民の方で組織された団体が回収業者と協力して資源物を自主的に回収する仕組みであり、資源集団回収登録団体に登録し、「回収の対象となる品目」を回収すると、1 キログラムあたり 3 円の資源集団回収事業登録団体奨励金を市から受けることができる。基金は当該奨励金の原資として使用されている。

#### （５）基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

当該基金は設立目的から資源再生化事業の資金に充てることとしている。また、基金の運用益の全額を該当事業の事業費に充当し、不足が生じた場合は一般財源等の基金以外の財源

を充当している。

(6) 令和5年度の事業費

単位：千円

| 事業名        | 事業費     | 財源              |               |         |
|------------|---------|-----------------|---------------|---------|
|            | 合計      | 資源再生化基金<br>運用利子 | 小型家電等<br>売払収入 | 一般財源    |
| 資源集団回収推進事業 | 197,315 | 4,701           | 687           | 191,926 |

13. 国民健康保険財政調整基金

(1) 基金の概要

|           |                                                    |
|-----------|----------------------------------------------------|
| 基金の名称     | 国民健康保険財政調整基金                                       |
| 所管課       | 健康福祉局医療保険部医療保険課                                    |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                                            |
| 設置年月日     | 平成30年10月18日                                        |
| 設置目的      | 国民健康保険事業の財政の健全な運営に資するための資金に充てる。                    |
| 設置期間      | 無期限                                                |
| 基金の種別     | 積立基金                                               |
| 基金当初設置額   | 2,499,493,000 円                                    |
| 基金当初設置時財源 | 前年度繰越金                                             |
| 基金設置後積立財源 | 前年度繰越金、基金利子収入                                      |
| 積立目標額     | 定めていない                                             |
| 積立方法      | 前年度に余剰金が生じた場合、当該余剰金を翌年度に積み立てる。                     |
| 取崩方法      | 決算見込みにおいて財源不足が生じたとき及び保険料水準が前年度と比較して大幅に上昇する場合に取り崩す。 |

(2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度     | 令和4年度     | 令和5年度     |
|-----|---------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 積立額 | 714,068 | 369,057 | 1,335,241 | 391,197   | 342,404   |
| 取崩額 | 0       | 0       | 0         | 1,023,041 | 2,125,251 |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

平成 30 年度から、国民健康保険の財政運営主体が市町村から都道府県に変わり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を都道府県が担い、制度の安定化を目指すこととなった。

川崎市においては国民健康保険法第 4 条に基づく、神奈川県定期指導（平成 29 年度）において、基金の設置及び計画的な積み立てを行うよう助言を受け、上記の平成 30 年度の国保制度改革に伴い国保財政を安定的に運営していくため基金を設置している。

前年度決算における剰余金や基金運用に伴う利子収入を原資に積立を行い、取崩に関しては当該年度の保険料収入が見込みを下回る状況があった場合の歳入不足や、保険給付費の増大に伴う納付金の増により、翌年度の保険料が急激に上昇することが見込まれる場合に年度間の保険料水準を平準化するため基金を取崩し、これを原資に県への納付金支払のために活用している。

### (4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

主に被保険者から徴収する保険料が原資となっている国民健康保険事業納付金（一般被保険者医療給付費分納付金）に基金の財源を充当しており、保険料率の算定に用いた基金取崩予定額と同額を充当している。また、決算見込において歳入不足が発生した場合は、関係部署と協議し充当額を決定している。

### (5) 令和 5 年度の事業費

単位：千円

| 事業名称                | 決算額        | 財源         |           |
|---------------------|------------|------------|-----------|
|                     |            | 特定財源       | 一般財源      |
| 一般被保険者医療給<br>付費分納付金 | 27,861,994 | 22,533,270 | 5,328,723 |

上記の事業費のうち、基金充当額は以下のとおりである。

単位：千円

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 国民健康保険財政調整基金繰入金 | 2,125,251 |
|-----------------|-----------|

## 14. 介護保険給付費準備基金

### (1) 基金の概要

|           |                                             |
|-----------|---------------------------------------------|
| 基金の名称     | 介護保険給付費準備基金                                 |
| 所管課       | 健康福祉局長寿社会部介護保険課                             |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                                     |
| 設置年月日     | 平成 12 年 4 月 1 日                             |
| 設置目的      | 介護保険事業の保険給付等の資金に充てる。                        |
| 設置期間      | 無期限                                         |
| 基金の種別     | 積立基金                                        |
| 基金当初設置額   | 1,234,010,000 円                             |
| 基金当初設置時財源 | 第 1 号被保険者の保険料                               |
| 基金設置後積立財源 | 第 1 号被保険者の保険料                               |
| 積立目標額     | 定めていない                                      |
| 積立方法      | 前年度の第 1 号被保険者の保険料に余剰が生じた場合、当該余剰金を翌年度に積み立てる。 |
| 取崩方法      | 保険料収納必要額に不足が生じたときに取り崩す。                     |

### (2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度   | 令和 2 年度   | 令和 3 年度   | 令和 4 年度   | 令和 5 年度   |
|-----|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 積立額 | 746,180 | 1,113,155 | 1,155,294 | 1,382,091 | 1,711,099 |
| 取崩額 | 986,866 | 1,716,424 | 656,949   | 1,343,073 | 1,274,197 |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

#### ・介護保険給付事業

高齢化の進展により、毎年着実に増加が見込まれる給付費に対し、3 年間定額で設定された保険料の期間内での過不足に対応するため、介護保険法の趣旨に従い、市町村が設置している基金であり、介護保険特別会計における前年度余剰繰越分を積み立て、保険料収納必要額に不足が生じたときに取り崩して介護保険特別会計の事業費に充当している。

### (4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

保険給付費へ充当しており、充当額は他の財源も考慮の上、充当額を決定している。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

|         | 事業費        |
|---------|------------|
| 一般事務経費  | 850,066    |
| 介護サービス費 | 99,161,860 |

上記の事業費のうち、基金充当額は以下のとおりである。

単位：千円

|             |           |
|-------------|-----------|
| 介護保険給付費準備基金 | 1,274,197 |
|-------------|-----------|

15. 公害健康被害補償事業基金

(1) 基金の概要

|           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| 基金の名称     | 公害健康被害補償事業基金                          |
| 所管課       | 健康福祉局保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策担当          |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                               |
| 設置年月日     | 昭和52年4月1日                             |
| 設置目的      | 公害健康被害者の健康回復促進事業の資金に充てる。              |
| 設置期間      | 無期限                                   |
| 基金の種別     | 積立基金                                  |
| 基金当初設置額   | 600,000,000 円                         |
| 基金当初設置時財源 | 川崎市内の公害関係企業(43社)から受領した拠出金(寄附金)        |
| 基金設置後積立財源 | 積立財源なし                                |
| 積立目標額     | 定めていない                                |
| 積立方法      | 川崎市と横浜市で協議のうえ積立を行う。                   |
| 取崩方法      | 公益財団法人川崎・横浜公害保健センターの運営費補助金への充当額を取り崩す。 |

(2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 積立額 | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 取崩額 | 18,619 | 17,143 | 18,816 | 14,784 | 13,933 |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

(3) 基金の対象事業

公益財団法人川崎・横浜公害保健センターの運営費補助金の財源として当該基金が使用されている。公益財団法人川崎・横浜公害保健センターは川崎市及び横浜市の認定した公害健康被害者の健康の回復及び福祉の向上を図るとともに広く川崎・横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与することを目的として設立された専門施設である。

公益財団法人川崎・横浜公害保健センターの概要は以下のとおりである。

|      |                                                                                                                                                                                |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法人名  | 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター                                                                                                                                                            |
| 目的   | 川崎市市長及び横浜市市長が認定した公害健康被害者（以下「被認定者」という。）の健康の回復及び福祉の向上を図るとともに、川崎及び横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与することを目的とする。                                                                              |
| 実施事業 | (1) 大気汚染に係る閉塞性呼吸器疾患についての検査及び検診に関すること。<br>(2) 被認定者の保健福祉に関すること。<br>(3) 被認定者の療養に係る資料の収集及び管理に関すること。<br>(4) 被認定者の応急医療に関すること。<br>(5) 大気汚染に係る健康被害の予防に関すること。<br>(6) その他目的を達成するために必要な事業 |

公益財団法人川崎・横浜公害保健センターで実施している具体的な事業（受託事業）は以下のとおりである。

| 事業名     | 対象        | 事業概要                       | 受託状況    |
|---------|-----------|----------------------------|---------|
| 検査・検診事業 | 被認定者      | 認定更新及び障害程度の見直しに必要な医学的検査の実施 | 川崎市・横浜市 |
| 呼吸機能訓練  | 被認定者・地域住民 | 医師等の講師が療養指導や呼吸機能訓練等を実施     | 川崎市     |
| 呼吸器健康相談 | 地域住民      | 医師等が呼吸器疾患に関す               | 川崎市     |

| 事業名 | 対象 | 事業概要       | 受託状況 |
|-----|----|------------|------|
|     |    | る相談及び指導を実施 |      |

(4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

基本的には公益財団法人川崎・横浜公害保健センターの運営費補助金の財源に充当される。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

|        | 事業費    | 財源     |        |
|--------|--------|--------|--------|
|        |        | 基金繰入金  | 基金利子収入 |
| 運営費補助金 | 14,795 | 13,933 | 862    |

## 16. 心身障害者福祉事業基金

(1) 基金の概要

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 基金の名称     | 心身障害者福祉事業基金              |
| 所管課       | 健康福祉局障害者社会参加・就労支援課       |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                  |
| 設置年月日     | 平成元年4月1日                 |
| 設置目的      | 心身障害者の総合福祉事業の資金に充てる。     |
| 設置期間      | 無期限                      |
| 基金の種別     | 積立基金                     |
| 基金当初設置額   | 250,000 千円               |
| 基金当初設置時財源 | 寄附金                      |
| 基金設置後積立財源 | 寄附金                      |
| 積立目標額     | 定めていない                   |
| 積立方法      | 市民や企業・団体からの寄附金を積み立てる。    |
| 取崩方法      | 基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。 |

(2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度   | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度  | 令和5年度  |
|-----|---------|-------|-------|--------|--------|
| 積立額 | 209,830 | 3,242 | 1,180 | 4,103  | 865    |
| 取崩額 | 0       | 0     | 0     | 22,000 | 17,461 |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

基金を運用することによって生じる運用益を財源として、市内の社会福祉法人又は団体等が実施する各種の在宅心身障害者援護事業に対して助成を行う。

具体的な実施事業については「川崎市心身障害者福祉事業基金（ふれあい基金）実施要綱」において、当該基金を財源とした助成対象事業が規定されている。

- ① 心身障害者の地域活動に助成を行う等在宅障害者の福祉の向上を図る事業
- ② 家庭、学校、職場及び地域社会等広く市民一般の協力の下に記念行事を開催し心身障害者福祉に関する普及啓発を進める事業
- ③ 障害者の国外及び国内派遣等を図り、国内外の障害者との連携と親睦を深める事業
- ④ 施設等の臨時的経費（備品等）の助成
- ⑤ 施設等の製品の共同受注事業
- ⑥ 施設等で製作された作品の展示及び販売の機会を設定する事業
- ⑦ その他、市民の善意が生かされる事業であって運営委員会で適当と認められた事業

### (4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

充当事業は「川崎市心身障害者福祉事業基金（ふれあい基金）実施要綱」で規定された助成対象事業であり、充当額の決定は川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会での協議による。

### (5) 令和5年度の事業費

|            |                                                                    |
|------------|--------------------------------------------------------------------|
| 事業費        | 912,820 円                                                          |
| 概要         | 基金を運用することによって生じる果実（運用益）の範囲内において、市内の社会福祉法人又は団体等が実施する心身障害者援護事業の一部を助成 |
| 対象事業所      | 市内の社会福祉法人又は団体等                                                     |
| 令和5年度の申請件数 | 8 件                                                                |

令和5年度取崩額との差額は他課で実施した事業への充当額である。

助成の決定については、川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会の審議を経て決定される。（川崎市附属機関設置条例）

| 附属機関                | 所掌事務                          | 委員の定数 | 委員の構成                | 委員の任期 |
|---------------------|-------------------------------|-------|----------------------|-------|
| 川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会 | 心身障害者福祉事業基金から生ずる収益により助成する事業の選 | 6 人以内 | ・ 学識経験者<br>・ 関係団体の役員 | 2 年   |

| 附属機関 | 所掌事務                                                        | 委員の定数 | 委員の構成 | 委員の任期 |
|------|-------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|
|      | 定、当該基金に対する市民の理解及び協力の促進その他当該基金の適正な運営の確保のために必要な事項に関して調査審議すること |       |       |       |

## 17. 動物愛護基金

### (1) 基金の概要

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 基金の名称     | 動物愛護基金                   |
| 所管課       | 健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当       |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                  |
| 設置年月日     | 平成 28 年 4 月 1 日          |
| 設置目的      | 動物愛護事業の資金に充てる。           |
| 設置期間      | 無期限                      |
| 基金の種別     | 積立基金                     |
| 基金当初設置額   | 0 円                      |
| 基金当初設置時財源 | 該当なし                     |
| 基金設置後積立財源 | 市民等からの寄附                 |
| 積立目標額     | 定めていない                   |
| 積立方法      | 寄附金を積み立てる。               |
| 取崩方法      | 基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。 |

### (2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-----|-------|---------|---------|---------|---------|
| 積立額 | 8,843 | 32,291  | 27,654  | 20,000  | 17,804  |
| 取崩額 | 3,592 | 3,498   | 3,597   | 0       | 0       |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

基金の対象事業は動物愛護事業であり、具体的には以下の事業で構成される。

| 事業               | 内容                     |
|------------------|------------------------|
| 譲渡推進事業費          | 収容動物の治療や譲渡促進を行う。       |
| 動物愛護推進事業費        | 動物の適正飼育啓発を行う。          |
| 猫の不妊去勢手術補助金交付事業費 | 猫の不妊去勢手術の推進を行う。        |
| 動物愛護センター運営事業費    | 動物の保護・引取り、飼養管理及び譲渡を行う。 |

### (4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

「川崎市動物愛護関連事業への寄附に関する事務取扱要綱」第3条（寄附金品等の使途）に沿った事業について、充当を行っている。

・川崎市動物愛護関連事業への寄附に関する事務取扱要綱

（寄附金品等の使途）

第3条 受納した寄附金品等は、次に掲げる事業の実施に活用する。

- ・犬猫等の動物の収容や譲渡事業
- ・負傷動物の治療や犬猫の不妊去勢推進事業
- ・犬猫等の動物の適正飼育啓発事業
- ・その他動物愛護関連事業

### (5) 令和5年度の事業費

令和5年度の事業費に基金財源は充当されていない。これは令和5年度に受納した動物愛護寄附金を直接充当したため、基金の取崩は行わなかったことによるものである。寄附金の充当対象となった事業費内訳は以下のとおりである。

単位：千円

|                  |        |
|------------------|--------|
| 動物愛護管理事業費        | 887    |
| 動物愛護推進事業費        | 1,348  |
| 猫の不妊去勢手術補助金交付事業費 | 4,842  |
| 動物愛護センター運営事業費    | 10,336 |

## 18. 大規模災害被災者等支援基金

### (1) 基金の概要

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 基金の名称     | 大規模災害被災者等支援基金            |
| 所管課       | 健康福祉局総務部危機管理担当           |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                  |
| 設置年月日     | 平成 23 年 4 月 19 日         |
| 設置目的      | 大規模災害の被災者等の支援事業の資金に充てる。  |
| 設置期間      | 無期限                      |
| 基金の種別     | 積立基金                     |
| 基金当初設置額   | 20,000,000 円             |
| 基金当初設置時財源 | 一般財源                     |
| 基金設置後積立財源 | 寄附金                      |
| 積立目標額     | 定めていない                   |
| 積立方法      | 寄附金を積み立てる。               |
| 取崩方法      | 基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。 |

### (2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-----|-------|---------|---------|---------|---------|
| 積立額 | 899   | 477     | 2,099   | 70      | 43,265  |
| 取崩額 | 7,374 | 4,466   | 4,631   | 702     | 267     |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

基金を財源として実施事業は大規模災害の被災者等の支援事業であり、主に東日本大地震及び熊本地震によって被災した方等で、川崎市内で避難生活を送っている方に対する支援のために基金財源を充当する。

### (4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

予算要求時に、健康福祉局総務部危機管理より危機管理本部及び市民文化局あてに、翌年度の要求額を確認し回答の取りまとめを行う。危機管理本部の要求額については被災者等支援事業費で同時に予算要求し、市民文化局の要求額については、市民文化大使事業費として市民文化局が予算要求する。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

| 事業名      | 事業費 | 財源    |
|----------|-----|-------|
|          |     | 基金繰入金 |
| 市民文化大使事業 | 198 | 198   |
| 被災者等支援事業 | 69  | 69    |

19. 長寿社会福祉振興基金

(1) 基金の概要

|           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| 基金の名称     | 長寿社会福祉振興基金                        |
| 所管課       | 健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当              |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                           |
| 設置年月日     | 平成4年3月30日                         |
| 設置目的      | 地域福祉事業の資金に充てる。                    |
| 設置期間      | 無期限                               |
| 基金の種別     | 積立基金                              |
| 基金当初設置額   | 350,000 千円                        |
| 基金当初設置時財源 | 地方交付税                             |
| 基金設置後積立財源 | 寄附金、介護老人福祉施設等運営費貸付金償還金            |
| 積立目標額     | 2,000,000 千円                      |
| 積立方法      | 寄附金および介護老人福祉施設等運営費貸付金償還金により積立を行う。 |
| 取崩方法      | 介護老人福祉施設等運営費貸付金の財源として活用する。        |

(2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度   | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度   | 令和5年度  |
|-----|---------|--------|--------|---------|--------|
| 積立額 | 126,091 | 86,424 | 86,793 | 185,482 | 60,781 |
| 取崩額 | 66,686  | 12,819 | 15,949 | 158,767 | 21,774 |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

#### ① 民生児童委員活動支援事業

令和7年12月以降の民生委員児童委員一斉改選を見据えて、中長期的な民生委員児童委員の確保、活動環境の整備に向けた以下の方策を推進し、充足率の向上を目指す。

|                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| 民生児童委員活動支援事業の概要 | 仮)地域人財づくりツアー             |
|                 | 川崎市版地域版活動強化方策の作成、活動の見える化 |
|                 | 広報用アニメーション動画の作成          |
|                 | 好事例の活動紹介動画の作成・活用         |
|                 | 他都市の民生委員児童委員を取り巻く状況の調査   |

#### ② 地域福祉計画策定事業

川崎市の地域福祉の推進に関する事項として、令和2年度に策定した「第6期川崎市地域福祉計画」について、その推進、進捗状況の管理等を実施していくことで、「地域社会の生活課題」解決に向けた地域力の向上に寄与するものである。

|               |                                                                |
|---------------|----------------------------------------------------------------|
| 地域福祉計画策定事業の概要 | 令和5年度は、第6期（令和3年度～令和5年度）地域福祉計画を見直し、第7期地域福祉計画（令和6年度～令和8年度）を策定する。 |
|---------------|----------------------------------------------------------------|

#### ③ 介護福祉老人施設等運営費貸付金

長寿社会福祉振興基金の積み立てを、平成21年度より取り崩して介護老人福祉施設等運営費貸付金（高齢者事業推進課が所管）に充当している。そしてこの貸付金の償還金を長寿社会福祉振興基金に積み立てるというサイクルで運営している。（令和5年度は貸付なし）

### (4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

地域福祉事業の資金に充てるという設置目的に照らし、関係部署と調整のうえ、重要度の高い事業に充当していく。

### (5) 令和5年度の事業費

単位：千円

| 事業名          | 事業費    | 財源     |       |       |       |     |
|--------------|--------|--------|-------|-------|-------|-----|
|              |        | 基金繰入金  | 基金利子  | 一般財源  | 寄附金   | 諸収入 |
| 民生児童委員活動支援事業 | 21,795 | 21,860 | -     | -     | -     | 220 |
| 地域福祉計        | 20,300 | -      | 6,542 | 6,450 | 7,903 | -   |

| 事業名   | 事業費 | 財源    |      |      |     |     |
|-------|-----|-------|------|------|-----|-----|
|       |     | 基金繰入金 | 基金利子 | 一般財源 | 寄附金 | 諸収入 |
| 画策定事業 |     |       |      |      |     |     |

※財源欄には予算額を記載している。

## 20. 民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金

### (1) 基金の概要

|           |                                                                        |
|-----------|------------------------------------------------------------------------|
| 基金の名称     | 民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金                                                   |
| 所管課       | 健康福祉局地域包括ケア推進室                                                         |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                                                                |
| 設置年月日     | 昭和 49 年 10 月 8 日                                                       |
| 設置目的      | 民間社会福祉事業従事者の福利厚生事業及び研修事業の資金に充てる。                                       |
| 設置期間      | 無期限                                                                    |
| 基金の種別     | 積立基金                                                                   |
| 基金当初設置額   | 67,000,000 円                                                           |
| 基金当初設置時財源 | 国が松下電器産業株式会社からの寄附金 50 億円分を各都道府県・政令市に配分。うち川崎市分 (67,000 千円) を原資として基金を設置。 |
| 基金設置後積立財源 | 積立は行わない                                                                |
| 積立目標額     | 定めていない                                                                 |
| 積立方法      | 積立は行なわない。                                                              |
| 取崩方法      | 基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。                                               |

### (2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-----|-------|---------|---------|---------|---------|
| 積立額 | 0     | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 取崩額 | 0     | 0       | 0       | 0       | 0       |

### (3) 基金の対象事業

市内の民間社会福祉施設従事者の福利厚生の充実及び資質向上のため、市内の民間社会福祉施設へ補助金を交付する事業である。

(4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

基金条例で定めがあるとおり、民間社会福祉事業従事者の福利厚生事業及び研修事業の資金に充てる（民間社会福祉施設従事者福利厚生費の財源として活用）。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

| 事業費              | 金額    | 財源     |       |
|------------------|-------|--------|-------|
|                  |       | 基金利子収入 | 一般財源  |
| 民間社会福祉施設従事者福利厚生費 | 1,934 | 303    | 1,630 |

## 21. 子ども・若者応援基金

(1) 基金の概要

|           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| 基金の名称     | 子ども・若者応援基金                     |
| 所管課       | こども未来局総務部企画課                   |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                        |
| 設置年月日     | 平成30年4月1日                      |
| 設置目的      | 頑張る子ども・若者を応援する事業の資金に充てる。       |
| 設置期間      | 無期限                            |
| 基金の種別     | 積立基金                           |
| 基金当初設置額   | 該当なし                           |
| 基金当初設置時財源 | 該当なし                           |
| 基金設置後積立財源 | 寄附金、他会計繰出金、利子                  |
| 積立目標額     | 定めていない                         |
| 積立方法      | 寄附金等を積み立てる。                    |
| 取崩方法      | 頑張る子ども・若者を応援する事業の財源として取り崩していく。 |

(2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度   | 令和5年度  |
|-----|--------|--------|--------|---------|--------|
| 積立額 | 32,398 | 40,932 | 55,901 | 170,350 | 74,303 |
| 取崩額 | 27,157 | 31,201 | 41,372 | 44,401  | 52,830 |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

頑張る子ども・若者の更なる応援や、機会格差をなくす取組、子どもの健やかな育ちを地域全体で支える取組を事業として実施している。具体的な事業は以下のとおりである。

#### ① 社会的養護奨学給付金

里親家庭や児童養護施設等の退所者等を対象に、大学等進学時の奨学金や資格取得に要する経費に対し、給付金を支給する。

|          |                                                  |
|----------|--------------------------------------------------|
| 大学等進学奨学金 | 大学等の学資に充てるための給付金<br>(国公立大学等：月額3万円、私立大学等：月額5万円)   |
| 資格取得給付金  | 一般教育訓練講座の受講経費に対する給付金<br>(対象講座の修了に必要な入学金、受講料、教材費) |

#### ② 学習支援費

里親家庭や児童養護施設等の児童に対して、児童の個性に応じた学習支援を行うための費用を支給する。

|                 |                                      |
|-----------------|--------------------------------------|
| 地域人材・NPO 法人等を活用 | 団体実施の学習支援を利用する場合や施設等に招いて学習支援を行う場合の経費 |
| 教材等を活用          | 里親や施設で、市販の教材等を活用して学習支援を行う場合の経費       |
| 塾及び家庭教師         | 塾や家庭教師を利用する場合の経費                     |

#### ③ Stanford e-Kawasaki

スタンフォード大学の国際異文化教育プログラム(SPICE)と連携し、「多様性」と「アントレプレナーシップ(起業家精神)」をテーマに、高校生向けのプログラム「Stanford e-Kawasaki」を開講している。プログラムは全て英語で実施しており、約半年間、事前課題の提出、ゲストスピーカーによる講演、グループディスカッションを繰り返し、最後は自ら選んだ研究テーマのプレゼンテーションを実施している。

#### ④ かわさきジュニアベンチャースクール

次世代を担う若い人たちに、失敗を恐れずに新しいことに挑戦できる能力を身に付けてもらうための講座を開催している。

### (4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

当該基金は、川崎市基金条例において、頑張る子ども・若者を応援する事業の財源に充てる目的で設置され、基金の運用方針として、①頑張る子ども・若者の更なる応援、②機会格差をなくす取組、2つの柱を定めており、基金残高を考慮しながら、運用方針に合致する事業に充当することとしている。また、優先順位は特に定められていない。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

|                     | 事業費    | 財源     |      |
|---------------------|--------|--------|------|
|                     |        | 基金繰入金  | 一般財源 |
| 社会的擁護奨学給付金          | 19,920 | 19,920 | -    |
| 学習支援費               | 16,364 | 16,364 | -    |
| Stanford e-Kawasaki | 11,548 | 11,538 | 10   |
| かわさきジュニアベンチャースクール   | 5,008  | 5,008  | -    |

22. 災害遺児等援護事業基金

(1) 基金の概要

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 基金の名称     | 災害遺児等援護事業基金              |
| 所管課       | こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                  |
| 設置年月日     | 平成元年3月1日                 |
| 設置目的      | 災害遺児等援護事業の資金に充てる。        |
| 設置期間      | 無期限                      |
| 基金の種別     | 積立基金                     |
| 基金当初設置額   | 不明                       |
| 基金当初設置時財源 | 不明                       |
| 基金設置後積立財源 | 寄附金、利子                   |
| 積立目標額     | 定めていない                   |
| 積立方法      | 寄附金を積み立てる。               |
| 取崩方法      | 基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。 |

(2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 積立額 | 3,401 | 751   | 1,765 | 547   | 3,633 |
| 取崩額 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

(3) 基金の対象事業

当該基金を財源として実施している事業は災害遺児等援護事業である。内容は川崎市災害遺児等福祉手当支給条例に定める支給要件に該当し、受給者台帳に登録されている児童に祝金を贈呈するというものである。

・川崎市災害遺児等援護事業実施要綱

(事業)

第3条 基金から生じる果実及び寄附金収入をもって、次の事業を行うものとする。

|            |               |
|------------|---------------|
| 小学校入学児童    | 5万円相当の祝金品を贈呈  |
| 中学校入学児童    | 5万円相当の祝金品を贈呈  |
| 中学校卒業児童    | 10万円相当の祝金品を贈呈 |
| 上記に該当しない児童 | 1万円相当の祝金品を贈呈  |

(4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

川崎市災害遺児等援護事業実施要綱第3条で定めるとおり、基金の運用収入及び寄附金収入を災害遺児等援護事業に充当する。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

|           | 事業費   | 財源     |
|-----------|-------|--------|
|           |       | 基金利子収入 |
| 災害遺児等援護事業 | 1,170 | 1,170  |

## 23. 都市整備事業基金

### (1) 基金の概要

|           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| 基金の名称     | 都市整備事業基金                              |
| 所管課       | まちづくり局総務部企画課                          |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                               |
| 設置年月日     | 平成4年4月1日                              |
| 設置目的      | 都市計画事業及び都市施設の整備事業の資金に充てる。             |
| 設置期間      | 無期限                                   |
| 基金の種別     | 積立基金                                  |
| 基金当初設置額   | 信託配当金 262,653,625 円<br>利子 9,113,987 円 |
| 基金当初設置時財源 | 信託配当金                                 |
| 基金設置後積立財源 | 転出補償金や開発協力負担金、寄附金等                    |
| 積立目標額     | 定めていない                                |
| 積立方法      | 転出補償金、事業協力金、寄附金等を積み立てる。               |
| 取崩方法      | 基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。              |

### (2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 積立額 | 124,409 | 125,484 | 203,204 | 117,097 | 113,804 |
| 取崩額 | 246,821 | 405,206 | 254,056 | 961,893 | 1,984   |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

京急川崎駅周辺地区整備事業など、各拠点における都市計画整備事業及び都市施設の整備事業に充当している。具体的な令和5年度の基金充当事業は以下のとおりである。

#### 京急川崎駅周辺地区整備事業費

##### (事業目的・概要)

京急川崎駅とJR川崎駅を北口自由通路開業により、両駅間のアクセス向上の機運が高まっている。川崎駅周辺は、京急川崎駅による羽田空港、京急横浜駅等へのアクセスや、JR川崎駅による東京駅やJR横浜駅等へのアクセスがあることから、多様な来街者期待できる地理的優勢を有している。しかしながら、都市基盤が脆弱であることから賑わいの創出に課題を有している。そこで川崎駅周辺を官民連携で、建物の機能更新における高度利用すること

により、都市基盤の再整備を一体的に進めようとしている。

京急川崎駅周辺基盤整備については、京急西街区をリーディングプロジェクトとした周辺街区を取込む再開発事業等の推進を図るとともに、それらの再開発事業と連携した効果的・効率的な基盤整備を実施してため、令和 2 年度に「『京急川崎駅周辺地区まちづくり整備方針』に基づく京急川崎駅西口地区の戦略的な整備誘導の考え方について」をとりまとめ、これに基づき事業を推進している。

#### (4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

充当事業は、予算要求時に関係部署で事前調整を行ったのち、局内で取り扱いを確認し、決定している。

充当方法については、以下のとおりである。

- ・基金は、特定の事業区域内で捻出された基金（転出補償金、協力負担金等）を除き、市域全体に係る都市計画事業及び都市施設の整備事業に充てる。
- ・特定の事業区域内で捻出された基金は、事業区域内で効果を発現させることが望ましいため、当該区域内の都市計画事業及び都市施設の整備事業に優先的に充当する。
- ・特定の事業区域内における事業が概ね完了し、効果が発現した場合は、他地区へ波及効果をもたらす観点から、他地区の整備事業へ充当を展開する。

#### (5) 令和 5 年度の事業費

##### 事業費内訳

単位：千円

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 京急川崎駅周辺地区道路改良工事費    | 82,392 |
| 京急川崎駅周辺地区道路等設計業務委託料 | 990    |
| その他経費               | 333    |

##### 財源別内訳

単位：千円

|                  |        |
|------------------|--------|
| 京急川崎駅周辺地区整備事業費補助 | 8,600  |
| 都市整備事業基金繰入金      | 1,984  |
| 前年度繰越金           | 14,810 |
| 京急川崎駅周辺地区整備事業債   | 54,000 |
| 一般財源             | 4,320  |

財源別内訳の都市整備事業基金繰入金が基金からの充当額であり、事業債や一般財源との組み合わせで事業費を賄っている。

## 24. 鉄道整備事業基金

### (1) 基金の概要

|           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| 基金の名称     | 鉄道整備事業基金                       |
| 所管課       | まちづくり局交通政策室                    |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                        |
| 設置年月日     | 平成6年4月1日                       |
| 設置目的      | 鉄道及び軌道整備事業並びに新駅設置及び駅改良の資金に充てる。 |
| 設置期間      | 無期限                            |
| 基金の種別     | 積立基金                           |
| 基金当初設置額   | 100,000,000 円                  |
| 基金当初設置時財源 | 一般財源                           |
| 基金設置後積立財源 | 一般財源（～平成20年度）、基金運用益            |
| 積立目標額     | 定めていない                         |
| 積立方法      | 一般財源及び寄附金を積み立てる。               |
| 取崩方法      | 基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。       |

### (2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度   | 令和5年度  |
|-----|--------|--------|--------|---------|--------|
| 積立額 | 48,776 | 51,314 | 47,385 | 39,642  | 39,366 |
| 取崩額 | 92,775 | 12,242 | 42,022 | 106,332 | 0      |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

持続可能な都市の骨格を形成する鉄道ネットワークの形成に向けて、新規鉄道の整備や新駅設置、既存の鉄道を活用した交通機能の強化等の施策を事業として実施している。

|                     |                                  |
|---------------------|----------------------------------|
| 主な充当（予定）事業          | 具体的事業                            |
| 鉄道ネットワークの形成に向けた主な取組 | 横浜市高速鉄道3号線の延伸など                  |
| 既存駅施設の強化などに向けた主な取組  | 南武線駅アクセス向上等整備事業、小杉駅周辺交通機能整備事業費など |

基金設置当初は、川崎縦貫鉄道計画（地下鉄）をはじめとする鉄道の新規整備や既存鉄道

への新駅設置に要する資金に充当することを目的としていたが、市民ニーズを踏まえて条例を改正し、平成 28 年 4 月以降は交通機能の強化に資する駅改良の資金に充てるなど早期効果発現を図る鉄道基盤整備を推進しており、近年は、南武線駅アクセス向上等整備事業、小杉駅周辺交通機能整備事業など既存駅施設の機能強化を進めている。

今後は新たな鉄道ネットワークの形成に向け、コロナ禍を契機とした社会変容に対応し、横浜市高速鉄道 3 号線の延伸や臨海部の公共交通機能の強化の取組など各施策の進捗・調整状況などを踏まえて、効率的かつ効果的な鉄道基盤整備を進めていく方針としている。

#### （４）基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

川崎市総合都市交通計画に位置づけのある都市の骨格を形成する鉄道ネットワークの形成に向けた取組や既存駅施設の機能強化など効率的かつ効果的な鉄道基盤整備に資する鉄道関連事業に関する事業費に基金を充当することとし、予算要求時に決定する。

鉄道関連事業は、多大な事業費を要するため、事業の進捗状況、鉄道事業者や関係自治体との調整状況や本市の財政状況を踏まえて、基金を計画的に活用していく必要があると考えられている。

#### （５）令和 5 年度の事業費

事業費への充当は都市計画税を優先しているため、基金からの充当はない。

## 25. 市営住宅等修繕基金

### (1) 基金の概要

|           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| 基金の名称     | 市営住宅等修繕基金                      |
| 所管課       | まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課             |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                        |
| 設置年月日     | 昭和 61 年 4 月 1 日                |
| 設置目的      | 市営住宅及び特定公共賃貸住宅の修繕の資金に充てる。      |
| 設置期間      | 無期限                            |
| 基金の種別     | 積立基金                           |
| 基金当初設置額   | 3,575,000 円                    |
| 基金当初設置時財源 | 不明                             |
| 基金設置後積立財源 | 住宅使用料・駐車場使用料・基金利子収入等           |
| 積立目標額     | 定めていない                         |
| 積立方法      | 住宅使用料・駐車場使用料・基金利子収入等を積み立てる。    |
| 取崩方法      | 市営住宅及び特定公共賃貸住宅の大規模修繕等の資金に充当する。 |

### (2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度   | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 積立額 | 12,962  | 133,326 | 5,426   | 83,274  | 113,165 |
| 取崩額 | 131,369 | 13,050  | 0       | 200,000 | 24,990  |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

基金の充当事業の概要は以下のとおりである。

#### ① 住宅管理事務

市営住宅管理事務を円滑に遂行するため入居者あての各種通知、市営住宅等の敷地借上げ等管理業務や、住宅使用料の滞納者等に対する文書・電話・訪問等による指導と併せ、住宅の明渡等の法的措置の対応を強化し、迅速な対応と機能的・効率的な収納対策等を実施する。

② 特定公共賃貸住宅管理事務

特定公共賃貸住宅は、中堅所得者に居住環境が良好な賃貸住宅として提供するとともに、市営住宅の収入超過者等の住替え用住宅としての活用などを図っており、また、社会経済状況の変化に合わせ、子育て世帯の居住の場を提供するべく効果的な入居者の募集、適正な負担額の設定を行うなど、建物の維持・修繕、財産等の管理を実施している。

当経費については、特定公共賃貸住宅で一定程度の空家(10%超)が発生した場合に、各入居者の共益費（エレベータ・廊下電灯等）の負担軽減等を目的として負担金の交付を行うものである。

③ 特定公共賃貸住宅管理業務委託事業

特定公共賃貸住宅を管理するための委託事業費であり、特定公共賃貸住宅の修繕・施設維持管理（給排水施設・電気施設等の点検等）の実施や募集事務・入居者管理等を行うもので、市営住宅との一体的な管理の必要性などから、川崎市住宅供給公社への委託により実施している。

募集事務としては、チラシの作成及び配布・民間不動産業者を活用して不動産検索サイトに掲載する等の特定公共賃貸住宅入居促進業務を委託により継続して実施している。

（４）基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

大規模修繕、緊急修繕等の資金が必要となったときに取崩を行う。充当事業及び充当額は、関係部署と事前調整を行ったのち、決定する。

（５）令和５年度の事業費

単位：千円

| 事業名      | 事業費    | 財源      |        |
|----------|--------|---------|--------|
| 住宅管理事務経費 | 52,836 | 使用料手数料  | 1,430  |
|          |        | 財産収入    | 7,385  |
|          |        | 繰入金（基金） | 24,990 |
|          |        | 諸収入     | 19,030 |

## 26. 市営住宅等敷金基金

### (1) 基金の概要

|           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 基金の名称     | 市営住宅等敷金基金                 |
| 所管課       | まちづくり局住宅整備推進課             |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                   |
| 設置年月日     | 昭和 30 年 4 月 1 日           |
| 設置目的      | 市営住宅及び特定公共賃貸住宅の敷金の返還に充てる。 |
| 設置期間      | 無期限                       |
| 基金の種別     | 積立基金                      |
| 基金当初設置額   | 不明                        |
| 基金当初設置時財源 | 不明                        |
| 基金設置後積立財源 | 敷金収入                      |
| 積立目標額     | 定めていない                    |
| 積立方法      | 敷金収入額を積み立てる。              |
| 取崩方法      | 敷金返金額を取り崩す。               |

### (2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度  | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-----|--------|---------|---------|---------|---------|
| 積立額 | 34,581 | 43,969  | 59,445  | 54,727  | 45,740  |
| 取崩額 | 28,796 | 30,366  | 35,574  | 39,812  | 37,118  |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

市営住宅、特定公共賃貸住宅の入居時に徴収した敷金の返還業務を目的としたものであり、退去時に、市営住宅等敷金基金から取り崩しをし、口座振込みにより敷金を返還している。つまり、市営住宅に入居する際に納付された敷金を積立金として積み立て、退去する際に繰入金として入居者へ返還する。

また、当該基金の運用益は市営住宅の使用者の共同の利便を図るための事業及び特定公共賃貸住宅管理事業の財源に充当している。

### (4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

市営住宅に入居する際に納付された敷金を積立金として積み立て、退去する際に繰入金として入居者へ返還する。また、運用益は市営住宅の使用者の共同の利便を図るための事業及び特定公共賃貸住宅管理事業の財源に充当している。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

| 事業名               | 事業費    | 財源     |       |        |     |
|-------------------|--------|--------|-------|--------|-----|
|                   |        | 使用料手数料 | 財産収入  | 基金繰入金  | 諸収入 |
| 市営住宅敷金返還金         | 34,935 | 0      | 0     | 34,935 | 0   |
| 特定公共賃貸住宅敷金返還金     | 2,182  | 0      | 0     | 2,182  | 0   |
| 住宅管理事務経費          | 3,775  | 0      | 3,775 | 0      | 0   |
| 特定公共賃貸住宅管理事務経費    | 113    | 0      | 113   | 0      | 0   |
| 特定公共賃貸住宅管理業務委託事業費 | 127    | 0      | 127   | 0      | 0   |

27. 緑化基金

(1) 基金の概要

|           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| 基金の名称     | 緑化基金                              |
| 所管課       | 建設緑政局みどり・多摩川協働推進課                 |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                           |
| 設置年月日     | 昭和60年4月                           |
| 設置目的      | 都市緑化推進事業の資金に充てる。                  |
| 設置期間      | 無期限                               |
| 基金の種別     | 積立基金                              |
| 基金当初設置額   | 0円                                |
| 基金当初設置時財源 | 二次開発等に関する公共的空地整備の代替え措置、市民・企業からの寄附 |
| 基金設置後積立財源 | 住宅建設における公園提供の代替え措置、市民・企業からの寄附     |
| 積立目標額     | 定めていない                            |
| 積立方法      | 寄附金を積み立てる。                        |
| 取崩方法      | 対象事業を実施したときに取り崩す。                 |

(2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度   | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 積立額 | 82,000  | 71,000  | 124,000 | 471,000 | 167,000 |
| 取崩額 | 212,967 | 172,933 | 230,397 | 201,588 | 213,582 |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

(3) 基金の対象事業

|            |                                                                                                                                                                                                          |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名        | 緑化推進事業補助金                                                                                                                                                                                                |
| 根拠法令・関連計画等 | 川崎市緑の推進事業補助金交付要綱<br>公益財団法人川崎市公園緑地協会から、民有地を含む都市緑化や市民が自主的に行う緑地等の維持管理等を推進する団体に対して助成金を交付する。                                                                                                                  |
| 事業内容       | 昭和 61 年 3 月、川崎市緑化基金の設立（昭和 60 年 4 月 1 日）に伴い、基金の果実を運用し、民有地緑化を図ることを目的に、財団法人川崎市緑のまちづくり協会（現在：公益財団法人川崎市公園緑地協会）が設立され、事業を開始。川崎市緑化基金の運用益等を財源とし、公益財団法人川崎市公園緑地協会への補助金の交付を行い、緑地保全助成事業、民有地緑化を含む都市緑化推進事業、普及啓発事業を行っている。 |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名        | 1 5 0 万本植樹事業費                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 根拠法令・関連計画等 | 川崎市緑の推進事業補助金交付要綱<br>公益財団法人川崎市公園緑地協会から、民有地を含む都市緑化や市民が自主的に行う緑地等の維持管理等を推進する団体に対して助成金を交付する。                                                                                                                                                                                    |
| 事業内容       | ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上、市街地での緑化の推進等を図るため、市民、事業者との協働により、植樹運動を展開する。<br>平成 17 年度から市民緑化運動として毎年 1 万本の植樹を目標に「市民 10 万本植樹運動」を推進し、市民、事業者との協働により、平成 21 年度までに約 5 万本の植樹を実施した。平成 22 年度からは、第 61 回全国植樹祭かながわ 2010 川崎サテライトを契機に、市制 100 周年の節目の年にあたる令和 6 年度までに 100 万本の植樹を目指す「市民 100 万本植樹運動」を展開し、 |

|  |                                                                                           |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 令和元年 12 月に目標の 100 万本に到達したため、令和 2 年度からは 150 万本の植樹を目指す「市民 150 万本植樹運動」として事業を推進し、引き続き植樹に取り組む。 |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------|

|            |                                                                                                                                                                                                                                |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名        | 地域緑化等推進事業費                                                                                                                                                                                                                     |
| 根拠法令・関連計画等 | 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例、緑の基本計画                                                                                                                                                                                                    |
| 事業内容       | 市民生活の場である市街地における緑化の推進とうるおいあるまちづくりを進めることを目的として、各地域の緑化に関する目標や自主的な取組をまとめた計画（地域緑化推進計画）を市民との協働によって策定し、地域緑化推進地区として指定している。指定した地区に対して花苗の提供等の支援を行うとともに、新規地区の認定に向けた取組を推進し、市街地での緑の創出・育成及び緑化意識の向上を図る。また、身近な緑化としてゴーヤー等による「かわさき緑のカーテン」を推進する。 |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名        | 臨海部緑のストック再生事業費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 根拠法令・関連計画等 | 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例、川崎市緑の基本計画、川崎市臨海部土地利用誘導ガイドライン、かわさき臨海のもりづくり緑化推進計画                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 事業内容       | <p>（目的）</p> <p>川崎市緑の基本計画では、臨海部を東京湾の緑の一翼を担う「東京湾軸」として位置づけ、本市の顔となる「臨海のもり」の創造を目指すとしている。よって、平成 24 年 6 月策定の「かわさき臨海のもりづくり緑化推進計画」に基づき、行政・事業者・市民それぞれの主体別の取組を進める。</p> <p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年 6 月「かわさき臨海のもりづくり緑化推進計画」策定</li> <li>・平成 24～25 年度 短期事業として、殿町夜光線の植栽帯補修、小島新田公園の施設補修を実施</li> <li>・平成 26～28 年度 中長期事業として、殿町夜光線の環境整備を実施</li> <li>・平成 29 年度～中長期事業として、東扇島 1 号線の環境整備を実施</li> </ul> <p>（事業効果）</p> |

|  |                                 |
|--|---------------------------------|
|  | 効果的な緑化を推進し、防草対策等、環境改善や景観の向上を図る。 |
|--|---------------------------------|

|            |                                                                                                                      |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名        | 都市緑化整備事業費                                                                                                            |
| 根拠法令・関連計画等 | 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例、川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例第9条の規定に基づく公園等整備指針第4条                                                  |
| 事業内容       | 緑化基金協力金の還元事業として、本来であれば事業者の設置する公園を利用できた近隣住民のために、住宅建設事業が実施された場所の近隣において既存の公園の再整備を実施する。協力金納入額の50%を、納入から2年後以降の整備事業費に還元する。 |

|            |                                                                                        |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名        | 緑のボランティアセンター運営事業費                                                                      |
| 根拠法令・関連計画等 | 都市公園法、川崎市都市公園条例、川崎市緑の基本計画、川崎市緑の推進事業交付要領、川崎市「わがまち花と緑のコンクール」実施要綱                         |
| 事業内容       | 緑のボランティアの活動支援と育成をするとともに、市民との協働による公園緑地の維持管理や樹林地の保全・育成を進め、地域コミュニティ形成を図り、市民の緑化意識の高揚を促進する。 |

|            |                                                                                                              |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名        | 特別緑地保全地区等指定事業費                                                                                               |
| 根拠法令・関連計画等 | 川崎市緑の基本計画、都市緑地法、都市計画法、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例、川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例                                           |
| 事業内容       | 市域に残された良好な樹林地等の緑地を保全するため、川崎市緑の基本計画に提示された緑の将来像の形成を目標として、都市緑地法、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、特別緑地保全地区や緑の保全地域の指定を行う。 |

#### (4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

基金を充当する事業・充当額の決定方法については、川崎市緑化基金の運用に関する要領、川崎市緑化基金の運用に関する取り扱い基準に従い決定する。優先順位の付け方に関する方針は特にない。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

| 事業名               | 事業費     | 財源     |           |        |
|-------------------|---------|--------|-----------|--------|
|                   |         | 利子収入   | 市債・その他（※） | 基金繰入金  |
| 緑化推進事業補助金         | 51,028  | 10,059 | 2,291     | 38,678 |
| 150万本植樹事業費        | 2,356   | -      | 2,029     | 327    |
| 地域緑化等推進事業費        | 5,496   | -      | -         | 5,496  |
| 臨海部緑のストック再生事業費    | 4,290   | -      | 3,000     | 1,290  |
| 都市緑化整備事業費         | 26,602  | -      | 9,000     | 17,602 |
| 緑のボランティアセンター運営事業費 | 52,784  | -      | -         | 52,784 |
| 特別緑地保全地区等指定事業費    | 12,905  | -      | -         | 12,905 |
| 全国都市緑化フェア参加経費     | 2,500   | -      | -         | 2,500  |
| 全国都市緑化フェア事業費      | 403,726 | -      | 321,726   | 82,000 |

（※）その他は、森林環境譲与税、緑化基金寄附金、ふるさと納税、国・県支出金、一般財源である。

28. 等々力陸上競技場整備基金

(1) 基金の概要

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 基金の名称     | 等々力陸上競技場整備基金       |
| 所管課       | 建設緑政局緑政部みどりの管理課    |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例            |
| 設置年月日     | 平成21年12月24日        |
| 設置目的      | 等々力陸上競技場整備の資金に充てる。 |
| 設置期間      | 無期限                |
| 基金の種別     | 積立基金               |
| 基金当初設置額   | 0円                 |
| 基金当初設置時財源 | 寄附金                |

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 基金設置後積立財源 | 寄附金、基金運用利子収入      |
| 積立目標額     | 定めていない            |
| 積立方法      | 寄附金を積み立てる。        |
| 取崩方法      | 対象事業を実施したときに取り崩す。 |

(2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|-----|-------|-------|--------|--------|--------|
| 積立額 | 3,640 | 6,396 | 11,446 | 19,864 | 10,493 |
| 取崩額 | 0     | 0     | 0      | 0      | 0      |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

(3) 基金の対象事業

等々力陸上競技場整備の資金に充てるために、積立基金として等々力陸上競技場整備基金が設置されている。

等々力緑地は再編整備事業を進めており、陸上競技場を球技専用スタジアム化する整備を実施予定である。当該基金は、陸上競技場の整備に利用する目的であって、球技専用スタジアムへの整備に充当を行う予定であり、整備期間は令和11年度までとなっていることから、その間に基金を充当する予定である。

・等々力緑地再編整備事業

【概要】

等々力緑地は、緑と水のうるおいの空間を有し、良好な都市環境を形成するための重要な役割を担うとともに、多数の運動施設、市民の憩いの場など多面的な機能を有する市民に親しまれている総合公園である。一方、施設の老朽化や防災対策の充実、社会環境の変化への対応など新たな課題が顕在化していた。

このため、令和4年2月に等々力緑地再編整備実施計画を改定し、令和5年4月からPFI法に基づく事業手法を活用し再編整備と管理運営を一体の事業とした等々力緑地再編整備・運営等事業を開始した。

【検討経緯】

令和5年4月 再編整備に向けた基本設計に着手  
各種調査、法令・条例に基づく協議・検討を開始

令和5年5月 オープンハウス型事業説明会開催  
環境配慮計画書説明会開催

令和5年8月 整備対象施設利用団体等へのヒアリングを開始

令和 6 年 3 月 外周園路整備に関する説明会開催

【今後の予定】

令和 7 年夏前後 再編整備工事着手（予定）

令和 12 年 3 月 再編整備工事完了（予定）

（４）基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

当該基金は、陸上競技場の整備に利用する目的であることから、充当する事業については、等々力緑地再編整備・運営等事業となる。充当額の決定については、陸上競技場の整備期間が不確定であるため、令和 11 年度までの再整備期間の中で決定していくこととなる。利用優先順位については、当該基金が陸上競技場の整備に利用するということを前提に適宜判断していく。

（５）令和 5 年度の事業費

該当なし

## 29. 墓地整備事業基金

（１）基金の概要

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 基金の名称     | 墓地整備事業基金                |
| 所管課       | 建設緑政局緑政部霊園事務所           |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                 |
| 設置年月日     | 平成 31 年 4 月 1 日         |
| 設置目的      | 墓地整備事業の資金に充てる。          |
| 設置期間      | 墓地整備事業が終了するまで           |
| 基金の種別     | 積立基金                    |
| 基金当初設置額   | なし                      |
| 基金当初設置時財源 | なし                      |
| 基金設置後積立財源 | 墓地整備事業特別会計剰余金           |
| 積立目標額     | 定めていない                  |
| 積立方法      | 墓地整備事業特別会計の剰余金を積み立てる。   |
| 取崩方法      | 墓地整備事業の事業費に充当するために取り崩す。 |

(2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度  |
|-----|---------|---------|---------|---------|--------|
| 積立額 | 182,094 | 122,736 | 214,766 | 126,619 | 79,556 |
| 取崩額 | 0       | 0       | 0       | 0       | 0      |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

(3) 基金の対象事業

計画的な墓地の整備を図り墓地を必要とする市民に供給する。具体的には2か所の霊園を運営している。墓地整備事業特別会計によって、事業が運営され、墓地事業の歳入財源は大きく利用者から徴収する使用料と市債発行であった。これまで余剰金を基金として積み立てているものの、取崩しの実績はなかった。しかしながら、早野聖地公園も緑ヶ丘霊園も老朽化や墓地利用者増加予測によって将来の支出に備える必要があるため、基金を設けている。なお、指定管理者「川崎市営霊園パートナーズ（代表企業 西武造園株式会社／構成員 横浜緑地株式会社）」が平成26(2014)年4月1日から令和7(2025)年3月31日まで管理運営をする予定である。

① 早野聖地公園

昭和44年に川崎市営第2霊園として都市計画決定され、昭和54年川崎市麻生区早野に開設された。豊かな自然環境の保全を進めながら、一般墓所のほか新形式墓所が整備され、現在約1万3千基の墓所を供給している。

② 緑ヶ丘霊園

昭和18年高津区下作延に開設され、良質で低廉な墓所を整備するとともに、緑の保全やレクリエーション機能を併せもつ墓地公園として、整備された。現在墓所整備は概ね完了し、現在約2万5千基の墓所が供給されている。

(4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

これまで充当事業はないため、現状は決まっていない。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

|                |         |
|----------------|---------|
| 早野聖地公園墓地整備事業費  | 148,556 |
| 緑ヶ丘霊堂整備事業費     | 1,552   |
| 緑ヶ丘霊園墓地整備事業費   | 68,622  |
| 緑ヶ丘霊園無縁墳墓対策事業費 | 3,282   |
| 公債費            | 17,252  |

内、墓地整備事業基金からの財源充当はなし

### 30. 港湾整備事業基金

#### (1) 基金の概要

|           |                                                                                                                                                                    |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基金の名称     | 港湾整備事業基金                                                                                                                                                           |
| 所管課       | 港湾局庶務課                                                                                                                                                             |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                                                                                                                                                            |
| 設置年月日     | 昭和 56 年 10 月 2 日                                                                                                                                                   |
| 設置目的      | 港湾整備事業に充てる。                                                                                                                                                        |
| 設置期間      | 無期限                                                                                                                                                                |
| 基金の種別     | 積立基金                                                                                                                                                               |
| 基金当初設置額   | 118,740 千円                                                                                                                                                         |
| 基金当初設置時財源 | 使用料及び手数料、繰越金                                                                                                                                                       |
| 基金設置後積立財源 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 港湾整備事業特別会計剰余金</li> <li>・ 貸付金利子積立金</li> <li>・ 東扇島堀込部建設負担金収入積立金（東扇島堀込部土地造成事業に係る J R 東海建設負担金）</li> <li>・ 基金運用利子収入</li> </ul> |
| 積立目標額     | 定めていない                                                                                                                                                             |
| 積立方法      | 港湾整備事業特別会計に剰余金が生じた場合に各会計年度予算に基づき積み立てる。                                                                                                                             |
| 取崩方法      | 港湾施設の整備等により資金が必要になったとき及び東扇島土地造成事業の実施をするときに取り崩す。                                                                                                                    |

#### (2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度     | 令和 2 年度   | 令和 3 年度 | 令和 4 年度   | 令和 5 年度 |
|-----|-----------|-----------|---------|-----------|---------|
| 積立額 | 1,883,247 | 80,192    | 362,466 | 102,092   | 92,158  |
| 取崩額 | 3,898,727 | 1,621,380 | 140,988 | 1,302,085 | 30,397  |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

(3) 基金の対象事業 基金へ積み立てられた資金は、港湾整備事業特別会計に繰り出され、当該特別会計で実施する上屋、モータープール及びコンテナターミナルを中心とした港湾施設整備事業並びに東扇島堀込部土地造成事業へ充当されている。

事業への充当方針については、東扇島掘込部土地造成事業は、基金に積み立てている JR からの負担金を財源としているため、すべて基金財源から充当される。その他の事業に関しては、支出額が大きいものを中心に充当される。

【東扇島掘込部土地造成事業】

### 1 事業目的

川崎港の物流機能強化に資する港湾関連用地等を確保するため、建設発生土を埋立用材として受入れ、新たに海面埋立による土地造成を行います。

### 2 事業概要

○事業主体：川崎市

○事業期間：平成29年度～令和9年度

○埋立区域：東扇島地先の公有水面

○埋立面積：約13.2ha

○埋立用材：建設発生土

○埋立土量：約140万m<sup>3</sup>

| 事業名     | 種別      | 概算額   | 備考     |
|---------|---------|-------|--------|
| 埋立事業    | 護岸築造工事費 | 128億円 | JR東海負担 |
|         | 埋立管理費   | 71億円  |        |
|         | 事務費     | 1億円   |        |
| 基金整備事業費 |         | 40億円  | 川崎市負担  |
| 合計      |         | 240億円 |        |

※リニア中央新幹線梶ヶ谷非常口から搬出される建設発生土を埋立用材として受入れ、受入れに必要な護岸築造工事及び埋立管理等の費用は、東海旅客鉄道株式会社の負担とする。  
(平成30年3月基本協定締結)

### 3 事業進捗状況

○護岸築造工事は、海上からの建設発生土の搬入に必要な開口部を除き、令和4年度末に完了

○令和6年度は、リニア中央新幹線梶ヶ谷非常口から搬出される建設発生土を受入れ、埋立工事を推進します。

○埋立免許における竣工期限が令和7年7月16日のため、竣工期限の変更手続きを今後行う予定です。

(出所：川崎市提供資料)

(4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

東扇島掘込部土地造成事業は、基金に積み立てている JR からの負担金を財源としているため、すべて基金から充当し、それ以外の事業については、支出額が大きいものを中心に充当している。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 港湾整備事業特別会計への繰出金 | 30,397 |
|-----------------|--------|

### 31. 災害救助基金

#### (1) 基金の概要

|           |                                                                                                      |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基金の名称     | 災害救助基金                                                                                               |
| 所管課       | 危機管理本部危機管理部                                                                                          |
| 根拠法令等     | 災害救助法第 22 条、川崎市基金条例                                                                                  |
| 設置年月日     | 平成 31 年 4 月 1 日                                                                                      |
| 設置目的      | 災害救助法に基づく費用の支弁の財源に充てる。                                                                               |
| 設置期間      | 無期限                                                                                                  |
| 基金の種別     | 積立基金                                                                                                 |
| 基金当初設置額   | 1,021,917,000 円                                                                                      |
| 基金当初設置時財源 | 一般財源                                                                                                 |
| 基金設置後積立財源 | 一般財源及び特定財源                                                                                           |
| 積立目標額     | 当該救助実施市を包括する都道府県の当該年度の前年度の<br>前 3 年間の収入額の決算額の平均年額の 5/1000 に相<br>当する額に、当該救助実施市に係る救助実施市人口割合<br>を乗じて得た額 |
| 積立方法      | 法で定められた基準を満たす額を積み立てる。                                                                                |
| 取崩方法      | 救助に要した費用や給与品の事前購入に必要な費用を支<br>出する場合は取崩を行う。                                                            |

#### (2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

|     | 令和元年度     | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-----|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 積立額 | 1,021,917 | 264,754 | 5,591   | 4,697   | 4,715   |
| 取崩額 | 223,441   | 33,037  | 0       | 0       | 0       |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

#### (3) 基金の対象事業

災害救助法に基づく費用の支弁であり、基金から支出することができる費用が定まっている。

|                  |                                                                                                           |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基金から支出することができる費用 | 基金から支出することができる費用<br>① 法による救助に要した費用<br>② 法による給与品の事前購入に必要な費用（基金による備蓄物資）<br>③ 基金の管理に必要な費用（基金の管理に直接必要な手数料、保管料 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|  |                                                                                 |
|--|---------------------------------------------------------------------------------|
|  | 等の費用をいい、都道府県等の職員人件費の類は含まれない。）<br>災害の際の見舞金品又は平常時の災害救助訓練に要する費用等には原則として基金から支出できない。 |
|--|---------------------------------------------------------------------------------|

(4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

災害救助法により、基金から支出することができる費用は、災害救助法による救助に要した費用、災害救助法による給与品の事前購入に必要な費用、基金の管理に必要な費用と定められている。

(5) 令和5年度の事業費

基金から支出することができる費用の支出がなかったため、該当なし。

## 32. 奨学事業基金

(1) 基金の概要

|           |                        |
|-----------|------------------------|
| 基金の名称     | 奨学事業基金                 |
| 所管課       | 教育委員会事務局総務部学事課         |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例、川崎市高等学校奨学金支給条例 |
| 設置年月日     | 昭和46年4月1日              |
| 設置目的      | 奨学事業の資金に充てる。           |
| 設置期間      | 無期限                    |
| 基金の種別     | 積立基金                   |
| 基金当初設置額   | 不明（記録なし）               |
| 基金当初設置時財源 | 寄附金                    |
| 基金設置後積立財源 | 寄附金                    |
| 積立目標額     | 定めていない                 |
| 積立方法      | 寄附金を積み立てる。             |
| 取崩方法      | 原則取崩は行わない。             |

(2) 過去5年間の積立額・取崩額の内訳

単位：千円

|     | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 積立額 | 0     | 1,000 | 0     | 0     | 0     |
| 取崩額 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

### （３）基金の対象事業

高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第１学年から第３学年まで）及び専修学校の高等課程を含む。）に在学する生徒で能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な者に対し奨学金を支給することを目的とする高等学校奨学金事業の財源として、積み立てが行われている。

#### 【充当事業名称】

川崎市高等学校奨学金補助金（川崎市高等学校奨学金）

#### 【制度概要】

- ・能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難なものに、奨学金を支給する制度。（給付型の制度であり、貸付ではない）
- ・高等学校に在学する者に支給する「学年資金」と、高等学校への入学を許可された者（主に中学３年生）に支給する「入学支度金」の制度がある。
- ・高等学校には、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校の高等課程を含む。

#### 【高等学校奨学生資格要件】

次のいずれにも該当する者

- ・川崎市内に住所を有する高校生であること
- ・学業成績について、全履修科目の評定結果の平均値が、５段階評価で３.５以上
- ・前年の合計所得金額が、生活保護法による保護の基準に従い算定した基準額以下

#### 【支援内容】

申請書の受付期間を過ぎてからの申請はできない。ただし、世帯員が死亡した場合や、火災、震災、風水害があった際に申請を受け付ける緊急採用という制度はある。

支給額

- ・学年資金 ※支給時期は前期８月、後期２月

| 学年  | 国公立      | 私立       |
|-----|----------|----------|
| １学年 | 36,000 円 | 60,000 円 |
| ２学年 | 61,000 円 | 85,000 円 |
| ３学年 | 46,000 円 | 70,000 円 |

- ・入学支度金 ※支給時期は３月下旬

国公立に進学：45,000 円      私立に進学：70,000 円

### （４）基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

川崎市高等学校奨学金支給条例第２条に基づき、奨学事業基金の運用利子収入と一般財源を川崎市高等学校奨学金補助金に充当している。

・川崎市高等学校奨学金支給条例

(奨学金)

第2条 奨学金は、奨学事業基金から生ずる利子及び一般歳入をもって充てる。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

|                            | 支給額    | 財源     |       |        |
|----------------------------|--------|--------|-------|--------|
|                            |        | 基金利子収入 | 諸収入   | 一般財源   |
| 高等学校奨学金補助金<br>(川崎市高等学校奨学金) | 50,233 | 180    | 4,482 | 45,561 |

33. 学校給食運営基金

(1) 基金の概要

|           |                                                                                                                                                                           |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基金の名称     | 学校給食運営基金                                                                                                                                                                  |
| 所管課       | 教育委員会事務局健康給食推進室                                                                                                                                                           |
| 根拠法令等     | 川崎市基金条例                                                                                                                                                                   |
| 設置年月日     | 令和3年4月1日                                                                                                                                                                  |
| 設置目的      | 学校給食の安定的な運営に資するための資金に充てる。                                                                                                                                                 |
| 設置期間      | 無期限                                                                                                                                                                       |
| 基金の種別     | 積立基金                                                                                                                                                                      |
| 基金当初設置額   | 168,880,190円                                                                                                                                                              |
| 基金当初設置時財源 | 公益財団法人川崎市学校給食会が保有する資金                                                                                                                                                     |
| 基金設置後積立財源 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用益</li> <li>・公益財団法人川崎市学校給食会が回収した令和2年度以前の滞納分学校給食費</li> <li>・川崎市が回収した令和3年度以降の滞納分学校給食費</li> <li>・前年度の学校給食費の余剰分（入札差金等による）</li> </ul> |
| 積立目標額     | 定めていない                                                                                                                                                                    |
| 積立方法      | 前年度の学校給食費徴収金に剰余金が生じた場合、当該剰余金相当額を翌年度に積み立てる。                                                                                                                                |
| 取崩方法      | 材料費に係る支出の財源として、当該年度の学校給食費徴収金だけでは不足する場合に、基金を取り崩し、充当する。                                                                                                                     |

(2) 過去5年間の積立額・取崩額の内訳

単位：千円

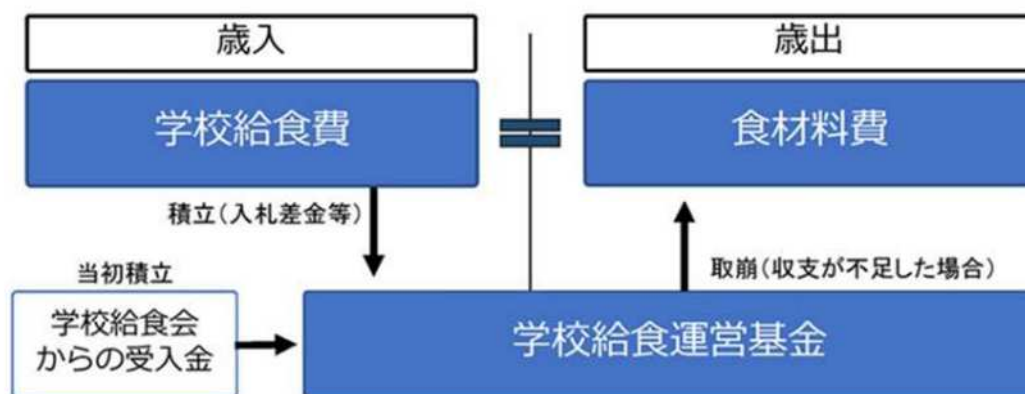
|     | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度  |
|-----|-------|-------|---------|---------|--------|
| 積立額 | -     | -     | 168,880 | 155,148 | 42,415 |
| 取崩額 | -     | -     | 0       | 0       | 0      |

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

(3) 基金の対象事業

基金の対象事業は予期せぬ食材価格の変動への対応である。

学校給食費は、学校給食法や川崎市学校給食費の管理に関する条例に基づく、食材料費に充当する特定財源であることから、余剰分の学校給食費については基金に積むこととし、予期せぬ食材価格の変動があった場合には、基金からの取崩しを行うことで、学校給食の安定的な実施と保護者等から徴収した学校給食費を確実に食材料費に充当する。



(4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

基金を充当する事業は学校給食物資購入事業であり、充当額の決定方法は歳入が歳出を下回った場合に、その差額を補填するために基金を取り崩す。

(5) 令和5年度の事業費

該当なし

## VII. 監査の結果及び意見

### (1) 監査の結果について

今回の包括外部監査では、これまで川崎市の包括外部監査では一度も監査テーマとされたことがなかった基金を監査対象とした。

基金に関する事務については、監査を通じて法令、条例、規則、要綱等に抵触する事項は少ないことがわかったため、今回は、市民にとってはあまりなじみがないものと思われる基金の全体像を明らかにし、厳しい財政状況の中で基金をより有効に活用するための意見を行うことを主眼にして監査を行った。

監査の実施結果については、基金の管理及び運用に関する財務事務の執行について合规性の観点から大きな問題は発見されなかった。

なお、川崎市では基金を一般財源等の他の財源との組み合わせで活用しているため、大部分の基金で積立方針、積立目標額が設定されていない。そのため、基金をどの程度活用するかは毎年の予算編成の過程で決定されるものであり、基金財源単独での事業実施を想定していない以上、他団体とは異なり基金の積立方針や積立目標額の設定については監査要点としたものの、指摘や意見の対象とはならなかったことを補足する。

意見については、前述のとおり厳しい財政状況に対して、川崎市が財政処理上のツールとして基金を有効活用するための提案等を行っている。

はじめに基金の運用面において、現状、市は複数の基金を一体のものと捉え、基金を一元的に管理し、運用する手法である一括運用を採用しているが、有価証券での運用は減債基金の資金に該当する部分になっているため、減債基金以外の資金についても、より期間が長い預金又は有価証券による運用を検討してもよいのではないかと提案した。

また、基金利子収入をもって事業の財源としている基金において実施している事業では、これまでの低金利も影響し、事業費全体に占める基金財源（基金利子収入）の割合は低く、一般財源等他の財源の投入割合が多くなっている。そのため、寄附等によって資金を集めやすい基金については、他の寄附集めの好事例を横展開し、基金及び実施事業に関する情報開示をより充実させること、電子マネーでの寄附等、寄附手法を増やすことで、基金による財源確保を図ることも考えられる。

加えて、減債基金に関連して、一般会計の収支不足の補填として、減債基金からの借入を行っているが、令和6年3月末で借入の累積額が517億円と多額になっており、当該借入については減債基金への返済が適切に実施されないと、将来における市債の償還金不足が生じる可能性があり、計画的かつ確実な返済が望まれる。

さらに、基金に関する財務事務についても適正性を確保しながら、業務の効率性を図ることができるよう、基金管理簿での管理からシステム化の検討を提言している。

その他、市の基金を統括している財政局資金課では毎年、基金概況調査を行い、所管課が

考える基金に関する現状の問題点、今後の課題を把握している。当該基金概況調査に記載されている現状の問題点、今後の課題については、今回の包括外部監査でも所管課へのヒアリング等で確認することができた。このような調査を毎年行い、所管課が考える問題点、課題を把握することは市の基金全体をモニタリングするという点で良い取組みであると考え。今後は寄附の好事例の横展開など、把握した問題点、課題について、PDCA による機能を発揮し、解決に向けた横断的取組が可能なものは積極的に実施していくことで基金の更なる有効活用につながると考える。

基金は「会計年度において支出する経費の財源はその年度の収入をもってこれに充てる」とする会計年度独立の原則の例外であり、年度を超えた機動的な財政出動を可能とするものである。財政処理上のツールとして更なる活用ができるよう期待する。

(2) 監査対象の基金、指摘及び意見

「Ⅰ.包括外部監査の概要 (5) 包括外部監査の対象・実施期間 ①対象」に記載のとおり、令和5年度末に設置されている川崎市の全ての基金を監査対象としている。

監査の結果発見された指摘、意見を監査対象の基金ごとに整理すると以下のとおりである。

| No. | 指摘・意見 | 基金名          | 内容                          |
|-----|-------|--------------|-----------------------------|
| 1   | 意見    | —            | 減債基金以外の基金の運用手法の検討について       |
| 2   | 意見    | 奨学事業基金       | 寄附金増額に向けた取組の検討について          |
| 3   | 意見    | 減債基金         | 減債基金からの借入の確実な返済について         |
| 4   | 意見    | —            | 基金収支状況集計表のシステム化について         |
| 5   | 意見    | 文化振興基金       | 基金の活用方針について                 |
| 6   | 意見    | 文化振興基金       | 寄附金増額に向けた取組の検討について          |
| 7   | 意見    | 国際交流基金       | 基金充当事業の検討について               |
| 8   | 意見    | 競輪施設等整備事業基金  | 中長期の積立計画の作成について             |
| 9   | 意見    | 市営住宅等敷金基金    | 基金残高と市営住宅管理システムの敷金残高の照合について |
| 10  | 指摘    | 等々力陸上競技場整備基金 | 募金の回収手続について                 |
| 11  | 意見    | 等々力陸上競技場整備基金 | 募金箱のあり方の検討について              |

### (3) 指摘及び意見

#### ① 【意見】 減債基金以外の基金の運用手法の検討について

令和 5 年度における基金の運用においては、有価証券での運用は減債基金に対応する部分のみとなっており、令和 6 年 3 月 31 日時点における減債基金残高は 266,977 百万円で、有価証券残高は 156,501 百万円である。

減債基金に対応する部分のみ有価証券で運用している理由は、減債基金は市債償還に合わせて取崩を行っており、償還時点までは取崩が生じないことから、長期間の運用を前提とした有価証券での運用に適していることによるものである。減債基金以外の基金については、一般財源等の他の財源との組み合わせで事業に充当するという財政処理上のツールとして利用している実態から、毎年度の予算策定時に基金からの充当額が決まるところ、急な取崩や場合によっては基金自体の廃止による一般会計への繰戻が生じる可能性もあり、長期間の運用を前提とした有価証券での運用に適さないとのことであった。そのため、令和 5 年度までは、減債基金以外の部分は、主に 1 か月以内の短期の定期預金による運用が行われていた。

しかしながら、減債基金以外の基金の取崩の実態を確認したところ、前年度の基金残高に対する基金取崩の割合（取崩率）は過去 3 年間では平均して 9.4%で、取崩額の平均は約 48 億円であった。

単位：千円

|          | 令和 3 年度    | 令和 4 年度    | 令和 5 年度    | 平均         |
|----------|------------|------------|------------|------------|
| 前年度残高（※） | 47,521,646 | 48,744,124 | 53,475,948 | 49,913,906 |
| 新規積立（※）  | 5,017,849  | 7,626,213  | 5,049,395  | 5,897,819  |
| 利子積立額（※） | 205,227    | 197,371    | 193,560    | 198,719    |
| 取崩額（※）   | 4,000,606  | 3,091,771  | 7,360,292  | 4,817,556  |
| 取崩率      | 8.4%       | 6.3%       | 13.7%      | 9.4%       |

※基金収支状況集計表から減債基金を除いた金額を集計

減債基金部分以外の残高は過去 3 年の平均で約 499 億円であり、取崩額の平均が約 48 億円であることを考慮すれば、減債基金部分以外についても、より期間の長い預金、有価証券での運用を検討する余地はあると考える。仮に取崩額平均の 5 年分程度は急な取崩・廃止等に備えて、これまでどおり短期の預金で運用するとしても、残り 250 億円程度は、より期間の長い定期預金、有価証券による運用は可能と考える。

また、減債基金部分は市債償還の時期も考慮し、10 年債、20 年債、30 年債といった長期の有価証券で運用されているが、減債基金部分以外はこのように長期に渡って基金資金の

固定化が生じる可能性は低いことから、運用期間については減債基金部分より短くなることが想定されるものの、運用期間には十分に留意したうえで、より期間の長い定期預金、有価証券による運用は可能と考える。

川崎市は基金運用の方法として一括運用を採用している。一括運用のメリットとしては、基金全体で流動性を確保することで、全体の運用効率性を高めることが可能であるという点が挙げられる。過去の取崩の実態から一定の流動性を確保したうえで、減債基金部分以外についても、より期間の長い預金や有価証券による運用を検討することが望まれる。今後、金利が上昇することも予想され、基金を有効活用することで機会損失を回避し、川崎市の健全な財政運営に寄与する改善提案とする。

## ② 【意見】 寄附金増額に向けた取組の検討について

### （奨学事業基金）

当該基金はその利子収入を事業費に充当する財源としているが、近年の低金利による利子収入の減少により、一般財源等の他の財源の事業費に占める割合が高くなっている。そのため、将来的に渡って事業を安定的に実施するうえで、当該基金の周知や寄附金の募集に関する通知などによって寄附金を増額し、基金積立の充実を図ることが課題になっていると言える。

同じ市の基金である子ども・若者応援基金においては寄附の募集に関するホームページで「川崎市子ども・若者応援基金のリーフレット」という区分を設け、過年度における基金を活用した事業の取組が詳細に記載されており、当該基金を財源とした事業が分かりやすく紹介されている。

また、他の公的組織の独立行政法人においても厳しい財務状況の中、自己収入の拡大に向けた取組として寄附金収入拡大に向けた取組が行われている。

その中でも特に寄附を行いやすくするための工夫として、いつでもどこでも少額から行える寄附として、コンビニのマルチメディア端末からの寄附、クレジットカードによるオンライン決済、クレジットカードのポイント利用、電子マネーによる寄附が紹介されている。

さらに、寄附ポータルサイトを作成し、法人の基金など寄附に関する情報を集約し、寄附者が寄附を行いやすい仕組みを構築している。

このような好事例を参考に、奨学事業基金においても寄附金増額に向けた取組の検討を行ってもよいと考える。

## 【独立行政法人の寄附金収入拡大に向けた取組】

**寄附を行いやすくなるための工夫**

◎**本de寄付⇒親しみやすく、参加しやすい寄附**  
読み終わった本、CD等を大手中古書店業者に買い取っていただき、その買取金額が寄附金となる。高齢者の利用が多いことから、高齢者向け情報誌に広告を掲載するなどの工夫をしている。

◎**企業協働プロジェクト⇒手間なく社会貢献できる寄附**  
企業からの寄附金を直接、特定の活動の支援に充てるプログラム。企業の社会貢献活動への考え方の変化に対応し、寄附を行った企業自身の貢献度を見えやすくする。企業が関連の深い分野・地域を選び、企業のプロジェクトとしてPR可能。  
機構が支援先の募集・審査・支払等を行うため、企業は手間なく環境保全活動に参画可能。

◎**地球環境基金サポーター⇒継続的に行える寄附**  
寄附者が継続的に寄附を行えるよう2種類の寄附方法（毎月、毎年）を用意。

◎**電子マネーによる寄附⇒いつでも少額から行える寄附**  
若者の利用が多い電子マネーの普及に鑑み、2021年から「J-Coin Payのぼっちと募金」「メルカリ寄付」による電子マネーを利用した寄附の受付を開始。  
※ 以前からの常設募金箱や金融機関からの振込に加え、クレジットカードのオンライン決済やポイントを利用した寄附など、多様な寄附方法を用意（右図）



**寄附金事業の認知度向上の工夫をしている事例**

**SNSの活用等により認知度の向上に努めている事例**  
【国立成育医療研究センター】  
→ p 4



**ホームページへの掲載を工夫している事例**  
【理化学研究所】  
【宇宙航空研究開発機構】  
→ p 5, 6



（出所：第 38 回独立行政法人評価制度委員会資料）

## 【独立行政法人国立文化財機構 寄附ポータルサイト】

**国立文化財機構 寄附ポータルサイト**

施設からさがす    寄附事業をさがす    会員制度をさがす    遺贈寄附    寄附をお考えの方へ

ホーム / 寄附・会員制度をさがす

**寄附事業一覧**

|                                                                                                                                  |                                                                                                                               |                                                                                                                                  |                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>東京国立博物館<br/>博物館常設への寄附図</p> <p>1,000円～</p> |  <p>京都国立博物館<br/>文化財保護基金</p> <p>1,000円～</p> |  <p>奈良国立博物館<br/>文化財修復保存基金</p> <p>1,000円～</p> |  <p>奈良国立博物館<br/>リサイクル募金誌</p> <p>査定額による</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（出所：独立行政法人国立文化財機構ホームページ）

### ③ 【意見】 減債基金からの借入の確実な返済について

減債基金の繰替運用については、年度末に一度、繰戻を行うものの、再度、翌年度に繰替運用を予算計上し実行することで、繰替運用額が累積し、実質的に長期借入を行うことと同様の状況になっている。この減債基金からの借入金については、令和 5 年度末で 517 億円と多額になっている。

減債基金への返済額については、市の「今後の財政運営の基本的な考え方（令和 4 年 3 月改定）」において、「減債基金借入金については、当面の措置として、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行っているが、早期の解消が必要であることから、市民サービスの安定的な提供と、財政状況のバランスに配慮しながら、毎年度の予算編成や決算の中で、借入額の圧縮と早期の返済に努める」旨が記載されている。そして、収支フレームにおいては、財政状況を踏まえ、令和 10 年度以降に毎年の返済額を 20 億円として仮計上している。

当該借入については減債基金への返済が適切に実施されないと、将来における市債の償還金不足が生じる可能性があり、計画的かつ確実な返済が望まれる。また、市の収支フレームでは、令和 10 年度以降、毎年 20 億円の返済が記載されているが、当該収支フレームを踏まえ確実な返済を行うことが望まれる。

(収支フレーム)

(単位 億円)

|                         | 収 支 フ レ ム 期 間 |              |              |              |              |              | 収 支 見 通 し 期 間 |               |               |               |               |
|-------------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|                         | R3<br>(2021)  | R4<br>(2022) | R5<br>(2023) | R6<br>(2024) | R7<br>(2025) | R8<br>(2026) | R9<br>(2027)  | R10<br>(2028) | R11<br>(2029) | R12<br>(2030) | R13<br>(2031) |
| 国庫支出金                   | 1,467         | 1,621        | 1,487        | 1,516        | 1,507        | 1,544        | 1,544         | 1,522         | 1,559         | 1,542         | 1,530         |
| 市債                      | 628           | 861          | 636          | 578          | 489          | 538          | 583           | 543           | 697           | 505           | 421           |
| その他特定財源                 | 1,020         | 1,087        | 1,103        | 1,086        | 1,079        | 1,098        | 1,081         | 1,083         | 1,084         | 1,081         | 1,079         |
| 一般財源合計                  | 4,155         | 4,321        | 4,382        | 4,393        | 4,460        | 4,504        | 4,514         | 4,547         | 4,579         | 4,590         | 4,582         |
| 歳 入 合 計                 | 7,270         | 7,890        | 7,608        | 7,573        | 7,535        | 7,684        | 7,722         | 7,695         | 7,919         | 7,718         | 7,612         |
| 減債基金借入金 返済              | 0             | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            | 0             | 20            | 20            | 20            | 20            |
| 投資的経費                   | 959           | 1,324        | 1,097        | 1,008        | 875          | 988          | 1,019         | 943           | 1,166         | 946           | 819           |
| 未定枠                     | 0             | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            | 0             | 0             | 180           | 145           | 135           |
| 大規模な投資的経費(新規分)          | 1             | 2            | 6            | 45           | 55           | 128          | 150           | 139           | 267           | 127           | 101           |
| 大規模な投資的経費(継続分)          | 411           | 805          | 467          | 272          | 153          | 188          | 225           | 192           | 172           | 188           | 123           |
| 基礎的な投資的経費               | 547           | 517          | 624          | 691          | 667          | 672          | 644           | 612           | 547           | 486           | 460           |
| 一部の社会保障関連経費             | 2,277         | 2,374        | 2,445        | 2,465        | 2,520        | 2,549        | 2,561         | 2,574         | 2,589         | 2,604         | 2,615         |
| 高齢者福祉                   | 401           | 425          | 428          | 427          | 429          | 440          | 446           | 453           | 462           | 471           | 476           |
| 障害者福祉                   | 513           | 541          | 568          | 567          | 585          | 579          | 585           | 591           | 597           | 603           | 609           |
| 生活保護                    | 578           | 578          | 578          | 578          | 578          | 578          | 578           | 578           | 578           | 578           | 578           |
| 保育事業(待機児童対策)            | 739           | 784          | 825          | 847          | 882          | 906          | 906           | 906           | 906           | 906           | 906           |
| 小児医療費助成                 | 46            | 46           | 46           | 46           | 46           | 46           | 46            | 46            | 46            | 46            | 46            |
| 公債費(諸費を除く)              | 707           | 725          | 734          | 730          | 720          | 701          | 695           | 695           | 675           | 691           | 688           |
| 管理的経費・政策的経費             | 3,613         | 3,706        | 3,538        | 3,490        | 3,469        | 3,436        | 3,439         | 3,445         | 3,454         | 3,440         | 3,453         |
| 職員給与費                   | 1,468         | 1,476        | 1,476        | 1,476        | 1,476        | 1,476        | 1,476         | 1,476         | 1,476         | 1,476         | 1,476         |
| 管理的経費                   | 684           | 694          | 694          | 669          | 667          | 667          | 665           | 663           | 662           | 662           | 665           |
| 政策的経費(中学校給食(IPF1分)含む)   | 1,461         | 1,536        | 1,368        | 1,345        | 1,326        | 1,293        | 1,298         | 1,306         | 1,316         | 1,302         | 1,312         |
| 歳 出 合 計                 | 7,556         | 8,129        | 7,814        | 7,693        | 7,584        | 7,674        | 7,714         | 7,677         | 7,904         | 7,701         | 7,595         |
| 収 支                     | ▲ 286         | ▲ 239        | ▲ 206        | ▲ 120        | ▲ 49         | 10           | 8             | 18            | 15            | 17            | 17            |
| 減債基金からの借入残高             | 813           | 1,052        | 1,258        | 1,378        | 1,427        | 1,427        | 1,427         | 1,407         | 1,387         | 1,367         | 1,347         |
| <b>決算見込ベース</b>          |               |              |              |              |              |              |               |               |               |               |               |
| 減債基金からの新規借入<br>(返済は△表記) | 129           | 194          | 161          | 75           | 4            | △ 55         | △ 53          | △ 83          | △ 80          | △ 82          | △ 82          |
| 減債基金からの借入残高             | 656           | 850          | 1,011        | 1,086        | 1,090        | 1,035        | 982           | 899           | 819           | 737           | 655           |

※決算における収支改善を見込む(年45億円H24-R2平均・R3はR4.3月補正後の現計予算)

※退職手当債・行政改革推進債を一般財源として扱っています。

(出所：今後の財政運営の基本的な考え方(令和4年3月改定))

#### ④ 【意見】基金収支状況集計表のシステム化について

川崎市が保有する全ての基金の現在高を把握し、管理する資料として「基金収支状況集計表」が財政局資金課において作成されている。当該集計表は基金名称、所管局、増減高、増減内訳（積立額、処分額）、会計年度末の現在高及び保管方法が記載されており、市が保有する基金の状況を一覧できる資料となっている。

現状、当該基金収支状況集計表は Excel による手作業での作成となっている。具体的には前会計年度末現在高を基礎に会計年度期間中の増加額については、各基金所管からの報告及び財務会計システムにおける積立の伝票から把握した新規積立、利子積立の計数を Excel に手入力し、減少額についても同様に、各基金所管からの報告及び財務会計システムにおける取崩の伝票から把握した処分額の計数を Excel に手入力することで、当該会計年度末の現在高を算定している。当該作業を全ての基金において実施しているが、手入力のため非効率であり、入力誤りのリスクもある。さらに入力誤りがあった場合の発見についてであるが、単純な金額の入力誤りであれば、会計年度末の現在高合計が基金運用先の預金や有価証券の残高証明書等の合計額と一致せず発見可能と考える。しかしながら、各基金の増減額の入力において入り繰りによる入力誤りがあった場合、個別基金の現在高には誤りが生じるが、基金合計額では残高証明書等と一致することから誤りは発見できない。

以上から、基金の増減高、現在高に誤りが生じるリスクの回避、業務効率性の観点から、可能なかぎり計数の手入力が生じないように、将来的には、例えば財務会計システムから出力したデータを取り込みことにより、基金の増減額が手入力ではなく作成されるなど、基金収支状況集計表のシステム化を検討してもよいと考える。

#### ⑤ 【意見】基金の活用方針について

（文化振興基金）

川崎市出身の詩人・童謡作家であり、高津区諏訪で小黑恵子童謡記念館（以下「童謡記念館」という。）を開設して、童謡文化の普及啓発に取り組んだ小黑恵子氏が平成 26 年 4 月に逝去し、童謡記念館の土地や建物、展示資料などの財産を川崎市に遺贈すると遺言を遺された。市ではこれらの遺贈を受け、基金に積み立て、童謡文化の普及啓発と地域の憩い、交流の場とすることを目的として、童謡記念館を運営している。

そのため、当該基金の内訳として小黑恵子氏からの寄附の積立金は、童謡記念館の管理運営に活用されている。小黑恵子氏の遺贈部分の基金残高は 207,127 千円（令和 6 年 5 月 31 日時点）であるが、当該遺贈部分の基金は童謡記念館の収支補填のために取り崩されており、令和 5 年度の取崩額は 10,952 千円である。

このままの取崩では遺贈部分の基金残高は 20 年程度で枯渇することになるため、基金残高が十分にある現時点において、当基金の活用方針を検討することが必要と考える。

## ⑥ 【意見】 寄附金増額に向けた取組の検討について

### （文化振興基金）

上述のとおり、当該基金では小黒恵子氏からの寄附の積立金は、童謡記念館の管理運営に活用されているが、現状の取崩額が続く場合、基金残高は20年程度で枯渇することになる。この点、基金残高の枯渇を防止する方法として、寄附金増額に向けた取組の検討が考えられる。

現状、文化振興基金に関するホームページでは寄附金募集と文化振興基金の仕組みの紹介のみで、童謡記念館の管理運営といった基金を財源とした事業の紹介はなされていない。

同じ市の基金である子ども・若者応援基金においては寄附の募集に関するホームページで「川崎市子ども・若者応援基金のリーフレット」という区分を設け、過年度における基金を活用した事業の取組が詳細に記載されており、当該基金を財源とした事業が分かりやすく紹介されている。

また、他の公的機関である独立行政法人においても厳しい財務状況の中、自己収入の拡大に向けた取組として寄附金収入拡大に向けた取組が行われている。

その中でも特に寄附を行いやすくするための工夫として、いつでもどこでも少額から行える寄附として、コンビニのマルチメディア端末からの寄附、クレジットカードによるオンライン決済、クレジットカードのポイント利用、電子マネーによる寄附が紹介されている。

さらに、寄附ポータルサイトを作成し、法人の基金など寄附に関する情報を集約し、寄附者が寄附を行いやすい仕組みを構築している。

このような好事例を参考に、寄附金増額に向けた取組の検討を行ってもよいと考える。

## 【独立行政法人の寄附金収入拡大に向けた取組】

**寄附を行いやすくなるための工夫**

◎**本de寄付⇒親しみやすく、参加しやすい寄附**  
読み終わった本、CD等を大手中古書店業者に買い取っていただき、その買取金額が寄附金となる。高齢者の利用が多いことから、高齢者向け情報誌に広告を掲載するなどの工夫をしている。

◎**企業協働プロジェクト⇒手間なく社会貢献できる寄附**  
企業からの寄附金を直接、特定の活動の支援に充てるプログラム。企業の社会貢献活動への考え方の変化に対応し、寄附を行った企業自身の貢献度を見えやすくする。企業が関連の深い分野・地域を選び、企業のプロジェクトとしてPR可能。  
機構が支援先の募集・審査・支払等を行うため、企業は手間なく環境保全活動に参画可能。

◎**地球環境基金サポーター⇒継続的に行える寄附**  
寄附者が継続的に寄附を行えるよう2種類の寄附方法（毎月、毎年）を用意。

◎**電子マネーによる寄附⇒いつでも少額から行える寄附**  
若者の利用が多い電子マネーの普及に鑑み、2021年から「J-Coin Payのぽちっと募金」「メルカリ寄付」による電子マネーを利用した寄附の受付を開始。  
※ 以前からの常設募金箱や金融機関からの振込に加え、クレジットカードのオンライン決済やポイントを利用した寄附など、多様な寄附方法を用意（右図）

**寄附金事業の認知度向上の工夫をしている事例**

**SNSの活用等により認知度の向上に努めている事例**  
【国立成育医療研究センター】  
→ p 4



**ホームページへの掲載を工夫している事例**  
【理化学研究所】  
【宇宙航空研究開発機構】  
→ p 5, 6



（出所：第 38 回独立行政法人評価制度委員会資料）

## 【国立文化財機構 寄附ポータルサイト】

国立文化財機構 寄附ポータルサイト

施設からさがす    寄附事業をさがす    会員制度をさがす    遺贈寄附    寄附をお考えの方へ

ホーム / 寄附・会員制度をさがす

**寄附事業一覧**

|                                                                                                                        |                                                                                                                      |                                                                                                                         |                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <br>東京国立博物館<br>博物館常設への寄附<br>1,000円～ | <br>京都国立博物館<br>文化財保護基金<br>1,000円～ | <br>奈良国立博物館<br>文化財修復保存基金<br>1,000円～ | <br>奈良国立博物館<br>リサイクル募金<br>査定額による |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（出所：独立行政法人国立文化財機構ホームページ）

⑦ 【意見】基金充当事業の検討について

(国際交流基金)

当該基金の設置目的は川崎市基金条例第3条第1項に記載のとおり、「国際交流事業の資金に充てる」ことであり、基金を財源として実施される可能性がある事業としては、「国際交流事業の資金、国際交流に関する企画、調査、研究、研修、情報の収集・提供及び各種行事の開催等並びに国際交流の実施」、「川崎市国際交流協会への運営助成」である。

当該基金の仕組みとして、「積み立てた基金から生じる利息を広く国際交流のために役立てるもの」となっており、基金の取崩がない状況であるが、今後5年間の資金計画では外国人住民が増えていく中で、社会的ニーズに合った取組等に充当する予定として年間5百万円の取崩が計画されている。

このように、資金計画では基金の取崩が計画されているものの、取崩による充当事業については「今後、外国人住民が増えていく中で、社会的ニーズに合った取組等に充当する予定」との方針はあるものの具体的に充当が予定される事業が決まっているわけではない。

財政処理上のツールとして基金を有効活用する意味でも、具体的な基金充当事業については引き続き検討が必要と考える。

⑧ 【意見】中長期の積立計画の作成について

(競輪施設等整備事業基金)

現状、当該基金の毎年度の積立額については、競輪事業特別会計で生じた余剰金を基礎に、一般会計への繰出金との調整によって決まる仕組みである。また、今後の施設・設備の整備スケジュールについては令和13年度まで作成されている状況である。

今後の基金の充当先としては、川崎競輪場再整備基本計画に基づく競輪場再整備事業や施設の老朽化に対する維持補修に関する支出となるが、このような施設の再整備、老朽化対策に関する支出は多額となり、再整備等を行う年度の競輪事業の収益のみでの対応は難しく、基金財源との組み合わせで対応する予定とのことである。この点については基金を財政処理上のツールとして利用するという市の方針に従った運用であるが、実際の整備や補修の実施年度において潤沢な事業収益があることは保証されておらず、施設の再整備、老朽化対策に関する支出は多額となることも考慮し、基金財源の確保が必要と考える。

特に当該基金の積立財源は競輪事業特別会計で生じた余剰金であり、寄附金を積立財源としているような基金とは異なり、中長期的な積立計画の作成が可能で、そのような積立計画に従った基金財源の確保を検討することも可能と考える。

基金はあくまでも財政処理上のツールであり、事業実施時における当該年度の事業収益のみでは不足する金額について、基金財源で対応するという考えであるが、当該実施事業は施設整備等により多額の支出が見込まれるもので、基金財源の確保も重要であり、かつ特別

会計で生じた余剰金が積立原資であることから、寄附金を積立財源としている基金より積立計画が立てやすいと考える。また、そのような中長期の積立計画があることにより、事業費のうち、どれくらいを基金財源で賄うかの目安となり、財政処理上のツールとしての基金の有効活用にもつながると考える。

以上から、当該基金については基金財源を確保するための中長期的な積立計画の作成を検討してもよいと考える。

なお、令和 6 年度において財政局との予算編成の調整も経た上で、中長期的な計画の作成に向けて具体的な作業に着手している。

#### ⑨ 【意見】 基金残高と市営住宅管理システムの敷金残高の照合について

(市営住宅等敷金基金)

当該基金については特定の事業を行うために積立・取崩が行われるものではなく、入居者からの敷金を返還時まで積み立てておく、いわば預り金の性質を有するものである。そのため、市営住宅への新規入居者から敷金の受領があった場合、市営住宅管理システム上、敷金の入金処理を行い、敷金の返還が行われた場合、敷金の返還処理を行っており、一方、基金では年に一度、敷金の受領金額を積み立て、返還金額を取り崩していることから、システム上の敷金残高と基金残高は基本的には一致することになる。

仮に市営住宅管理システムの入力処理に誤りがあった場合や、基金の管理上の誤りがあった場合、両者は一致しなくなる可能性がある。そのような誤りを早期に発見するためにも定期的に基金残高と市営住宅管理システムの敷金残高の照合を行うことは有効と考える。

また、基金の実在性の検証でも記載したとおり、ストック情報としての基金の実在性を確認する意味でも、さらに当該基金は退去時に入居者へ返却が必要な点で債務性を有するものである点からも残高照合は重要と考える。

以上から、定期的に基金残高と市営住宅管理システムの敷金残高の照合を行うことを検討する必要があると考える。

#### ⑩ 【指摘】 募金の回収手続について

(等々力陸上競技場整備基金)

等々力陸上競技場整備基金は等々力陸上競技場の改修に役立てることを目的として積み立てられているため、等々力陸上競技場、等々力陸上競技場をホームグラウンドとして活動しているサッカーチーム川崎フロンターレの事務所、公式グッズショップ、川崎フロンターレが運営するフットサルコートであるフロンタウン鷺沼に当該基金への募金箱が設置されている。

募金箱の寄附金については、定期的に市職員によって回収されているが、現状、回収作業

は職員 1 人で行っているため、盗難・紛失のリスクは回収を複数人で行った場合に比べて高いと言える。また、川崎市募金箱の方法による寄附金の収納に関する要綱では、「募金箱内の収納額を確認する場合は、複数の金銭取扱員等の立ち合いのもと行う」ことが定められているため、当該要綱に従った回収作業となっていない。

募金箱の寄附金自体は少額であるが、盗難・紛失といった事故が起こった場合、その影響は大きいことから、募金箱の寄附金の回収は寄附金の収納に関する要綱に従い複数人で行う必要があると考える。

#### ⑪ 【意見】募金箱のあり方の検討について

(等々力陸上競技場整備基金)

同基金における寄附の主な手段は、団体からの寄附やふるさと納税であり、当該募金箱における寄附金が少額であること、また、回収や収納に関する職員の負担が収納金額に比べて大きくなっていることから、費用対効果も踏まえた募金箱のあり方を検討することが望まれる。